

婦人関係資料シリーズ

統計資料 No. 7

保存資料
婦人課

婦人関係資料集報

第 4 号

労働省婦人少年局

婦人関係資料集報 第4号

は し が き

婦人少年局では、年間の婦人の動勢を総括的に紹介するため、関係諸官庁及び民間諸機関の御諒解と御協力を得て、各分野にわたる統計資料をしる集、編集し、毎年、婦人関係資料集報を刊行していますが、今回は各部門別の解説を加えてお贈りします。

法制上男子と平等な権利をもっている日本婦人が、実際に各方面においてどのように進出しているか、どこに問題があるか、ということについて関心をもたれるかたがために、この資料がお役に立てば幸いです。

なお今回の資料は、原則として1951年間の数字によつておりますが、その期間に適當なものない場合は、多少前後するものを用いました。

1952年8月

労働省婦人少年局

目次

は し が き

第 I 部 概 要

I 人 口 と 婦 人	5
II 政 治 関 係	6
III 労 働 関 係	6
就業状態、雇用指数、職業紹介状況、賃金、労働組合	
IV 教 育 関 係	8
就学状況、新卒業生の動向、奨学金制度の利用者、海外留学生、 社会教育施設、婦人団体	
V 厚 生 関 係	10
人口動態、社会施設、生活保護、社会保険、産児調節と優生保護法によ る人工妊娠中絶、生活協同組合、女世帯の生活	
VI 司 法 関 係	11
家庭裁判所にあらわれた問題、受刑者、人権侵犯事件、売春婦の状況	
VII 農 村 関 係	12

〈附 表 及 び 図 表〉

A表 産業別の女子就業者数	6
B表 男女在学生数の前年度との比較	8
C表 女子学生の割合	8
D表 自然死産数と人工妊娠中絶数	10
E表 優生保護法による人工妊娠中絶実施数	11
第1図 年齢各才別の男女の人口	6
第2図 産業別女子雇用指数の推移	7
第3図 生活費内訳果年比較	7
第4図 男女学生の卒業後の状況	9
第5図 女子受刑者数の推移	12

第 II 部 統 計 表

I 人 口 と 婦 人

第 1 表 全国都道府県別男女別人口及び世帯の概数	13
第 2 表 年齢各才別の男女の人口	14

II 政 治 関 係

第 3 表 公職にある男女の数	16
第 4 表 第3表の各公職について	20
第 5 表 党派別の婦人議員数	22
第 6 表 地方選挙における全国の有権者数、投票者数及び投票率	22
第 7 表 第2回地方選挙における各都道府県の投票率	24
第 8 表 総選挙における男女有権者数、投票者数及び投票率	25
第 9 表 各国婦人の参政権獲得状況	25
第 10 表 地方公共団体の数	26

III 労 働 関 係

第 11 表 労働力人口と非労働力人口	27
第 12 表 産業別の男女雇用指数	28
第 13 表 一般職業紹介状況（常用と臨時）	30
第 14 表 各都道府県の公共職業補導所における男女の入所者数	31
第 15 表 産業別男女労働者の1ヶ月当りの現金給与額	32
第 16 表 1世帯1ヶ月当りの平均支出金額（全都市）	34
第 17 表 産業別男女労働者の1ヶ月の平均実労働時間数及び出勤日数	35
第 18 表 各都道府県の単位労働組合数と男女の組合員数	36

IV 教 育 関 係

第 19 表 学校種別の学校数と男女の生徒数及び教員数	37
第 20 表 学校種別の男女卒業者数及び卒業後の状況	38
第 21 表 奨 学 生 総 数	40
第 22 表 日本育英会の男女別新規採用者数	40
第 23 表 男女の海外留学生数	40
第 24 表 各都道府県の社会教育施設数	41
第 25 表 各都道府県の男女の図書館利用状況（入館者数）	42
第 26 表 各都道府県の婦人団体数と会員数	43

V 厚生関係

第27表 年次別の人口動態	44
第28表 日本人の平均寿命(0才の余命)	44
第29表 各都道府県の人口動態	45
第30表 各都道府県の社会施設数	46
第31表 各都道府県の生活保護法による要保護者の被保護状況	49
第32表 扶助の種類別の保護状況	60
第33表 社会保険の加入及び給付状況	60
第34表 産児調節実行状況	61
第35表 各都道府県の優生保護法による人工妊娠中絶実施状況	62
第36表 各都道府県の生活協同組合数及び組合員数	68
第37表 女世帯の状況	64

VI 司法関係

第38表 家事調停事件別の件数	66
第39表 家事審判事件別の件数	66
第40表 罪名別の男女受刑者数	68
第41表 事件種類別の人権侵犯事件数	69
第42表 売春婦の状況(検挙されたもの)	60

VII 農村関係

第43表 各都道府県の専業及び兼業別の農家数	61
第44表 各都道府県の経営農用地面積の広狭別の農家数	62
第45表 各都道府県の男女別農家人口	64
第46表 各都道府県の農業改良普及員数及び生活改良普及員数	65
第47表 各都道府県の農業協同組合数と男女の組合員数	66

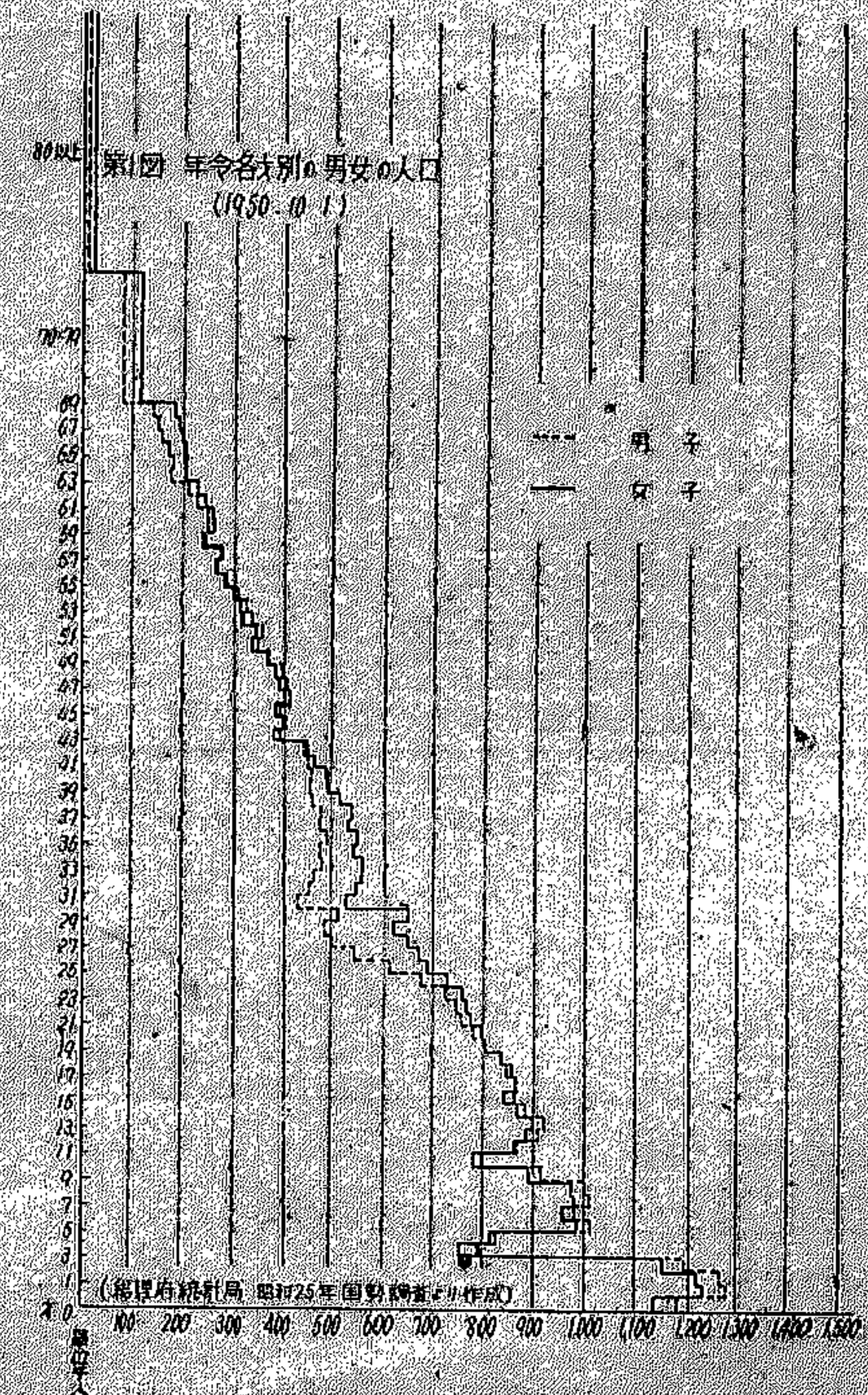
第I部 概要

1. 人口と婦人

1950年10月1日の国勢調査によると、日本の総世帯数は約1,658万2千世帯、総人口は約8,320万人で、このうち女子は男子より160万人多くなっています(女子100人につき男子96.2人)。このひらきは、25才頃から40才頃までの男子の数が変則的に少ないことと、60才以上の高齢者が女子に多いことによります。ただし都道府県別にみると、北海道と東京では男子の人口の方が多くなっています。

また男女を通じて、変則的に人口の少ない年齢がいくつかあつて、その年の男女の出生年度において、出生に影響する特別の事件がおきたことを今日なお伝えております。(第1, 2表、第1図参照)

第1図 年令各才別の男女の人口



I 政治関係

国の法律によつて定められているいろいろな公職に、選挙あるいは任命によつて就いている婦人は、数字の明らかなもので約3万人を数えますが、そのうち実数の上でも、総数との割合の上でも進出のいちじるしいのは、民生委員、社会教育委員、家庭裁判所の調停委員や参与員など、婦人の生活に関係の深い分野です。

前年度とくらべると、地方議会の議員が、200名近く増加して、約1,000名に上っているのが目立ちます。これは1951年4月に行われた第2回地方選挙による変化ですが、総議席数とのわりあいでは、なおかなり低いものです(総数の0.5%)。その他の公職においては、前年度と大差はありません。(第8,4表参照) 婦人議員について党派別にみると、国会では社会党が一番多く、地方議会では大多数が無所属です。(第5表参照)

第2回地方選挙における婦人有権者の参加状態は、今までになく高率を示しました。即ち町村会議員選挙の95.90%を最高に、知事、都道府県会議員、市区町村長の各選挙において、いずれも婦人有権者の80%以上が投票しています。また男子の投票率との差も非常に少くなり、一方婦人有権者の数は、男子有権者よりもかなり多いので、実数においては婦人の投票者数は男子より多くなっています。(第6,7,8表参照)

なお各国の婦人についてみると、1951年度中に新たに婦人参政権を認めた国が2ヶ国あり、1952年現在、婦人参政権を認めていない国は14ヶ国のみとなりました。(第9表参照)

II 労働関係

1. 就業状態 女子の就業者総数は、1951年10月において1,567万人を数え、14才以上の女子人口の半数あまりを占めています。前年10月と比べると、17万人の増加を見していますが、それは主として商業金融関係(卸売、小売、金融、保険、不動産業)、製造業、サービス業に従事する者の大巾な増加によるもので、農林業、水産業、公務などにおいては、前年よりむしろ減少しています。(A表参照)

A表 産業別の女子就業者数 (単位千人)

年 度 別	産業別 総数	農林業	漁業及び水産業	鉱業	建設業	製造業	卸売及び小売業並びに金融保険不動産業	運輸通信業及びその他の公益事業	サービス業	公務	その他の産業及び不詳
1950年10月	15,500	9,770	120	50	90	2,030	1,690	170	1,340	210	30
1951年10月	15,670	9,290	90	50	110	2,150	2,120	230	1,450	180	0
増減	+170	-480	-30	0	+20	+120	+430	+60	+110	-30	-30

総理府統計局「労働力調査報告」より

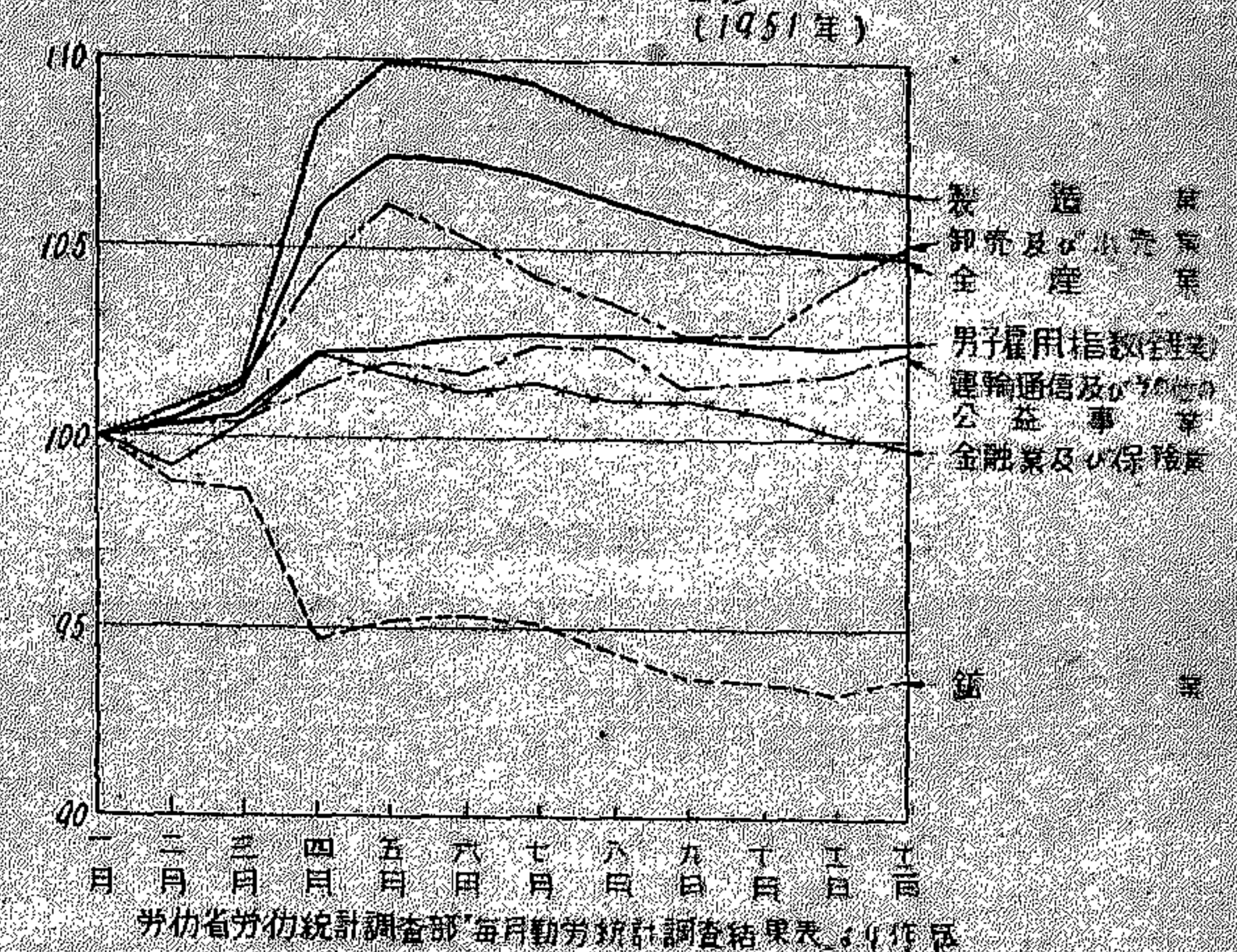
この変動のため、女子就業者中の業主と家族従業者の数が前年度より26万人減少し、反対に雇用者の数は44万人増加して女子就業者の24.8%、全雇用者の28.2%を占めていることは、女子の労働力構成上注目されましよう。(第11表参照)

2. 雇用指数 1951年1月から12月までの間に、女子雇用者数の最も大きいのは5月で、1月を

100 とすると107.5を示していますが、産業別には、それぞれピークが多少異なっています。

又産業別にはかなり高低がありますが、平均すると、年間を通じて女子の雇用指数は男子を上回っています。(第12表、第2図参照)

第2図 産業別女子雇用指数の推移 (1951年)



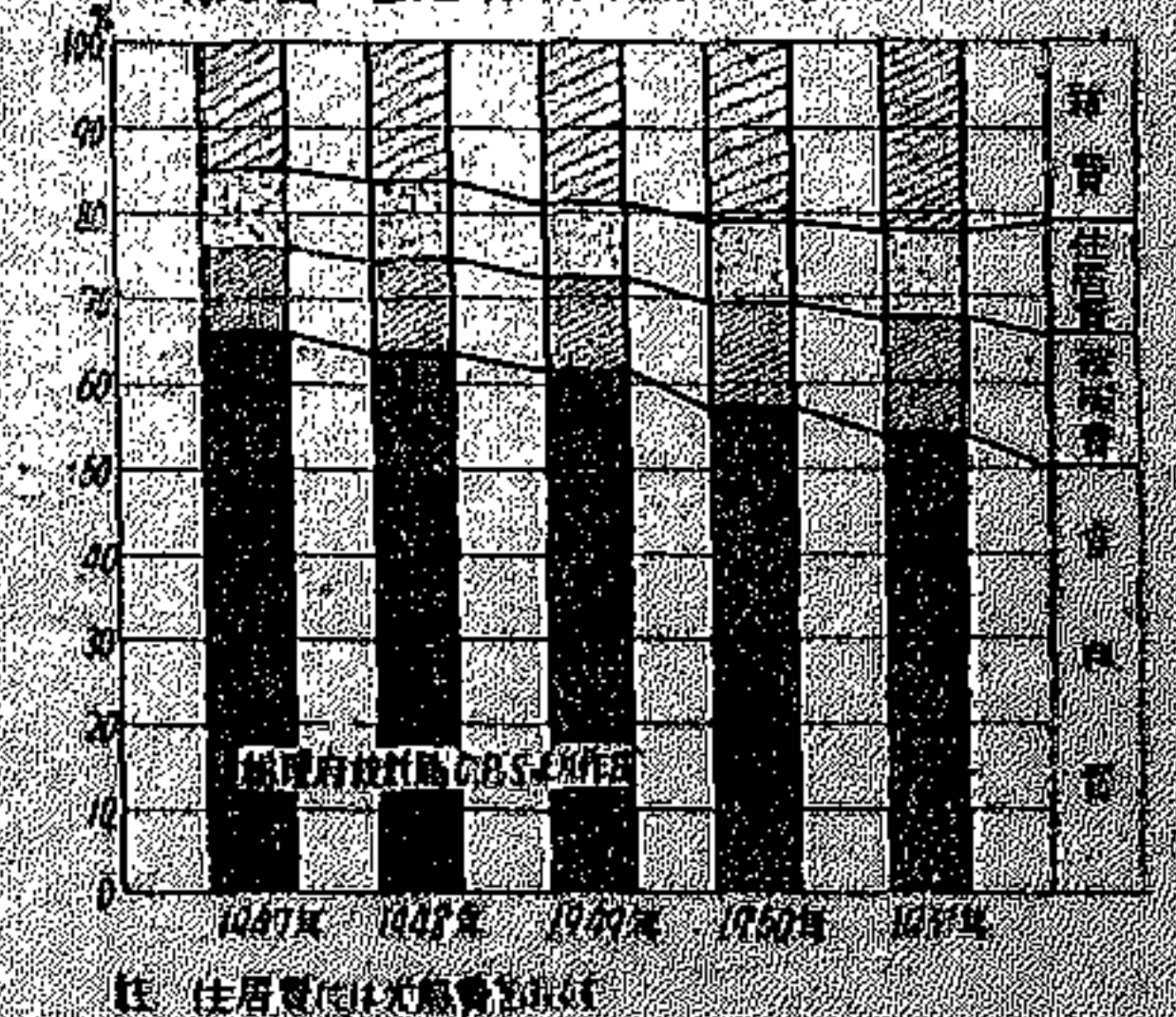
3. 職業紹介状況 朝鮮動乱以来女子労働力の要求が増大したことが、女子雇用者増加の要因とされていますが、公共職業安定所を通じて1951年1年間に行われた女子の新規求人は81万人に上り、男子求人数の6割余りとなつていいます。一方女子の求職者は男子の約半数なので、就職件数の新規求職申込件数に対するわりあいは、女子の方が6.5%高くなっています。(第13表参照)

4. 賃金 女子の賃金は1951年度を平均すると、1ヶ月平均現金給与は6,059円で、男子の46%に当たります。

産業別に最も高いのは、前年同様、「金融及び保険業」で、最も低いのは「衣服及び身の廻り品製造業」ですが、概して、金額の高い産業においては、男子賃金との比率も高くなっています。(第15表参照)

なお、C. P. S. によれば、1世帯あたりの1ヶ月間平均支出は14,797円で、前年より2,400円増えていますが、食料費の割合の——エンゲル係数——は3%下つて54.2%となりました。(第16表、第3図参照)

第3図 生活費内訳年比較



6. 労働組合 単位労働組合数は1951年6月現在全国で27,600組織されており、前年6月より1,500減少しています。女子組合員数は約135万人で男子組合員数の31%、女子雇用者総数の37%にあたります。(註 1951.6労働力調査による女子雇用者数302万人)(第18表参照)

IV 教育関係

1. 就学状況 1951年4月30日現在の全国の学校数は大学から幼稚園までいれて約45,000校で前年度より1,200校ふえています。

これらの学校に在学する男女生徒の総数は2,000万人にのぼり、日本の総人口の4%近くを占めておりますが、そのうち半数以上は小学生で、中学生を加えると、全体の1/3以上になります。女子は970万人で男子より63万人ほど多く、比率では男子の94%です。

1950年度にくらべると、就学者の総数は45万人の増加を示していますが、そのうち女子の増加は25万人で、男子の20万人より大きく、その結果、高等学校、大学程度における女子学生の男子学生に対する比率が前年度より高くなりました。(第19表及びB、C表参照)

B表 男女在学生徒数の前年度(1950年4.30.現在)との比較

(単位 千人)

学校種別	計	小学校	中学校	高校	新大	短大	旧大	専門校	教養員校	各種校	その他
総数	+ 445	+ 228	- 204	+ 258	+ 88	+ 21	- 22.9	- 57	- 15	+ 124	+ 23
男	+ 193	+ 116	- 107	+ 141	+ 76	+ 11	- 23	- 47	- 9	+ 22	+ 13
女	+ 252	+ 112	- 97	+ 117	+ 12	+ 10	+ 0.1	- 10	- 4	+ 102	+ 10

文部省調査普及局統計課より作成

註 (1) 旧制高校、大学予科、専門学校の総計

(2) 中学校で20万人ほど減少しているのは、変則的な人口構成によるもの

C表 女子学生の割合(男子100人につき女子の数)

学校種別	小学校	中学校	高校	大学
1950年度	97.5	97.2	61.0	11.1
1951年度	97.5	97.4	63.3	13.0

文部省調査普及局統計課より

註 1) 新大、短大、旧大、旧大予科、旧高校、専門学校、教員養成諸学校の計

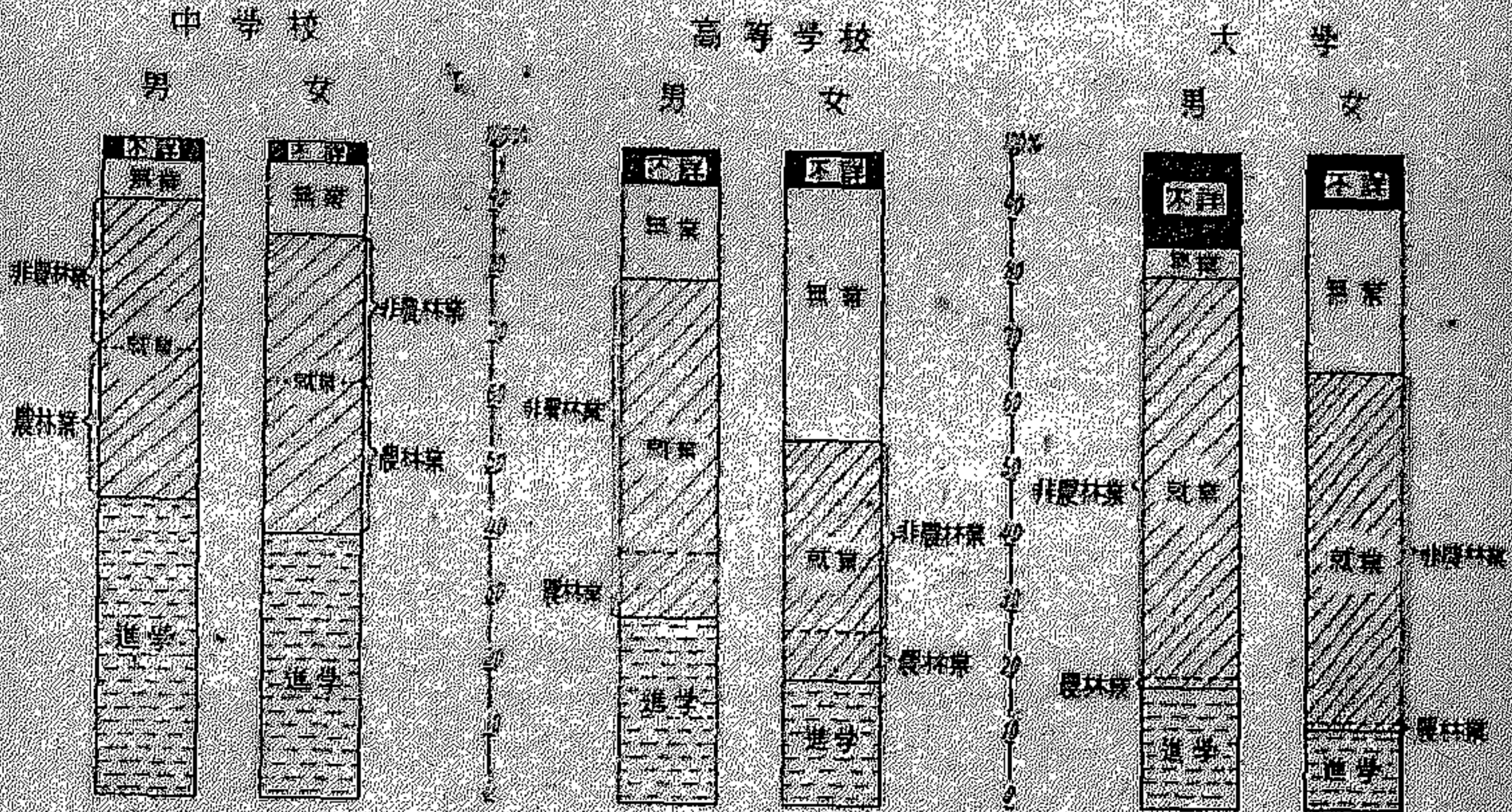
なお教員数は708,000人で、1950年度より男女とも9,000人ばかりふえています、女子教員は総数の35%です。(第19表参照)

2. 新卒業生の動向 1951年8月に卒業した男女学生について、卒業後の動向を見ると、中学校卒業生の場合は、進学率、就業率とも男女のあいだに開きが少く、又無業者も共に少ないのですが、高等学校卒業生では、女子は40%近くが無業者となつて、就業、進学の率は男子とくらべて、かなり低くなります。大学卒業生になると、再び無業者は少くなり、又女子の就業率、進学率は男子に接近する傾向が見られます。

なお、中学卒業で就業したものは、男女とも約半数が農林業ですが、高等学校卒業生の場合は、農林業は就業者の20%にすぎず、更に大学卒業生の場合は1%の低率になり、日本の労働力構成における教育

程度の分布状況を物語っています。(第20表、第4図参照)

第4図 男女学生の卒業後の状況(1951年度)



文部省調査普及局統計課より作成

(註 旧制高校専門学校を含む)

3. 奨学資金制度の利用者 いろいろな奨学資金制度を利用している男女学生の数は全国で約17万人ありますが、そのうち93%までは、日本育英会の奨学生として、国費の補助を受けているもので、残りの1割弱が地方公共団体、学校、民間の一般育英事業によつて学資の貸付を受けているものです。

高等学校以上の在学生についていえば、約15人に1人のわりあい奨学金を受けていることとなりますが、男女のわりあいを見ると、在学生全体の男女比は2:1であるのに、奨学生のわりあいは4:1となつています。(日本育英会の奨学生については、新規採用者についてのみ)(第21、22表参照)

4. 海外留学生 終戦後アメリカのガリオア資金による留学生をはじめとして、海外に留学するものが年々ふえています、1951年10月現在でアメリカ合衆国以下12ヶ国に留学している学生の数は1,640人あり、そのうち女子は403人で24.6%となつています。(第23表参照)

5. 社会教育施設 全国の社会教育施設のうち、図書館は972で前年度の%に減少していますが、これは多くは公民館に吸収されたことによります。公民館は非常に増加し、1951年5月現在23,184館となり、全国の市区町村の数の2倍をこえています。博物館並びに同種施設は、博物館法の制定(1951.12.1)に伴いその規格により整理した結果、いずれも前年度より減少しています。(第24表参照)

又、そのうち図書館の利用者は、全体では男子2女子1の割合ですが、生徒児童の場合では3:2、学生では2:1、成人では3:1となつていて、年齢の高い程女子の利用者は男子より少なくなつています。

(第25表参照)

6. 婦人団体 1951年3月現在の全国婦人団体数は、未報告9県を除いて12,000団体です。会員数は552万人で、1人で2団体以上に加入している場合も考えられますが、9県をのぞく20才以上の女子人口1,877万人の約3割、又世帯数の3.3割に当ります。

このうち、地域団体は、文化団体の約16倍、会員数では34倍を示しています。(第26表参照)

V 厚生関係

1. 人口動態 戦後の著しい傾向として、年々死亡率、特に乳幼児と妊産婦の死亡率が低下してきましたが、1951年においては、特に甚しく低下を示して、人口1,000人に対する死亡は10.0人となりました。そのため平均寿命も長くなり、男子60.8才、女子64.8才となりました。(女子の寿命は常に男子より3、4年長くなっています。)

一般に死亡率には乳児死亡率が大きく影響しており、東北や北陸地方において高くなっています。

死産率は1951年度において前年より高くなっていますが、これは人工妊娠中絶(4ヶ月以上のもののみ)の増加によるもので、自然死産数は減少しています。(第27、28、29表及びD表参照)

D表 自然死産数と人工妊娠中絶数

年次別	種目別	死産数	自然死産数	人工妊娠中絶数	不評
1950年		216,982 (100)	107,604 (49.6)	109,170 (50.3)	208 (0.1)
1951年		217,477 (100)	100,540 (46.2)	116,791 (53.7)	146 (0.1)

厚生省児童局母子衛生課調

2. 社会施設 各種の社会施設は前年度より全般的に増加しており、特に保育所は各都道府県に平均95ヶ所を数えるようになりました。なお国立病院数がへつているのは、統合や都道府県移譲のためです。(第30表参照)

3. 生活保護 生活保護法による保護を受けている世帯は1951年9月現在、全国に70万余、被保護者は200万をこえますが、そのうち過半数の39万は女世帯です。

なお前年度とくらべて、被保護者数は7,400人ほど多くなっていますが、保護されている者のわりあいはずかですが少くなっています。(第31、32表参照)

4. 社会保険 1951年12月現在の各種社会保険の加入状況をみると、一般国民のための国民健康保険に入っている者は、全国で2,800万を数え全人口の3割あまりになり、これに労働者のための健康保険の加入者及びその家族を加えると、国民の半数近くが医療保険制度を利用している状況です。また失業保険、労災保険、労働者及びその家族のための厚生年金保険も前年度より加入者がふえています。

これら保険金の給付状況をみると、失業保険をのぞいて、件数、金額ともに前年度より増加しています。(第33表参照)

5. 産児調節と優生保護法による人工妊娠中絶 厚生省人口問題研究所が1950、51年の2年間に17県にわたって行った産児調節状況調査によれば、調査総数44,059人中、産児調節実行者はわずか1.4%

です。夫の教育程度が高くなるほど実行率は高くなっており、又職業別には勤人が最も高く3/4以上が実行しており、工業、商業がこれに次ぎ、労働者、農業、漁業は低くなっています。

実行理由としては、「経済上」が最も多く実行者の27.7%で、ほかに「母体の健康上」「生活向上のため」等があります。実行していない者のうち3/4は「全然考えたことなし」となっています。(第34表参照)

なお、国立世論調査所で1951年12月に行った全国調査では、実行者は19%になっています。

一方1951年1年間における全国の優生保護法による人工妊娠中絶実施数は64万となっており、この数字は年々ふえる傾向を示しています。すなわち1949年を基準として

E表 優生保護法による人工妊娠中絶実施数

年度	実施数
1949	246,104
1950	489,111
1951	638,350

厚生省公衆衛生局庶務課調

1950年は2倍に、1951年は2倍半にふえています。(E表参照) そのうち、経済的な理由によるものが3%となつています。県別の実施数については目立つ傾向は見られません。(第35表参照)

6. 生活協同組合 1951年8月31日現在、生活協同組合は全国で1,251組合あり、前年度より130あまり増加しています。これを利用する組合員とその家族の数を合すると894万人となり、我国総人口の1割強に達しています。(第36表参照)

7. 女世帯の生活 女世帯は全国に約194万、総世帯数の約12%と推計されますが、このうち75%までは未亡人の世帯です。また名義だけ女世帯になっているものが10%含まれています。

これらの女世帯のうち(名義上のものをのぞく)定職をもたないものが半数近くをしめ、その生活はかなり苦しいものです(その3/4に近い39万人が生活保護を受けています)。(第37表参照)

VI 司法関係

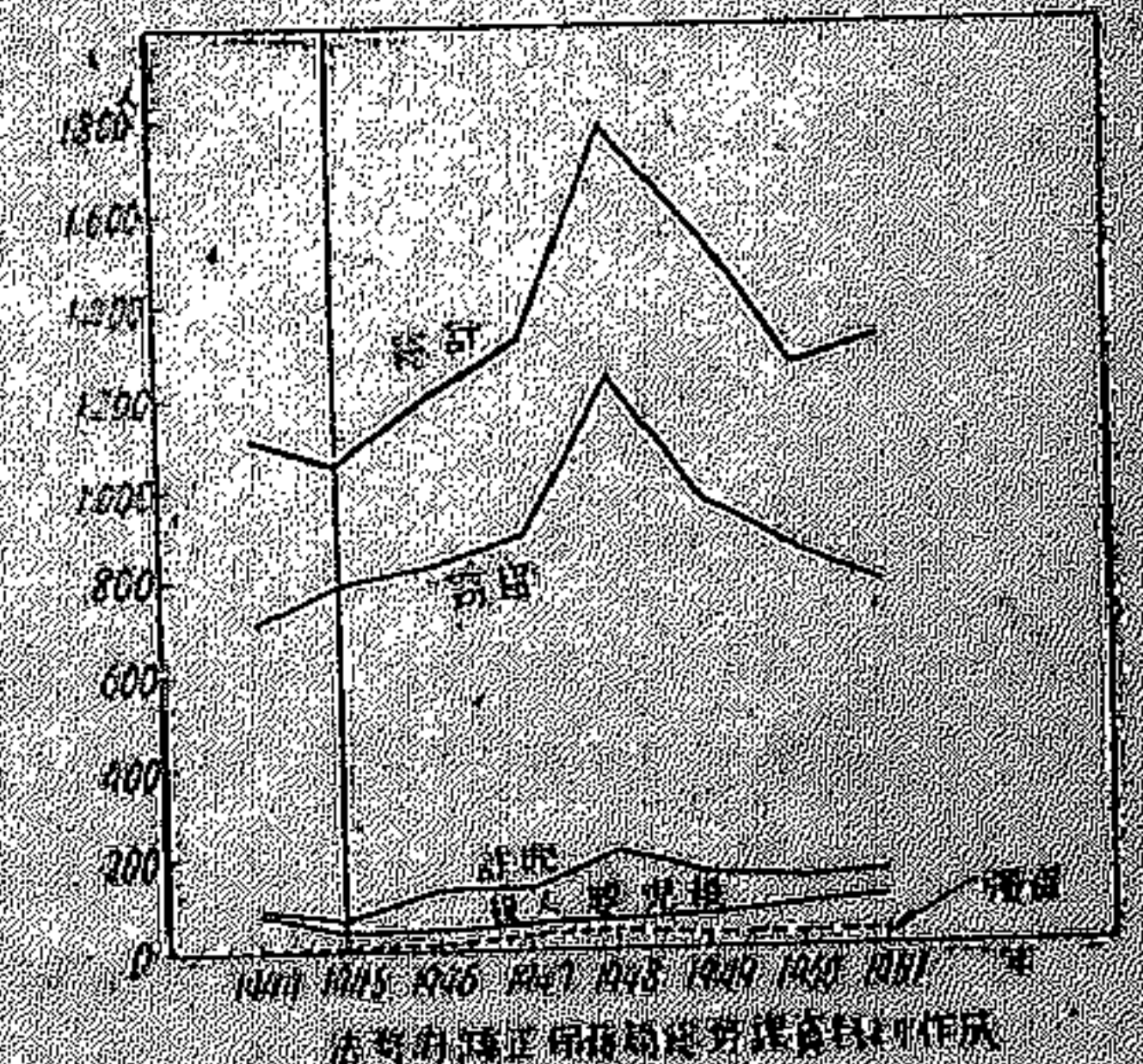
1. 家庭裁判所にあらわれた問題 1951年1年間に全国の家庭裁判所でうけつけた調停事件は37,920件で、前年度の9割程度に減少しました。あいかわらず離婚に関する申立ての件数が最も多く、総件数の3割を占めていますが、そのうち男子がわからの申し立ては、昨年度より30件多くなっています。一般に女子からの申し立てが非常に多く、男子からの申し立ての2.5倍に上つています。(第38表参照)

審判事件の方は前年度よりかなり増加して34万件に上りましたが、そのうち最も多いのは、相続の放棄で、半数以上を占めています。(第39表参照)

2. 受刑者 戦後女子で犯罪を犯す者がふえています。1951年12月31日に、全国の刑務所に入所している女子の数は1,320人で、男子よりはるかに少く、総数の1.6%にすぎません。前年度の調べより総数においても、わりあいにおいても、やや増加していますが、戦後、1948年のピークから見ると、かなり減つています。

男女とも受刑者の半数は窃盗罪ですが、男子で第2位

第5図 女子受刑者数の推移
(各年12月31日現在)



をしめる強盗罪は女子には少く、詐欺、殺人、放火の方が多くなっています。(第40表、第5図参照)

3. 人権侵害事件 1950年10月から1951年9月までの1年間に、人権擁護局が受付けた人権侵害事件数は12,880件ですが、そのうち「特別公務員によるもの(職務濫用、暴行凌辱、致傷致死)」「居住権侵害」「生活権侵害」等がはいかわらず多くなっています。「人身売買」は受付件数の7%です。(第41表参照)

4. 売春婦の状況 1951年1年間に検挙された全国の売春婦は約4万人で、前年度より1万人少くなっています。そのうち大部分は19才~25才のものです。前年度と比べると、41才以上の高年齢者がやや多くなっています。また、他に正業をもっている者や、高校、大学程度の学歴のある者の割合も前年度より高くなっています。(第42表参照)

Ⅶ 農村関係

1951年2月1日現在の全国の農家は、610万戸、その人口は3,766万人で、前年度より3万2千戸、25万人少くなっていますが、なお全国世帯総数の37%、人口では45%をしめています。

平均世帯人員は、6.16人で、前年度の6.17人よりわずかにへつていますが、全国平均の5.01人よりは1.15人多くなっています。

農家のうち85%は耕地1町5反以下ですが、そのうち3反未満のものは前年度より2万戸減少しています。同時に1町5反以上の農家も5万近くへつており、1町前後の平均的とみなされる規模のものが増加しています。(第43、44表参照)

女子の農家人口は男子より100万人ほど多く、そのうち40%までが農業その他に就業しています。これは全国的女子人口と就業者のわりあい——37%——より、やや高いものです。自家の農業に従事している女子は男子とほぼ同数ですが、一方農業協同組合に参加しているものは少く、男女別数字のわかつている信用事業を営む組合についてみると、総数の8.7%にすぎません。

生活改良普及員は前年度より223人増加していますが、なお1県あたり20人になりません。(第45、46、47表参照)

第Ⅱ部 統計表

Ⅰ 人口と婦人

第1表 全国都道府県別男女別人口及び世帯の概数

(1950年10月1日)

都道府県別	項目	人口			世帯数
		総数	男	女	
総数		83,196,000	40,811,000	42,385,000	16,582,000
北海道	道	4,295,000	2,169,000	2,126,000	797,000
青森県	県	1,283,000	636,000	647,000	221,000
岩手県	県	1,347,000	664,000	683,000	233,000
宮城県	県	1,663,000	829,000	834,000	281,000
秋田県	県	1,309,000	646,000	663,000	225,000
山形県	県	1,357,000	660,000	697,000	233,000
福島県	県	2,062,000	1,007,000	1,055,000	359,000
茨城県	県	2,040,000	994,000	1,046,000	376,000
栃木県	県	1,550,000	752,000	798,000	280,000
群馬県	県	1,602,000	779,000	823,000	295,000
埼玉県	県	2,147,000	1,050,000	1,097,000	399,000
千葉県	県	2,139,000	1,037,000	1,102,000	408,000
東京都	都	6,276,000	3,168,000	3,108,000	1,439,000
神奈川県	県	2,488,000	1,248,000	1,240,000	524,000
新潟県	県	2,461,000	1,195,000	1,266,000	437,000
富山県	県	1,009,000	489,000	520,000	193,000
石川県	県	957,000	461,000	496,000	195,000
福井県	県	752,000	364,000	388,000	154,000
山梨県	県	812,000	394,000	418,000	153,000
長野県	県	2,051,000	1,001,000	1,050,000	400,000
岐阜県	県	1,544,000	762,000	782,000	301,000
静岡県	県	2,472,000	1,207,000	1,265,000	452,000
愛知県	県	3,390,000	1,649,000	1,741,000	681,000
三重県	県	1,461,000	705,000	756,000	296,000
滋賀県	県	861,000	413,000	448,000	179,000
京都府	府	1,833,000	892,000	941,000	413,000
大阪府	府	3,857,000	1,900,000	1,957,000	882,000
兵庫県	県	3,310,000	1,623,000	1,687,000	714,000
奈良県	県	764,000	369,000	395,000	157,000
和歌山県	県	982,000	475,000	507,000	216,000
鳥取県	県	600,000	290,000	310,000	117,000
島根県	県	912,000	444,000	468,000	182,000
岡山県	県	1,661,000	804,000	857,000	343,000
広島県	県	2,082,000	1,016,000	1,066,000	453,000
山口県	県	1,541,000	760,000	781,000	332,000
徳島県	県	879,000	428,000	451,000	171,000
香川県	県	946,000	458,000	488,000	191,000
愛媛県	県	1,522,000	742,000	780,000	306,000
高知県	県	874,000	426,000	448,000	190,000
福岡県	県	3,529,000	1,745,000	1,784,000	715,000
佐賀県	県	945,000	456,000	489,000	177,000
長門県	県	1,645,000	812,000	833,000	328,000
大分県	県	1,827,000	882,000	945,000	351,000
宮崎県	県	1,253,000	605,000	648,000	246,000
鹿児島県	県	1,091,000	535,000	556,000	213,000
沖縄県	県	1,804,000	869,000	935,000	378,000

総理府統計局「昭和25年国勢調査」より(悉皆調査)

注 全国数及び府県数は百位以下四捨五入した数字。したがって全国数と府県の合計とは一致しない。

第2表 年令各才別の

項目別 年令別	人 口			年 令 別 割 合			男 女 比 (女100人に つきの男)
	総 数	男	女	総 数	男	女	
総 数	83,200	40,791	42,409	100.0	100.0	100.0	96.2
1才未満	2,309	1,179	1,132	2.8	2.9	2.7	104.2
1	2,517	1,282	1,234	3.0	3.1	2.9	103.9
2	2,485	1,268	1,218	3.0	3.1	2.9	104.1
3	2,346	1,197	1,150	2.8	2.9	2.7	104.1
4	1,545	790	756	1.9	1.9	1.8	104.5
5	1,639	827	812	2.0	2.0	1.9	101.8
6	2,000	1,013	986	2.4	2.5	2.3	102.7
7	1,937	980	956	2.3	2.4	2.3	102.5
8	1,990	1,011	978	2.4	2.5	2.3	103.4
9	1,977	1,001	975	2.4	2.5	2.3	102.7
10	1,806	916	889	2.2	2.2	2.1	103.0
11	1,579	797	782	1.9	2.0	1.8	101.9
12	1,721	863	858	2.1	2.1	2.0	100.6
13	1,790	907	883	2.2	2.2	2.1	102.7
14	1,819	921	897	2.2	2.3	2.1	102.7
15	1,750	884	866	2.1	2.2	2.0	102.1
16	1,700	861	839	2.0	2.1	2.0	102.6
17	1,723	865	858	2.1	2.1	2.0	100.8
18	1,702	857	845	2.0	2.1	2.0	101.4
19	1,672	838	834	2.0	2.1	2.0	100.5
20	1,604	802	801	1.9	2.0	1.9	100.1
21	1,573	780	794	1.9	1.9	1.9	98.2
22	1,535	758	777	1.8	1.9	1.8	97.6
23	1,515	748	767	1.8	1.8	1.8	97.5
24	1,487	726	760	1.8	1.8	1.8	95.5
25	1,401	674	728	1.7	1.7	1.7	92.6
26	1,296	611	685	1.6	1.5	1.6	89.2
27	1,213	542	671	1.5	1.3	1.6	80.8
28	1,151	501	649	1.4	1.2	1.5	77.2
29	1,104	484	620	1.3	1.2	1.5	78.1
30	1,166	515	650	1.4	1.3	1.5	79.2
31	962	434	529	1.2	1.1	1.2	82.0
32	1,001	455	547	1.2	1.1	1.3	83.2
33	1,017	465	553	1.2	1.1	1.3	84.1
34	1,041	481	560	1.3	1.2	1.3	85.7

総理府統計局「昭和25年国勢調査」より

註 本表中の数字は10%抽出集計に基づく推計数であり、4捨5入してあるので、表中総数とそのうちわけの合計
 文第1表の総人口、83,196千人と本表総人口とが数字を異にするのは調査方法が異なるために生じた誤差による。

男 女 の 人 口

(1950年10月1日)

項目別 年令別	人 口			年 令 別 割 合			男 女 比 (女100人に つきの男)
	総 数	男	女	総 数	男	女	
35才	1,016	476	541	1.2	1.2	1.3	88.0
36	1,041	491	551	1.3	1.2	1.3	89.1
37	1,003	474	529	1.2	1.2	1.3	89.3
38	1,013	475	539	1.2	1.2	1.3	88.1
39	976	461	516	1.2	1.1	1.2	89.9
40	950	458	493	1.1	1.1	1.2	92.9
41	949	460	491	1.1	1.1	1.2	93.7
42	915	451	465	1.1	1.1	1.1	97.0
43	893	444	451	1.1	1.1	1.1	98.4
44	776	396	380	0.9	1.0	0.9	104.2
45	812	407	406	1.0	1.0	1.0	100.2
46	779	393	387	0.9	1.0	0.9	101.6
47	820	414	407	1.0	1.0	1.0	101.7
48	807	409	399	1.0	1.0	0.9	102.5
49	781	397	385	0.9	1.0	0.9	103.1
50	735	369	367	0.9	0.9	0.9	100.5
51	680	344	335	0.8	0.8	0.8	102.7
52	698	354	343	0.8	0.9	0.8	103.2
53	650	333	316	0.8	0.8	0.7	105.4
54	633	320	312	0.8	0.8	0.7	102.6
55	609	309	300	0.7	0.8	0.7	103.0
56	572	286	285	0.7	0.7	0.7	100.4
57	535	269	265	0.6	0.7	0.6	101.5
58	546	272	273	0.7	0.7	0.6	99.6
59	483	238	244	0.6	0.6	0.6	97.5
60	511	248	262	0.6	0.6	0.6	94.7
61	507	247	259	0.6	0.6	0.6	95.4
62	473	228	244	0.6	0.6	0.6	93.4
63	437	209	227	0.5	0.5	0.5	92.1
64	378	175	203	0.5	0.4	0.5	86.2
65	382	178	203	0.5	0.4	0.5	87.7
66	372	169	202	0.4	0.4	0.5	83.7
67	355	158	197	0.4	0.4	0.5	80.2
68	341	152	190	0.4	0.4	0.4	80.0
69	322	142	179	0.4	0.3	0.4	79.3
70以上	2,339	935	1,404	2.8	2.3	3.3	66.6
不 詳	32	15	17	0.0	0.0	0.0	88.2

は必ずしも一致しない。

II 政治関係

第3表 公職にある男女

種別 都道府県別	性別	国会議員				地方公共団体の議会の議員							
		衆議院議員		参議院議員		都道府県会議員		市会議員		町村会議員			
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
前年度	数	1,440 (97.3%)	12 (2.7)	1,238 (95.2)	12 (4.8)	2,416 (99.1)	22 (0.9)	8,517 (98.9)	94 (1.1)	174,838 (99.6)	677 (0.4)		
北海道		426 (97.5)	12 (2.7)	235 (95.1)	12 (4.9)	2,577 (98.7)	34 (1.3)	9,870 (98.4)	160 (1.6)	170,709 (99.5)	791 (0.5)		
青森県		19	1	8	1	91	1	512	6	5,751	7		
岩手県		7	1	2	1	50	1	104	3	3,018	4		
宮城県		8	1	2	1	50	1	117	4	3,866	19		
秋田県		8	1	2	1	53	1	107	1	3,519	13		
山形県		8	1	2	1	49	1	124	1	3,858	14		
福島県		11	1	4	1	49	2	157	4	3,604	16		
茨城県		12	1	4	1	61	1	167	3	6,180	19		
栃木県		9	1	4	1	59	1	135	3	6,319	42		
群馬県		10	1	4	1	52	1	164	3	3,448	17		
埼玉県		13	1	4	1	54	1	167	1	3,705	14		
千葉県		13	1	4	1	61	1	258	8	5,530	44		
東京都		13	2	4	1	61	3	283	3	5,221	40		
神奈川県		18	1	7	1	117	3	1,406	(41)7	1,406	21		
新潟県		10	1	4	1	66	1	316	7	1,865	10		
富山県		14	1	4	1	65	1	231	2	6,782	22		
石川県		6	1	2	1	46	1	106	1	3,292	2		
福井県		6	1	2	1	44	1	109	1	2,672	11		
山梨県		4	1	2	1	41	1	125	1	2,201	9		
長野県		4	1	2	1	42	1	66	1	3,059	12		
岐阜県		13	1	4	1	59	2	180	3	6,391	69		
静岡県		8	1	2	1	53	1	172	4	4,536	15		
愛知県		13	1	4	1	66	3	392	3	5,041	29		
三重県		18	1	6	1	77	3	422	1	4,405	9		
滋賀県		9	1	2	1	49	3	215	2	4,181	10		
京都府		4	1	2	1	43	1	95	1	2,614	8		
大阪府		7	1	4	1	57	1	178	5	2,123	16		
兵庫県		13	1	6	1	83	3	560	8	2,411	21		
奈良県		15	1	6	1	78	7	454	7	5,213	11		
和歌山県		5	1	2	1	39	1	63	2	2,255	6		
徳島県		6	1	2	1	45	1	129	1	3,055	5		
香川県		4	1	2	1	39	1	71	1	2,449	5		
愛媛県		5	1	2	1	44	1	94	1	3,307	9		
高知県		8	2	4	1	55	2	193	2	5,593	44		
福岡県		11	1	4	1	61	1	187	1	5,318	23		
佐賀県		8	1	2	1	52	1	334	5	2,768	27		
大分県		5	1	1	1	43	1	96	1	2,346	8		
熊本県		6	1	2	1	43	1	96	1	2,556	12		
鹿児島県		9	1	2	1	53	1	186	1	4,034	3		
沖縄県		5	1	2	1	43	1	35	1	2,820	11		
計		18	1	6	1	82	4	402	4	4,533	26		
		3	1	2	1	42	2	58	2	2,288	18		
		2	1	2	1	52	3	181	5	2,986	9		
		10	1	4	1	86	1	158	1	4,985	33		
		7	1	2	1	46	3	224	3	3,023	12		
		6	1	2	1	47	1	197	1	1,527	3		
		10	1	4	1	57	1	162	3	2,661	13		
		(全国選出議員)											
調査年月日		1952.2				1952.3.1							
調査官公庁		衆議院事務局		参議院事務局		全国選挙管理委員会事務局							
備考		1) は1950.11.30調				2) は1949.12.1調 東京の()内数字は区会議員							

の数

(カッコ内は男女の割合)

町 村 長	性別	教育委員会の委員				農業委員会の委員			
		都道府県		市町村		都道府県		市町村	
		男	女	男	女	男	女	男	女
		人	人	人	人	人	人	人	人
2) 10,050	2) 5	3) 287	3) 35	不	明	該	当	委	員
(99.9%)	(0.1%)	(89.1%)	(10.9%)			員	会	な	し
9,762	7	286	36	290	25	689	1	115,228	61
(99.9%)	(0.1%)	(88.8%)	(11.2%)	(82.1%)	(7.9%)	(99.9%)	(0.1%)	(99.9%)	(0.1%)
262	6	9	1	1	1	15	1	未	報
159	1	5	2	2	1	15	1	告	
219	1	5	2	2	1	15	1	未	報
185	1	5	2	4	1	15	1	告	
218	1	7	2	1	1	15	1	未	報
215	1	5	2	1	1	15	1	告	
353	1	9	1	1	1	15	1	未	報
362	1	9	1	1	1	15	1	告	
165	1	5	1	1	1	15	1	未	報
190	1	5	2	2	1	15	1	告	
313	1	7	1	20	1	15	1	未	報
287	2	7	1	13	2	15	1	告	
77	1	7	1	9	1	15	1	未	報
100	1	5	2	10	1	15	1	告	
375	1	6	1	5	1	15	1	未	報
208	1	7	1	68	7	15	1	告	
177	1	7	1	14	1	15	1	未	報
147	1	7	1	10	1	15	1	告	
183	1	6	1	5	1	15	1	未	報
363	1	6	1	1	1	15	1	告	
276	1	6	1	18	2	14	1	未	報
267	1	6	1	24	1	15	1	告	
202	1	6	1	13	2	15	1	未	報
267	1	6	1	5	1	15	1	告	
157	1	6	1	14	1	15	1	未	報
144	1	6	1	3	2	15	1	告	
134	1	6	1	13	2	15	1	未	報
310	1	6	1	32	3	15	1	告	
135	1	6	1	1	1	15	1	未	報
191	1	7	1	5	1	15	1	告	
165	1	7	1	1	1	15	1	未	報
210	1	7	1	1	1	15	1	告	
352	1	7	1	1	1	15	1	未	報
334	1	6	1	5	1	15	1	告	
160	1	6	1	1	1	15	1	未	報
125	1	6	1	1	1	15	1	告	
155	1	7	1	1	1	15	1	未	報
231	1	7	1	1	1	15	1	告	
165	1	6	1	1	1	15	1	未	報
250	1	7	1	1	1	15	1	告	
120	1	6	1	1	1	15	1	未	報
154	1	7	1	1	1	15	1	告	
315	1	6	1	1	1	15	1	未	報
188	1	6	1	1	1	15	1	告	
73	1	7	1	1	1	15	1	未	報
116	1	6	1	1	1	15	1	告	
		1951.3.10				1952.2			
		文部省調査普及局地方連絡課				農林省 農政課 農政課			
		3) は1950.11.18調 市町村に教育委員会を置くことは市町村 の自由となっている				本数字は選挙委員の数であつて選任委員はふくま ない。各委員会は5名以内の選任委員を置くこと ができるが女子の選任委員は鹿児島県に1人いる			

第3表 公職にある男女

都道府県別 種別	公安委員会の委員				調停委員		参与員		選挙管理委員会の委員	
	国警		自警		(家庭裁判所)				都道府県	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
前年度総数	4) 152 (98.1%)	4) 3 (1.9)	4) 4,516 (99.7)	4) 14 (0.3)	5) 16,071 (86.6)	5) 2,495 (13.4)	5) 5,484 (86.3)	5) 874 (13.7)	6) 269 (94.7)	6) 15 (5.3)
総数	152 (98.1)	3 (1.9)	1,644 (99.8)	3 (0.2)	16,733 (84.2)	3,132 (15.8)	5,713 (85.9)	940 (14.1)	225 (93.7)	15 (6.3)
北海道 青森県 岩手県 宮城県 山形県 福島県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 富山県 石川県 福井県 山梨県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 高松市 高										

(国家公安委員)

(全国選挙管理委員)

註 外に比較的女子が選出されていると思われるものに以下のものがあるが数中不明のため掲げなかつた。
監査委員、人権擁護委員、保護司、児童福祉審議会の委員(中央女2・1952.2・地方不明)、公民館運営審議会の委員

の数(続き)

(カッコ内は男女の割合)

民生委員兼 児童委員	厚生保健審査 委員会の委員	労働委員	労働基準審 議会の委員	職業安定審 議会の委員	社会教育委員			
					都道府県		市町村	
					男	女	男	女
7) 97,959 (79.7)	24,949 (20.3)	不	明	不	明	不	明	不
57,669 (80.8)	13,682 (19.2)	434 (93.3)	31 (6.7)	758 (99.9)	1 (0.1)	687 (96.6)	24 (3.4)	664 (93.4)
2,291	267	9	1	21	-	14	1	14
1,181	230	8	1	15	-	14	1	14
不	明	9	1	15	-	14	1	14
1,519	361	9	1	15	-	14	1	14
1,275	273	9	1	15	-	14	1	14
1,141	394	8	2	15	-	14	1	14
2,989	507	8	1	15	-	14	1	14
1,870	420	7	1	15	-	14	1	14
1,315	180	10	-	15	-	14	1	14
134	36	10	-	15	-	14	1	14
2,254	514	10	-	15	-	14	1	14
2,315	459	10	-	15	-	14	1	14
未	報	10	-	21	-	15	-	14
未	報	10	-	15	-	14	-	14
1,375	468	9	1	15	-	14	1	14
1,707	364	9	1	15	-	14	1	14
1,131	353	10	-	14	-	14	1	14
1,076	234	8	1	15	-	14	1	14
2,077	802	9	1	15	-	14	1	14
未	報	8	1	15	-	14	1	14
1,018	210	8	1	15	-	14	1	14
2,555	892	8	2	15	-	14	1	14
1,245	190	10	-	15	-	14	1	14
1,440	187	8	-	15	-	14	1	14
2,149	760	10	-	15	-	14	1	14
3,512	691	10	-	21	-	14	1	14
不	明	9	-	15	-	14	1	14
1,183	288	9	-	15	-	14	1	14
1,211	188	9	-	15	-	14	1	14
不	明	8	-	15	-	14	1	14
1,184	282	8	-	15	-	14	1	14
2,274	758	9	-	15	-	14	1	14
2,789	915	9	-	15	-	14	1	14
未	報	9	-	15	-	14	1	14
1,333	234	7	-	15	-	14	1	14
1,006	265	8	-	15	-	14	1	14
1,731	487	10	-	15	-	14	1	14
1,067	279	8	-	15	-	14	1	14
未	報	8	-	21	-	15	-	14
1,184	268	9	-	15	-	14	1	14
1,544	187	10	-	15	-	14	1	14
357	54	9	-	15	-	14	1	14
1,518	290	9	-	15	-	14	1	14
879	214	8	-	15	-	14	1	14
840	181	10	-	15	-	14	1	14
25	-	25	-	20	-	20	-	20
1952.1.20	1951.8	1952.2	1952.2	1952.2	1951.10.1			
厚生省社会局 庶務課	厚生省公衆 衛生局庶務課	労働省労働 法規課	労働省労働 基準局庶務課	労働省職業 安定局庶務課	文部省社会教育局 社会教育課			
7)は1949調 上記数は1951.7.28 改選された者だけ の数である。実際の 総数は97,484人 で男女別は不明。	名簿により婦人 少年局で性別に わけた。		8)は1950.11.30 調					

(社会教育委員が殆んど兼任している)。図書館協議会委員、食品衛生調査会委員(中央男40・女3・地方は26・6・1)
法律174号によりなくなる

第4表 第3表の各

職 名	根拠となる法律	職 務 と 権 限
国会議員 衆議院議員 参議院議員	日本国憲法	全国民の代表として選挙され、国権の最高機関を構成し、国の法律を作り、予算を審議し、国政を調査し、締結された条約を承認し、憲法改正の発議、裁判官の弾劾裁判その他を行う。法案が参議院を通過した場合、衆議院が三分の二の多数で再び通過せば法律となる。内閣総理大臣の指名や予算の審議、特定の公務員の任命には衆議院の議決が参議院の議決に優先する。又衆議院の解散中に開かれる緊急集会においては、参議院が単独で国会の機能を臨時的に果たす。
都道府県議会議員 市区町村議会議員	地方自治法	地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区）の条例を作り、予算を定め、事務処理を調査監視したり、その他特に公共団体の財産上の事務に関し議決をする。
都道府県知事 市区町村長	地方自治法	地方公共団体を統括し代表する。当該地方公共団体の事務を管理し執行する。その議会の議案を提出し、規則を作り、又国の機関として国の事務を執行する。
教育委員会の委員 都道府県市町村	教育委員会法	学校等を設置、運営し、設備を整えたり、教科書を選定したり、教育職員を任免したり、その他教育、学術、文化に関する仕事をする。
監査委員 都道府県市町村	地方自治法	地方公共団体の経営する事業の管理及び出納その他の事務の執行を監査し、結果を所轄官庁や、地方公共団体議会及び長に報告し公表する。
農業委員会の委員 都道府県市町村	農業委員会法	自作農をつくり、農地の調整、土地の改良に関することを行い、又各面の農業改善等の総合計画や実施について地方公共団体の長に建議したり、顧問に答えたりする。
公安委員会の委員 国都道府県市区町村	警察法	警察職員の人事、組織並びに予算その他警察の行政管理に関する事項を行う。国家公安委員会は国家非常事態に対処するため警察の統合計画を立案し、その実施に関する事項を内閣総理大臣に報告する。
人権擁護委員 市区町村	人権擁護委員法	国民の基本的人権が犯されないように監視し、もし犯されたらその救済のために適切な処置をとるとともに、常に自由人権思想の普及につとめる。
(家庭裁判所の) 調停委員 (家庭裁判所の) 参事員	家事審判法	家庭裁判所において、相続や結婚問題等に関する訴訟事件、その他一般に家庭に関する事件の調停をする。
保 護 司	保護司法	家庭裁判所において、家事審判官の行う審判に立合い意見を述べる。
少年保護司	少年法	少年保護司と成人保護司に分けられ、少年法の保護処分を受けた者、少年院から仮退院を許された者、仮出獄を許された者、及び18歳未満で懲役、禁錮刑につき執行猶予中の者等について、その保護区域内でこれらの者の更生を図るために、地方成人（若しくは少年）保護委員会の指揮を受け、保護観察官を助けて指導監督補導援助する。
選挙管理委員会の委員 都道府県市区町村	全国選挙管理委員会法 地方自治法	選挙に関係する調査、資料蒐集を行い、選挙に必要な予算を要求し、投票用紙を準備したり選挙に関する事務を行う。全国選挙管理委員会は都道府県選挙管理委員会を、又都道府県選挙管理委員会は市区町村選挙管理委員会を指揮監督する。なお、法令の定によつて選挙人名簿の調整確定や、当選人の決定及び選挙公営などを行う。
民生委員 市区町村	民生委員法	社会奉仕の精神をもつて保護指導の仕事をし、社会福祉の増進に努める。被保護者、要保護者につき常に調査を行い、生活状態を察かにし、保護を要する者を適切に保護指導する。
児童委員 市区町村	児童福祉法	児童及び妊産婦につき、常にその生活及び環境の状態を察かにし、その保護、保他その他福祉に関し援助及び指導するとともに、児童福祉司の行う職務に協力する。
児童福祉審議会委員 都道府県市区町村	児童福祉法	児童及び妊産婦の福祉に関する事を審議するためにあつて、厚生大臣や都道府県知事の諮問に応じたり、関係行政官庁に意見を述べたりする。
優生保護審査会委員 都道府県市区町村	優生保護法	主として優生手術に関する適否の審査及び再審査を行い、人工妊娠中絶に関する適否の審査等を行う。地区優生保護審査会は保健所の区域ごとに置かれる。
労働委員 都道府県市区町村	労働組合法	労働争議のあっ旋、調停及び仲裁、不当労働行為の救済（例えば使用者から不当にかく首された労働者の救済等）を行い、それらの事務を行うために規則を制定し、命令を発しなどする。
労働基準審議会委員 都道府県市区町村	労働基準法	労働基準法の施行と改正に関する事を審議するためにあつて、労働大臣や都道府県労働基準局長の諮問に応じたり、関係官公庁に建議する。
職業安定審議会委員 都道府県市区町村	職業安定法	公共職業安定所の業務その他職業安定法の施行に関する事を審議するためにあつて、労働大臣や都道府県知事の諮問に応じたり関係官公庁に建議する。
社会教育委員 都道府県市区町村	社会教育法	社会教育に関する諸計画を立案し、教育委員会の諮問に応じ意見を述べ、そのために必要な調査研究を行う。
公民館運営審議会委員 都道府県市区町村	社会教育法	公民館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議する。
図書館協議会委員 都道府県市区町村	図書館法	公立図書館におかれ、図書館長の諮問に応じ、図書館の行う図書館奉仕につき意見を述べる。
食品衛生調査会委員 都道府県市区町村	食品衛生法	厚生大臣の諮問に応じ、食品衛生に関する行政につき調査審議する。

公 職 に つ い て

資 格 と 選 出 方 法	任 期	定 員
「公職選挙法」による 満25歳以上の日本国民。普通選挙による。	4年 (但し解散の場合はその前に終る)	466人
満90歳以上の日本国民。普通選挙による。	6年 (3年毎に半数改選)	250人 (全国区100人 地方区150人)
満25歳以上の日本国民でその市区町村の区域内に3ヶ月以上住所を有する者。普通選挙による。	4年 (但し解散の場合はその前に終る)	人口に応じて 都道府県40人~120人 市区町村12人~100人
満30歳以上の日本国民。普通選挙による。	4年 (但しその前に解職されることがあり)	各地方公共団体に1人
満25歳以上の日本国民。普通選挙による。	4年 (2年毎に半数改選)	7人 5人
満25歳以上の日本国民でその市町村の区域内に3ヶ月以上住所を有する者。普通選挙による。1人は地方公共団体の議会の議員。	2年	4人 2人
地方公共団体の長が議会の同意を得て議員及び学識経験者の中から各同数を選任する。地方公共団体の有給の職員と兼ねる事はできない。	選挙委員 2年 選任委員 選挙委員の任期満了の日まで	選挙委員 15人 選任委員 5人まで
選挙による委員——市町村内に住み一定土地の耕作を営む20歳以上の者及び同居の1年間に60日以上農業を行う親族は選挙権及び被選挙権をもつ。都道府県委員の選挙権は市町村委員がもつ。		
選任による委員——学識経験者で、選挙委員の過半数が推せんした者の中から地方公共団体の長が選任する。		
警察職員、官公庁における職業的公務員の前歴のない者の中から、国家公安委員会の委員は国会の両議院の同意を得て内閣総理大臣が、その他の公安委員会の委員はその地方公共団体の議会の同意を得てその長が任命する。	5年 3年	5人 3人 3人
市区町村議会議員の選挙権を有する者で、人格識見高く、社会の実情に通じ、人権擁護につき理解ある人を市区町村長が推せんし、法務総裁が委嘱する。	2年	全国で20,000人以下
毎年家庭裁判所が前もって選任する者又は当事者が合意できめた者の中から、審判官が事件毎に指定する。	1年又は事件毎	1件につき2人以上
毎年家庭裁判所が前もって選任する者の中から、各事件毎に指定される。	1年	1件につき1人
社会的信用があり、職務に熱心で時間的余裕もあり、生活の安定した健康な人の中から、成人（若しくは少年）保護観察所長が推せんした者を中央更生保護委員会の委員長が保護司選考会の意見をきいて委嘱する。	2年	全国で52,500人以下
国会内の党派の勢力に応じ、国会が議決によつて指名し、これに基づいて内閣総理大臣が任命する。国会議員、地方公共団体の議会の議員及び長又は教育委員会の委員と兼ねる事は出来ない。	3年	7人
地方公共団体の議会において、選挙権を有する者の中から選挙する。	3年	6人 4人
その市区町村の議会の議員の選挙権を有する者のうち、人格識見高く、社会の実情に通じ、社会福祉の増進に熱意ある人を民生委員推せん会が知事に推せんし、更に知事がこれを厚生大臣に推せんし、厚生大臣が委嘱する。	兼任する 3年	厚生大臣の定める基準に従い、知事が市町村長の意見をきいて定める。
関係官公庁の公務員、児童福祉事業に従事する者、又は学識経験者から厚生大臣又は都道府県知事が任命又は委嘱する。	2年	45人 20人
医師、民生委員、裁判官、検察官、関係官公庁の公務員又は学識経験者の中から、中央優生保護審査会委員は厚生大臣が、他は都道府県知事が任命する。	2年	30人 10人 5人
労働者、使用者の代表は労働組合、使用者団体の推せんにより、又公益代表は労働者委員と使用者委員の同意を得て中央は労働大臣、地方は知事が任命する。	1年	21人 15人(北海道、東京、大阪、福岡は21人)
労働者、使用者、公益の各の代表者から各同数を、労働大臣又は都道府県労働基準局長が委嘱する。	1年	21人 15人
労働者、雇主及び公益の代表者で、中1名は必ず女子でなければならない。中央職業安定審議会委員は労働大臣が、他は都道府県知事の推せんにより労働大臣が任命する。	1年	21人 15人
学校長、社会教育関係団体の代表者及び学識経験者の中から教育委員会が委嘱する。	兼任し、 も 各地方公共団体の条例で定める。	
学校長、文化団体の代表者及び学識経験者の中から教育委員会が委嘱する。		
学校代表者、教育関係団体代表者、学識経験者の中から教育委員会が任命する。		
関係官公庁の公務員、食品、飲料、包装関係事業に従事する者及び学識経験者の中から、厚生大臣が任命する。	2年	50人以内

注 1 2 左記表中の「区」はすべて特別区（現在は東京都内の区のみ）を指す。国の法律によつて設けられていゝものも含め、そのうち都人に関係が深いもののみを掲げた。但し職業的な公務員を除く。公職選挙法によれば「公職」とは衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会の議員及び長、並びに教育委員会の委員の職を指すが、ここではその他、

第5表 党派別の

議員種別	党派別	総数	自由党	民主党	改進党	社会党 右派
衆議院議員		12	2	-	1	4
参議院議員		12	-	-	2	2
都道府県会議員		34	6	3	-	-
市区会議員		160	23	4	1	5
町村会議員		791	10	-	-	1

国会議員は両事務局調べ(1952.7.)

地方議員は全国選挙管理委員会事務局調べ(1952.3.)

注(1)()内の数字は社会党右、左不明のもの数。

(2) ()は1952.7.23社民党、農協党の合併により誕生。

第6表 地方選挙における全国の有権

選挙種別	項目別	有権者数		
		計	男	女
第1回地方選挙(1947年4月)	知事及五大市長	40,146,866	19,185,911	20,960,655
	都道府県会議員	40,354,006	19,399,475	20,954,531
	市町村長	30,303,371	14,538,601	15,764,770
	市区町村会議員	39,193,186	18,836,363	20,356,823
第2回地方選挙(1951年4月)	知事	34,477,472	16,461,159	18,016,313
	都道府県会議員	44,240,610	21,080,641	23,149,969
	市区長	11,789,478	5,690,552	6,098,926
	市区会議員	16,921,546	8,130,941	8,790,605
	町村長	12,491,711	5,936,556	6,555,155
	町村会議員	23,204,292	11,056,552	12,147,740

全国選挙管理委員会事務局調

婦人議員数

社会党 左派	協同党 ¹⁾	共産党	民主クラブ	緑風会	諸派	無所属	不明
人	人	人	人	人	人	人	人
1	1	3	-	-	-	-	-
3	-	-	1	4	-	-	-
(4)	-	1	-	-	-	7	12
(9)	3	-	4	-	-	8	103
(1)	1	-	10	-	-	1	727
							40

者数、投票者数及び投票率

投票者数			投票率		
計	男	女	計	男	女
人	人	人	%	%	%
28,844,183	14,905,756	13,938,427	71.84	77.69	66.49
32,949,032	16,170,975	16,778,057	81.64	83.35	80.06
22,280,566	11,461,465	10,819,101	73.52	78.83	68.62
31,814,844	15,628,003	16,186,841	81.17	82.96	79.51
28,474,380	13,907,732	14,566,648	82.58	84.49	80.85
36,706,352	17,895,673	18,810,679	82.99	84.89	81.26
9,914,861	4,797,268	5,117,593	84.10	84.30	83.91
14,266,290	6,865,174	7,401,116	84.31	84.43	84.19
11,971,688	5,700,713	6,270,975	95.84	96.03	95.66
22,257,351	10,607,900	11,649,451	95.92	95.94	95.90

第7表 第2回地方選挙における各都道府県の投票率

(1951年4月)

都道府県	選挙種別	都道府県議会議員選挙			市区議会議員選挙			町村議会議員選挙		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
北海道	道庁選挙	81.3	85.0	77.6	86.2	87.9	84.9	93.8	94.4	93.2
		83.2	86.2	80.3	90.3	90.9	89.9	95.4	95.4	95.9
		84.4	87.9	81.1	86.9	88.7	85.2	94.5	95.0	94.0
		83.5	86.2	80.9	84.8	86.7	83.9	96.8	96.9	96.7
山形県	形島選挙	86.5	89.5	83.8	92.6	93.7	91.7	96.0	95.8	96.1
		92.1	93.7	90.7	94.9	95.7	94.2	97.7	97.4	97.9
		90.5	92.1	89.1	94.9	96.0	94.0	97.6	97.7	97.6
		85.1	89.1	81.6	91.6	92.6	90.7	96.5	97.1	96.1
福島県	形島選挙	85.6	89.6	82.0	93.2	93.6	92.8	96.9	97.1	96.6
		92.5	93.7	91.4	94.8	95.1	94.6	98.2	98.1	98.2
		85.1	87.5	82.9	91.0	91.8	90.2	95.7	96.1	95.4
		79.4	82.4	76.8	86.2	86.8	85.7	94.0	94.4	93.6
茨城県	玉葉選挙	65.0	67.5	62.6	(75.3)86.2	(75.0)86.6	(75.5)85.8	91.4	91.4	91.5
		71.0	72.5	69.5	(74.6)86.2	(74.4)86.1	(74.7)86.3	95.1	94.8	95.3
		88.3	91.4	85.6	93.1	94.4	91.9	95.8	95.8	95.8
		91.9	92.2	91.7	93.2	93.0	93.4	97.0	96.3	97.7
栃木県	山井選挙	88.3	90.6	86.4	92.1	92.7	91.7	95.8	95.5	96.2
		91.6	93.3	90.2	93.3	94.2	92.5	96.4	96.7	96.1
		92.8	93.9	91.9	94.5	94.7	94.1	98.0	98.0	98.0
		91.8	93.9	90.2	94.2	95.7	93.6	97.4	97.5	97.3
群馬県	泉岡選挙	84.0	87.2	81.1	92.8	94.1	91.6	96.3	96.7	95.8
		88.6	90.1	87.2	94.0	94.5	93.6	97.7	97.7	97.6
		82.4	84.3	80.4	(78.1)94.1	(79.9)94.2	(76.4)94.1	94.8	91.0	98.4
		89.1	90.7	87.6	93.6	94.3	93.0	95.4	95.7	95.2
埼玉県	都政選挙	89.2	91.5	87.1	91.2	91.8	90.7	94.8	95.7	93.9
		66.2	68.9	63.8	(67.5)94.3	(69.0)94.9	(66.2)93.8	96.4	96.7	96.0
		73.5	77.4	72.7	(72.0)89.9	(72.4)89.0	(71.6)89.9	93.2	93.0	93.4
		78.0	78.7	77.3	(74.3)88.4	(73.4)88.3	(75.2)88.5	96.4	96.4	96.5
千葉県	都政選挙	88.4	89.4	87.4	92.9	92.6	92.6	95.5	95.5	95.6
		86.7	88.2	85.3	91.5	92.5	90.7	93.4	93.9	93.0
		92.2	94.0	90.8	95.0	95.6	94.5	96.7	97.1	96.5
		95.1	95.9	94.3	94.5	95.4	93.8	97.9	97.9	98.0
東京都	島田選挙	88.4	90.7	86.4	88.3	89.3	87.4	96.5	97.0	96.1
		88.0	88.3	87.7	91.4	90.9	91.5	96.7	96.4	96.9
		85.9	87.0	85.0	90.8	91.2	90.5	97.4	97.4	97.3
		85.8	88.5	83.4	91.0	91.6	90.6	96.1	96.0	96.2
神奈川県	島田選挙	88.3	89.0	87.6	89.1	88.3	89.8	95.3	95.2	95.3
		88.7	90.2	87.3	94.1	94.2	94.1	95.6	95.6	95.6
		87.0	88.4	85.8	86.9	87.2	86.5	92.8	93.2	92.4
		79.5	81.7	77.5	89.9	89.4	90.4	96.3	96.3	96.2
静岡県	賀本選挙	93.3	94.3	92.4	95.3	95.0	95.5	97.2	97.4	97.0
		86.0	88.0	84.0	89.6	90.7	88.4	94.5	95.3	93.6
		88.5	90.7	86.7	91.6	92.4	90.9	97.0	97.2	97.0
		89.4	90.9	88.1	95.7	95.3	95.1	97.3	97.0	97.6
愛知県	賀本選挙	88.4	90.6	86.3	89.5	90.1	89.0	95.3	95.9	94.8
		90.3	92.0	88.9	89.2	89.3	89.0	96.4	96.7	96.2
		93.3	94.3	92.4	95.3	95.0	95.5	97.2	97.4	97.0
		86.0	88.0	84.0	89.6	90.7	88.4	94.5	95.3	93.6

全国選挙管理委員会事務局調

註 () 内の数字は特別区及び五大市の投票率

第8表 総選挙における男女有権者数、投票者数及び投票率

選挙種別	性別	有権者数			投票者数			投票率		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
衆議院	第22回総選挙 (1946.4.10)	36,878,420	16,320,752	20,557,668	26,582,175	12,814,875	13,767,300	72.1	78.5	67.0
		40,907,493	19,577,766	21,329,727	27,797,748	14,658,493	13,139,255	67.9	74.9	61.6
		42,105,300	20,080,522	22,024,778	31,175,895	16,196,844	14,979,051	74.0	80.7	67.9
		40,164,180	19,225,466	20,938,714	24,746,534	13,189,443	11,557,091	61.1	68.6	54.2
参議院	第1回総選挙 (1947.4.20)	40,958,588	19,607,513	21,351,075	24,746,534	13,189,443	11,557,091	61.1	68.6	54.2
		43,461,371	20,762,502	22,698,869	31,376,512	16,227,362	15,149,150	72.2	78.2	66.7

全国選挙管理委員会事務局調

註 第1回参議院議員総選挙の結果には岐阜県がふくまれてない。(未報告)

同上、有権者数のカッコ内数字は全国有権者総数である。

第9表 各国婦人の参政権獲得状況

(1951年)

(1) 婦人に男子と平等の権利を与えている国 (57ヶ国) ○印は 1951 年度中に婦人参政権を認めた国

アルバニア	チェコスロバキア	イタリア	スウェーデン
アルゼンチン	デンマーク	日本	タイ
オーストラリア	ドミニカ	朝鮮	トルコ
オーストリア	エクアドル1)	リベリア	ウクライナ
ベルギー	エルサルバドル2)	ルクセンブルグ	ソ連邦
ブラジル	フィンランド	蒙古	南アフリカ連邦
ブルガリア	フランス	オランダ	イギリス
ビルマ	西ドイツ	ニュージーランド	アメリカ合衆国
白ロシア	東ドイツ	ノルウェー	ケルガイ
カナダ	ハンガリー	パキスタン	ヴェネズエラ
セイロン	アイスランド	パナマ	ニューギニア
チリ	インド	ヒリピン	○ハイチ
中国	インドネシア	ポランド	
コスタリカ	アイルランド	ルーマニア	
キューバ	イスラエル	ザールランド	

註 1) 男子は選挙する義務がある。女子は任意。 2) 女子は選挙権のみあつて被選挙権はない。

(2) 特別の資格ある婦人にだけ選挙権を与えている国 (3ヶ国)

ガテマラ
ポルトガル
シリア

(3) 地方選挙だけに婦人の参政権を認めている国 (6ヶ国)

ボリヴィア
ギリシャ1)
メキシコ
モナコ
ペルー2)
○レバノン註 1) 1953年度。女子は25才以上男子は21才以上。
2) 女子は21才以上、男子は18才以上。

(4) 全然婦人の権利を認めていない国 (14ヶ国)

アフガニスタン
イラン
パラグアイ
コロシビア
イラク
サウジアラビア1)
エジプト
ハンミテシエ
スエズ
エチオピア1)
リベリア
イエメン1)
ホンジュラス
ニカラガ2)

註 1) 男女共に選挙権がない。

2) 選挙権は女子にはない。しかし憲法や法律によつてのぞかれている以外の公職には男子と一緒に働く事が出来る。

第10表 地方公共団体の数

(1951年10月1日)

都道府県別	公共団体別	数	普通地方公共団体				特別地方公共団体	
			市町村			特別市	特別区	
			小計	市	町			
総数		10,157	10,134	268	1,895	7,971	0	23
北海道	道庁	277	277	15	86	176	0	0
青森県	道庁	163	163	3	31	129	0	0
岩手県	道庁	223	223	4	33	186	0	0
宮城県	道庁	189	189	4	51	134	0	0
秋田県	道庁	224	224	4	49	171	0	0
山形県	道庁	223	223	5	30	188	0	0
福島県	道庁	380	380	5	64	311	0	0
茨城県	道庁	367	367	4	53	310	0	0
栃木県	道庁	171	171	5	37	129	0	0
群馬県	道庁	196	196	5	40	151	0	0
埼玉県	道庁	323	323	8	49	266	0	0
千葉県	道庁	299	299	9	78	212	0	0
東京都	道庁	107	84	5	17	62	0	23
新潟県	道庁	116	116	8	34	74	0	0
富山県	道庁	384	384	7	51	326	0	0
石川県	道庁	212	212	3	29	180	0	0
福井県	道庁	180	180	3	35	142	0	0
山梨県	道庁	152	152	4	15	133	0	0
長野県	道庁	192	192	2	18	172	0	0
岐阜県	道庁	378	378	6	34	338	0	0
静岡県	道庁	286	286	5	53	228	0	0
愛知県	道庁	284	284	12	47	225	0	0
三重県	道庁	217	217	12	76	129	0	0
滋賀県	道庁	277	277	7	36	234	0	0
京都府	道庁	161	161	3	24	134	0	0
大阪府	道庁	149	149	5	25	119	0	0
兵庫県	道庁	151	151	17	38	95	0	0
奈良県	道庁	325	325	13	59	253	0	0
和歌山県	道庁	138	138	2	30	106	0	0
徳島県	道庁	201	201	4	30	167	0	0
香川県	道庁	168	168	2	25	141	0	0
高松市	道庁	214	214	3	35	176	0	0
愛媛県	道庁	359	359	5	71	283	0	0
高知県	道庁	343	343	5	65	273	0	0
福岡県	道庁	171	171	10	30	131	0	0
佐賀県	道庁	128	128	3	38	87	0	0
熊本県	道庁	159	159	3	21	135	0	0
大分県	道庁	239	239	6	35	198	0	0
宮崎県	道庁	170	170	1	39	130	0	0
鹿児島県	道庁	262	262	11	62	189	0	0
沖縄県	道庁	122	122	2	23	97	0	0
東京都	道庁	160	160	5	45	110	0	0
東京都	道庁	320	320	5	41	274	0	0
東京都	道庁	196	196	7	40	149	0	0
東京都	道庁	79	79	6	24	49	0	0
東京都	道庁	122	122	5	48	69	0	0

総務府地方自治庁行政課編

Ⅲ 労働関係

第11表 労働力人口と非労働力人口

(1951年10月)

項目別	就業地位別		数		業主		家族従業者		雇用者	
	性別		男		男		男		男	
	性 別		男	女	男	女	男	女	男	女
満14才以上の人口			26,720 (26,750)	29,970 (29,500)						
労働力人口			22,670 (22,570)	15,870 (15,640)						
就業者			22,410 (22,300)	15,670 (15,500)	8,210 (8,090)	2,020 (2,240)	4,310 (4,480)	9,760 (9,800)	9,890 (9,730)	3,890 (3,450)
農林業			8,590	9,290	4,830	960	3,440	8,140	320	190
漁業及び水産養殖業			570	90*	210	—*	160	70*	190	20*
鉱業			470	50*	—*	—*	—*	—*	460	50*
建設業			1,220	110	330	—*	60*	—*	830	110
製造業			4,150	2,150	660	180	240	360	3,250	1,600
卸売及び小売業並びに金融保険不動産業			3,040	2,120	1,430	470	310	950	1,300	690
運輸通信業及びその他の公益事業			1,570	230	60*	—*	10*	—*	1,500	220
サービス業			1,860	1,450	690	400	90*	230	1,080	820
公務			940	180	—*	—*	—*	—*	940	180
その他の産業及び不詳			—*	—*	—*	—*	—*	—*	—*	—*
失業者			260* (270)	210* (140)						
非労働力人口			4,050 (4,180)	14,100 (13,860)						
通学			2,340 (2,340)	2,100 (2,050)						
家事			130 (70)	9,700 (9,230)						
その他及び不詳			1,580 (1,770)	2,300 (2,580)						

総務府統計局「労働力調査報告」より

- 註 (1) 「労働力人口」とは14才以上で現在職業に就いている者と、就職の意志と能力をもちながら現在就職していないもの(就業者と失業者)の計をいう。
- (2) 「非労働力人口」とは14才以上で、労働力人口に含まれていない人(通学しているもの、家事に従事しているもの、不具者、老令者、病人、その他)をいう。
- (3) 「その他及び不詳」には不具、老令及び病気をふくむ。
- (4) *印の数字は誤差率が大いから特に注意して使用されたい。
- (5) () 内の数字は1950年10月のもの。

第12表 産業別の

産業別		1951年 1月	2月	3月	4月
全産業	男子	100.0	100.3	100.7	102.2
	女子	100.0	100.5	101.2	106.1
鉱業	男子	100.0	100.1	100.3	100.6
	女子	100.0	98.8	98.6	94.7
製造業	男子	100.0	100.6	101.6	103.9
	女子	100.0	100.7	101.6	108.3
食料品製造業	男子	100.0	100.6	101.4	104.0
	女子	100.0	101.4	105.4	109.8
紡織業	男子	100.0	101.0	103.1	107.2
	女子	100.0	100.8	101.4	109.5
衣服及び身用品製造業	男子	100.0	100.1	100.6	98.9
	女子	100.0	100.8	100.3	107.5
化学工業	男子	100.0	100.5	100.8	101.1
	女子	100.0	100.6	100.2	109.0
ゴム製品製造業	男子	100.0	101.2	102.8	110.3
	女子	100.0	100.1	100.6	99.0
ガラス及び土石製品製造業	男子	100.0	101.0	103.1	104.9
	女子	100.0	102.0	107.1	111.7
第一次金属製造業	男子	100.0	100.6	101.8	103.6
	女子	100.0	99.7	100.9	106.3
機械製造業	男子	100.0	101.2	102.5	106.6
	女子	100.0	101.3	103.0	109.6
電気機械器具製造業	男子	100.0	100.5	101.2	103.5
	女子	100.0	100.6	100.3	104.9
卸売及び小売業	男子	100.0	100.1	99.8	102.4
	女子	100.0	100.5	101.5	104.5
金融業及び保険業	男子	100.0	100.1	101.7	104.2
	女子	100.0	99.2	100.3	102.2
運輸通信及びその他の公益事業	男子	100.0	99.7	99.6	100.1
	女子	100.0	100.4	100.4	101.4

労働省労働統計調査部「毎月勤労統計調査結果表」より労働省婦人少年局編

註 製造業の中分類については、女子が比較的多く働いている産業を掲げた。

男女雇用指数

(1951年1月=100)

5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
102.3 107.5	102.6 107.4	102.8 107.0	102.7 106.2	102.7 105.7	102.5 105.1	102.4 104.9	102.6 104.9
100.3 95.2	100.3 95.3	100.5 95.1	100.5 94.4	100.7 93.7	100.8 93.6	101.7 93.3	102.7 93.7
104.2 110.0	104.7 109.8	109.6 109.4	105.0 108.4	104.8 107.9	104.5 107.2	104.1 106.8	103.9 106.5
104.7 110.2	104.1 111.2	106.1 107.2	106.3 107.4	105.2 109.1	106.8 110.4	103.1 110.9	109.8 114.2
103.4 111.9	103.6 111.8	102.6 111.2	103.0 109.8	104.4 108.7	104.3 107.6	104.2 107.0	103.8 106.6
100.2 106.7	99.2 106.5	98.8 105.7	99.3 105.1	100.6 104.5	99.8 105.4	99.8 104.5	99.7 105.2
101.1 111.4	102.1 108.9	101.8 109.0	101.5 107.4	100.8 105.9	100.3 104.7	99.6 104.3	99.6 104.3
111.0 96.9	114.9 99.8	105.4 98.3	101.4 97.7	101.0 97.1	100.4 96.1	99.3 96.0	98.6 96.7
106.8 111.7	108.5 112.3	108.9 113.9	109.0 114.4	108.9 114.8	108.4 114.2	107.2 112.8	107.2 111.6
104.9 107.4	105.9 104.8	105.9 106.7	106.1 105.7	105.7 105.8	105.4 105.4	104.9 105.0	104.6 104.3
107.9 112.9	108.3 114.7	108.7 114.3	108.8 114.2	108.6 116.5	107.7 116.0	107.3 117.6	107.0 116.2
104.2 104.7	104.5 105.6	104.8 104.5	105.4 102.9	105.0 104.6	104.8 104.3	103.1 102.6	103.1 102.3
101.3 106.1	101.2 105.3	101.8 104.2	101.3 103.6	101.1 102.7	101.4 102.7	101.7 104.0	102.2 105.0
104.4 101.7	104.8 101.2	104.1 101.5	103.7 101.0	103.4 101.0	103.3 100.7	102.9 100.1	103.0 99.8
100.4 102.0	100.3 101.7	100.5 102.4	100.5 102.4	100.5 101.4	100.2 101.5	100.3 101.7	100.6 102.3

第13表 一般職業紹介状況(常用と臨時)
(1951年1月～12月)

項目別 月別性別	新規求職申込件数		新規求人数		紹介件数		就職件数	
	男	女	男	女	男	女	男	女
総数	2,730,172	1,415,199	1,306,398 (47.9%) ¹⁾	810,069 (57.2%) ¹⁾	1,722,311	1,067,651	1,008,992 (37.0%) ²⁾	615,994 (43.5%) ²⁾
1月	273,368	151,023	127,778 (46.7%)	98,452 (65.2%)	132,721	83,352	74,633 (27.3%)	40,420 (26.8%)
2月	276,296	173,209	138,229 (50.0%)	106,332 (61.4%)	185,043	169,665	92,962 (33.6%)	80,787 (46.6%)
3月	254,979	130,432	141,955 (55.7%)	72,722 (55.8%)	197,861	118,713	121,530 (47.7%)	79,262 (60.8%)
4月	225,730	116,016	109,465 (48.5%)	57,365 (49.4%)	157,352	85,598	95,199 (42.2%)	56,692 (48.9%)
5月	224,589	112,682	103,363 (46.0%)	58,066 (51.5%)	143,762	77,674	83,254 (37.1%)	46,824 (41.6%)
6月	199,408	100,747	92,606 (46.4%)	56,034 (45.7%)	128,732	72,163	74,528 (37.4%)	44,057 (40.3%)
7月	228,771	113,658	92,047 (40.2%)	53,350 (46.9%)	125,842	70,179	73,987 (32.3%)	40,592 (35.7%)
8月	226,318	119,392	104,204 (46.0%)	62,740 (52.5%)	134,133	77,505	76,404 (33.8%)	42,549 (35.6%)
9月	222,486	117,257	101,272 (45.5%)	66,169 (56.4%)	134,058	83,275	76,855 (34.5%)	45,884 (39.1%)
10月	229,488	111,393	107,235 (46.7%)	69,309 (62.2%)	142,393	89,855	83,110 (36.2%)	51,453 (46.2%)
11月	196,899	95,132	95,147 (48.3%)	61,011 (64.1%)	130,807	78,066	78,598 (39.8%)	46,009 (48.4%)
12月	171,840	74,258	93,097 (54.2%)	48,469 (65.3%)	109,607	61,606	78,132 (45.5%)	41,469 (55.8%)

労働省職業安定局労働市場調査課調

註 (1) 日雇はふくまない。

(2) 1) 新規求人数の新規求職申込件数に対する百分比

(3) 2) 就職件数の新規求職申込件数に対する百分比

第14表 各都道府県の公共職業補導所における男女の入所者数
(1951年1月～12月)

項目別 都道府県別	補導所数	年間実定員	入所者数	
			男	女
総数	278 (6)	24,770 (930)	15,962 (734)	6,237 (196)
北海道	8	830	778 (5)	93
青森県	7	390	315 (7)	103
岩手県	7	340	258 (1)	169 (5)
宮城県	6 (1)	540 (150)	391 (54)	137 (28)
秋田県	6	320	297 (2)	15
山形県	5	210	144 (4)	12 (1)
福島県	7	520	334 (20)	104 (1)
茨城県	7	385	321 (2)	101 (1)
栃木県	5	310	196	117 (2)
群馬県	5	480	316 (9)	180
埼玉県	6	515	472	171 (2)
千葉県	4	340	187	127 (3)
東京都	10 (1)	3,160 (200)	1,969 (172)	666 (60)
神奈川県	8 (1)	1,000 (170)	363 (70)	230 (23)
新潟県	7	415	398 (2)	35
富山県	7	440	184 (1)	190
石川県	7	450	233 (7)	135 (2)
福井県	8	480	243 (15)	94
山梨県	6	345	169 (4)	68
長野県	7	370	307	-
岐阜県	6	475	261	80
静岡県	5	430	278 (7)	121 (1)
愛知県	8	530	296 (7)	85 (2)
三重県	7	310	158 (1)	21 (1)
滋賀県	5	260	155 (1)	86 (1)
京都府	6	470	310 (8)	189 (1)
大阪府	6 (1)	2,220 (160)	1,639 (200)	699 (14)
兵庫県	9 (1)	1,895 (150)	984 (19)	389 (1)
奈良県	3	330	135	197 (1)
和歌山県	4	210	106 (2)	102 (2)
鳥取県	3	240	141	64
島根県	8	440	256	72
岡山県	8	475	301 (1)	181 (2)
広島県	10	630	431 (2)	237 (18)
山口県	6	230	155 (1)	71
徳島県	3	310	238 (1)	108 (1)
香川県	3	290	127	81
高松市	4	200	96 (3)	55
愛媛県	4	280	189 (3)	121
高知県	7 (1)	730 (100)	397 (67)	90 (21)
佐賀県	4	170	116	60
長門県	5	440	304 (8)	119 (1)
大分県	6	310	248 (6)	70 (1)
熊本県	5	350	219 (16)	163 (4)
鹿児島県	6	355	393 (5)	25
沖縄県	4	360	163 (1)	29

労働省職業安定局職業補導課調

註 (1) () 内の数字は身体障害者に特設の補導所数並びに被補導身体障害者数の内数

(2) 年間実定員とは1年間の補導定員の平均数である。

第15表 産業別男女労働者の

産業別	年 別	1950年		1951年		1				2			
		10. 11. 12月		平 均		1 月		2 月		3 月		4 月	
		の 平 均		平 均		1 月		2 月		3 月		4 月	
全 産 業	男子	12,613	13,051	12,571	11,736	11,849	12,764						
	女子	6,045 (48)	6,059 (46)	6,220 (49)	5,511 (47)	5,613 (47)	5,798 (45)						
鉱 産 業	男子	11,430	12,462	11,254	9,901	10,861	11,615						
	女子	4,935 (43)	5,538 (44)	4,854 (43)	4,461 (45)	4,663 (43)	5,041 (43)						
製 造 業	男子	12,933	13,489	13,297	12,427	11,950	12,782						
	女子	5,722 (44)	5,660 (42)	5,946 (45)	5,239 (42)	5,111 (43)	5,259 (41)						
食 料 品 製 造 業	男子	12,726	12,767	12,922	11,065	12,126	12,252						
	女子	4,964 (39)	5,067 (40)	4,949 (38)	4,481 (40)	4,777 (39)	4,829 (39)						
紡 織 業	男子	13,486	12,498	14,336	11,442	11,014	11,270						
	女子	5,618 (42)	5,394 (43)	6,184 (43)	4,942 (43)	4,713 (43)	4,844 (43)						
衣服及び身廻品製造業	男子	10,239	10,108	9,616	9,494	9,420	9,302						
	女子	3,882 (38)	3,998 (40)	3,690 (38)	3,851 (41)	3,900 (41)	3,645 (39)						
化 学 工 業	男子	13,834	13,858	13,547	12,589	12,084	13,094						
	女子	6,693 (48)	6,523 (47)	6,617 (49)	5,935 (47)	5,703 (47)	6,059 (46)						
ゴム製品製造業	男子	12,727	13,112	12,740	13,175	12,654	13,360						
	女子	6,341 (50)	6,077 (46)	5,416 (42)	6,380 (48)	5,933 (47)	6,408 (48)						
ガラス及び土石製品製造業	男子	12,549	12,633	12,579	11,384	11,338	12,356						
	女子	5,238 (42)	5,387 (42)	5,187 (41)	5,058 (44)	4,918 (43)	5,226 (42)						
第一次金属製造業	男子	15,604	16,497	16,797	15,909	13,933	15,573						
	女子	8,008 (51)	8,305 (50)	8,446 (50)	7,904 (50)	6,979 (50)	7,877 (51)						
機 械 製 造 業	男子	11,284	12,245	11,310	11,340	11,341	11,857						
	女子	5,832 (52)	6,235 (51)	5,812 (51)	5,811 (51)	5,810 (51)	6,065 (51)						
電気機械器具製造業	男子	12,023	13,677	12,945	12,141	11,837	12,933						
	女子	5,668 (47)	6,101 (45)	5,897 (46)	5,603 (46)	5,415 (46)	5,941 (46)						
卸売、及び小売業	男子	16,264	17,409	17,805	14,605	15,760	18,207						
	女子	7,164 (44)	7,390 (42)	7,987 (45)	6,519 (45)	6,775 (43)	7,748 (43)						
金融業及び保険業	男子	18,723	19,293	20,728	15,823	25,258	19,530						
	女子	8,297 (44)	8,493 (44)	8,460 (41)	7,148 (45)	9,846 (39)	8,786 (45)						
運輸通信及びその他の公益事業	男子	11,923	11,815	11,031	10,929	10,738	12,351						
	女子	7,154 (60)	7,097 (60)	6,672 (60)	6,399 (59)	6,605 (62)	7,318 (59)						

労働省労働統計調査部「毎月勤労統計調査結果表」より

註 (1) ()内の数字は男子100に対する女子の比率

(2) 製造業の中分類については、女子が比較的多く働いている産業を掲げた。

1ヶ月当りの現金給与額

(1951年)

		1 年							
		5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
		男	女	男	女	男	女	男	女
全 産 業	男子	12,710	14,406	12,354	14,351	12,631	13,516	13,927	13,802
	女子	5,575 (44)	6,462 (45)	5,559 (45)	6,216 (43)	5,700 (46)	6,446 (48)	7,038 (51)	6,516 (48)
鉱 産 業	男子	12,638	14,070	12,351	14,406	12,357	12,922	12,912	14,260
	女子	5,595 (44)	6,230 (44)	5,387 (45)	6,602 (46)	5,497 (45)	5,887 (46)	5,826 (45)	6,419 (45)
製 造 業	男子	12,839	15,269	12,821	14,380	13,218	14,013	14,674	14,214
	女子	5,111 (40)	6,060 (40)	5,156 (40)	5,700 (40)	5,351 (41)	6,103 (44)	6,796 (46)	6,092 (43)
食 料 品 製 造 業	男子	12,450	13,666	11,788	13,461	12,186	14,031	14,106	13,150
	女子	5,104 (41)	5,481 (40)	4,756 (39)	5,279 (39)	4,832 (39)	5,510 (39)	5,533 (39)	5,277 (40)
紡 織 業	男子	10,831	15,107	10,685	12,099	11,235	13,719	15,479	12,761
	女子	4,613 (43)	5,736 (38)	4,665 (41)	5,208 (45)	4,872 (44)	6,084 (44)	7,059 (46)	5,816 (46)
衣服及び身廻品製造業	男子	9,456	10,160	9,581	10,911	9,890	11,394	11,588	10,510
	女子	3,595 (38)	3,931 (39)	3,783 (36)	4,160 (38)	4,029 (40)	4,154 (36)	4,671 (40)	4,564 (43)
化 学 工 業	男子	13,731	15,719	12,873	14,891	13,215	15,227	15,118	14,207
	女子	6,132 (45)	7,073 (45)	6,123 (49)	7,023 (47)	6,351 (49)	7,209 (47)	7,262 (48)	6,789 (48)
ゴム製品製造業	男子	12,574	13,596	12,416	12,672	12,747	13,510	13,905	13,991
	女子	5,982 (48)	5,982 (44)	5,717 (41)	5,659 (45)	5,875 (47)	5,920 (44)	7,053 (41)	6,602 (47)
ガラス及び土石製品製造業	男子	12,467	13,585	12,467	13,787	12,907	13,111	14,094	13,916
	女子	5,279 (42)	5,713 (42)	5,250 (38)	5,635 (41)	5,465 (42)	5,356 (41)	5,711 (41)	5,847 (42)
第一次金属製造業	男子	15,929	20,034	15,433	18,631	15,837	16,396	16,931	16,555
	女子	7,943 (50)	10,117 (50)	7,689 (65)	9,394 (50)	7,986 (50)	8,327 (51)	8,625 (51)	8,374 (51)
機 械 製 造 業	男子	11,643	13,056	12,230	12,794	12,528	12,310	13,103	13,430
	女子	5,958 (51)	6,719 (51)	6,140 (50)	6,500 (51)	6,300 (51)	6,303 (51)	6,693 (51)	6,705 (50)
電気機械器具製造業	男子	12,901	14,648	13,454	14,745	14,237	14,450	14,744	15,084
	女子	5,724 (44)	6,391 (44)	5,923 (44)	6,448 (44)	6,272 (44)	6,317 (44)	6,574 (45)	6,710 (44)
卸売、及び小売業	男子	16,549	26,303	14,700	17,028	15,436	17,882	18,156	16,472
	女子	6,888 (42)	9,014 (34)	6,455 (42)	7,328 (45)	6,654 (46)	7,812 (44)	8,236 (45)	7,266 (44)
金融業及び保険業	男子	16,612	20,421	16,890	18,892	17,386	21,699	19,697	18,580
	女子	7,610 (46)	8,887 (44)	7,941 (42)	8,479 (45)	7,856 (45)	9,321 (43)	8,902 (45)	8,682 (47)
運輸通信及びその他の公益事業	男子	12,020	11,750	11,126	13,692	11,247	11,981	12,411	12,448
	女子	7,077 (59)	6,860 (58)	6,752 (60)	7,819 (57)	6,601 (57)	6,917 (58)	7,665 (62)	8,476 (63)

第16表 1世帯1ヶ月当りの平均支出金額(全都市)
(5人世帯、30日換算) (1947年～1951年)

年 月 別	消費支出 総 額	食 料 費			被服費	光熱費	住居費	雑 費
		計	主 食	非主食				
1947年 平均	4,758 (100.0)	3,124 (65.7)	1,138	1,986	491 (10.3)	216 (4.5)	203 (4.3)	724 (15.2)
1948年	8,913 (100.0)	5,648 (63.3)	2,245	3,403	1,008 (11.3)	398 (4.5)	374 (4.2)	1,485 (16.7)
1949年	12,385 (100.0)	7,607 (61.4)	3,055	4,552	1,339 (10.8)	519 (4.2)	570 (4.6)	2,350 (19.0)
1950年	12,362 (100.0)	7,069 (57.2)	2,872	4,197	1,499 (12.1)	620 (5.0)	561 (4.5)	2,613 (21.2)
1951年	14,797 (100.0)	8,034 (54.2)	2,987	5,047	2,002 (13.5)	777 (5.3)	689 (4.7)	3,295 (22.3)
1951年 1月	11,793 (100.0)	6,288 (53.3)	2,089	4,199	1,286 (10.9)	818 (7.0)	475 (4.0)	2,926 (24.8)
2	13,429 (100.0)	7,350 (54.7)	2,762	4,588	1,400 (10.4)	997 (7.4)	548 (4.1)	3,134 (23.4)
3	13,759 (100.0)	7,611 (55.3)	2,854	4,757	1,592 (11.6)	824 (6.0)	595 (4.3)	3,137 (22.8)
4	13,712 (100.0)	7,474 (54.5)	2,776	4,698	1,757 (12.8)	675 (4.9)	548 (4.0)	3,260 (23.8)
5	13,816 (100.0)	7,620 (55.2)	2,729	4,891	1,784 (12.9)	541 (3.9)	613 (4.4)	3,258 (23.6)
6	13,869 (100.0)	7,615 (54.9)	2,758	4,857	1,918 (13.8)	556 (4.1)	712 (5.1)	3,068 (22.1)
7	14,197 (100.0)	7,705 (54.2)	2,832	4,873	1,998 (14.1)	521 (3.7)	678 (4.8)	3,295 (23.2)
8	14,291 (100.0)	8,153 (57.1)	3,026	5,127	1,603 (11.2)	634 (4.4)	622 (4.4)	3,279 (22.9)
9	14,718 (100.0)	8,168 (55.5)	3,079	5,089	1,779 (12.1)	748 (5.1)	701 (4.8)	3,322 (22.5)
10	15,169 (100.0)	8,391 (55.3)	3,237	5,154	1,924 (12.7)	768 (5.1)	761 (5.0)	3,325 (21.9)
11	15,945 (100.0)	8,509 (53.4)	3,301	5,208	2,355 (14.8)	968 (6.1)	771 (4.8)	3,342 (20.9)
12	22,865 (100.0)	11,523 (50.4)	4,397	7,126	4,626 (20.2)	1,272 (5.6)	1,249 (5.5)	4,195 (18.3)

総理府統計局 C.P.S. より

- 註 (1) ()内数字は消費支出総額に対する百分比。 (2) はエンゲル係数 $\left(\frac{\text{食 費}}{\text{消費支出総額}} \times 100 \right)$
 (2) 住居費には家賃、地代、住宅修繕、水道料、家具および什器家具購入費をふくむ。
 (3) 雑費には保健衛生、交通、通信、教育、文房具、修養料、草類その他をふくむ。

第17表 産業別男女労働者の1ヶ月の平均実労働時間数及び出勤日数
(1951年10月)

産 業 別	性 別	総実労働時間数		所定内労働時間数		所定外労働時間数		出 勤 日 数	
		男 子	女 子	男 子	女 子	男 子	女 子	男 子	女 子
全 産 業		194.3	179.5	175.0	173.0	19.3	6.5	24.2	22.8
鉱 業		196.2	187.3	173.6	176.0	22.6	11.3	23.6	24.2
製 造 業		192.4	178.5	171.7	173.1	20.7	5.4	23.4	22.3
食 料 品 製 造 業		205.4	186.8	183.7	176.8	21.7	10.0	24.3	23.1
紡 織 業		201.4	180.2	186.7	176.4	14.7	3.8	24.1	22.1
衣服及び身用品製造業		195.2	181.1	184.4	175.1	10.8	6.0	23.5	22.2
化 学 工 業		179.6	170.3	167.6	166.8	12.0	3.5	23.5	22.6
ゴム製品製造業		183.3	172.8	172.8	165.7	10.5	7.1	23.0	21.9
ガラス及び土石製品製造業		197.6	176.4	176.0	170.2	21.6	6.2	23.8	22.3
第一次金属製造業		187.3	172.1	163.4	165.5	23.9	6.6	23.5	22.8
機 械 製 造 業		192.2	180.3	171.7	172.6	20.5	7.7	22.7	22.6
電気機械器具製造業		188.5	170.7	169.4	164.4	19.1	6.3	23.1	22.0
卸売及び小売業		190.6	179.1	178.0	174.8	12.6	4.3	25.0	24.2
金融業及び保険業		182.4	175.2	168.5	165.3	13.9	9.9	25.0	24.5
運輸通信及びその他の公益事業		198.2	186.3	181.0	174.7	17.2	11.6	24.2	23.8

労働省労働統計調査部「毎月労働統計調査結果表」より

註 (1) 製造業の中分類については、女子が比較的多く働いている産業を掲げた。

(2) 「所定内労働時間数」とは、事業所の就業規則で定められた正規の始業時間と終業時間との間の労働時間のことである。

(3) 「所定外労働時間数」とは、早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の労働時間数のことである。

第18表 各都道府県の単位労働組合数と男女の組合員数

(1951年6月)

都道府県別	項目別	組合数	組合員数		
			計	男	女
前年度総数		29,144	5,773,908	4,466,917	1,304,332
総数		27,644 (100)	5,686,774 (100)	4,333,216	1,352,620
北海道	道庁手帳田	2,302 (8.33)	342,786 (6.03)	290,695	52,091
		432 (1.56)	46,511 (0.82)	36,762	9,749
		391 (1.42)	61,841 (1.09)	49,387	12,454
		586 (2.12)	74,190 (1.30)	56,542	17,648
		456 (1.65)	59,052 (1.04)	48,327	10,725
山形県	形島城木場	394 (1.43)	54,746 (0.96)	40,365	14,381
		543 (1.96)	107,137 (1.88)	81,930	25,048
		319 (1.15)	70,900 (1.25)	55,737	15,163
		443 (1.60)	59,318 (1.04)	44,129	15,189
		658 (2.38)	78,577 (1.38)	54,408	24,169
埼玉県	至楽京川湯	471 (1.70)	95,527 (1.68)	68,380	27,147
		412 (1.49)	71,170 (1.25)	53,078	18,092
		2,905 (10.51)	740,347 (13.02)	566,896	172,791
		919 (3.33)	266,021 (4.68)	221,802	44,099
		727 (2.63)	123,874 (2.18)	94,145	29,729
富山県	山川井野	314 (1.14)	78,069 (1.37)	50,415	27,654
		371 (1.34)	60,725 (1.07)	42,002	18,723
		220 (0.80)	40,343 (0.71)	25,764	14,579
		283 (1.02)	30,762 (0.54)	21,008	9,754
		899 (3.25)	113,470 (2.00)	79,499	33,971
岐阜県	卓同知重賀	449 (1.62)	90,028 (1.58)	56,211	33,817
		724 (2.62)	121,360 (2.13)	86,895	34,465
		930 (3.36)	269,644 (4.67)	188,999	76,645
		359 (1.30)	95,508 (1.68)	60,256	35,252
		233 (0.84)	53,694 (0.94)	33,643	20,051
静岡県	都版康良山	588 (2.13)	133,120 (2.34)	92,579	40,541
		1,610 (5.82)	399,403 (7.02)	292,682	106,721
		1,158 (4.19)	406,191 (7.14)	332,703	73,488
		238 (0.86)	38,379 (0.68)	26,991	11,388
		323 (1.17)	52,144 (0.92)	38,308	13,836
愛知県	辰根山島口	256 (0.93)	29,120 (0.51)	22,874	6,246
		339 (1.23)	34,480 (0.61)	24,435	10,045
		388 (1.40)	83,694 (1.47)	58,979	24,715
		600 (2.17)	125,728 (2.21)	96,818	28,910
		535 (1.94)	127,451 (2.24)	103,157	24,294
徳島県	島川緩知岡	323 (1.17)	39,417 (0.69)	27,080	12,337
		398 (1.44)	52,161 (0.92)	36,152	16,009
		464 (1.68)	84,449 (1.49)	59,947	24,502
		410 (1.48)	41,362 (0.73)	29,386	11,976
		1,141 (4.13)	408,860 (7.19)	340,378	68,482
高知県	賀橋本分略馬	227 (0.82)	59,545 (1.05)	48,018	11,527
		494 (1.79)	125,873 (2.21)	108,113	17,760
		351 (1.27)	81,116 (1.43)	63,422	17,694
		316 (1.14)	49,447 (0.87)	36,207	13,240
		249 (0.90)	51,045 (0.90)	37,962	13,083
福岡県		496 (1.79)	62,189 (1.09)	49,749	12,440

労働省労働統計調査部労働経済課調

註 (1) 男女別組合員数不明の組合があるため、男女の組合員数の計が総組合員数と一致しない県がある (東京、神奈川、福岡)

(2) 前年度総数は1950.6現在

IV 教育関係

第19表 学校種別の学校数と男女の生徒数及び教員数

(1951年4月30日)

学校種別	項目別	学校数	生徒数			教員数		
			計	男	女	計	男	女
前年度	総数	43,702	19,590,050	10,140,892	9,449,158	690,325	449,172	241,153
総計	総数	44,918	20,035,657	10,335,465	9,700,192	707,846	458,124	249,722
幼稚園	公立	36,095	18,203,888	9,496,597	8,707,291	590,521	378,993	211,528
	私立	8,437	1,585,060	645,834	939,226	93,015	56,367	36,648
	合計	2,455	244,423	125,285	119,138	10,976	2,007	8,969
	公立	32	2,870	1,466	1,404	128	30	98
	私立	920	105,116	54,016	51,100	4,128	778	3,350
小学校	公立	1,503	136,437	69,803	66,634	6,720	1,199	5,521
	私立	21,313	11,419,267	5,782,776	5,636,491	315,216	163,403	151,813
	合計	77	43,847	22,555	21,292	1,482	1,211	271
	公立	21,134	11,347,728	5,747,712	5,600,016	312,423	161,618	150,805
	私立	102	27,692	12,509	15,183	1,311	574	737
中学校	公立	12,328	5,127,927	2,597,286	2,530,641	191,615	146,185	45,430
	私立	86	31,933	17,361	14,572	1,495	1,208	287
	合計	11,500	4,868,931	2,497,931	2,371,000	174,876	135,071	39,805
	公立	742	227,063	81,994	145,069	15,244	9,906	5,338
	私立	2,973	2,192,051	1,342,679	849,372	110,576	89,832	20,744
高等学校	公立	30	6,560	4,909	1,651	595	520	75
	私立	2,071	1,827,631	1,167,838	659,793	88,354	73,866	14,488
	合計	872	357,860	169,932	187,928	21,627	15,446	6,181
	公立	203	313,158	283,975	29,183	23,280	22,038	1,242
	私立	71	119,659	107,927	11,732	11,571	11,121	450
大学	公立	26	13,163	11,297	1,866	2,427	2,281	146
	私立	106	180,336	164,751	15,585	9,282	8,636	646
	合計	180	36,331	20,535	15,796	6,554	5,385	1,169
	公立	4	353	352	1	41	41	0
	私立	24	4,885	2,404	2,481	994	868	126
短期大学	公立	152	31,093	17,779	13,314	5,519	4,476	1,043
	私立	76	61,914	60,416	1,498	11,620	11,333	287
	合計	24	36,668	35,972	696	7,117	7,057	60
	公立	15	3,361	3,195	166	1,259	1,202	57
	私立	37	21,885	21,249	636	3,214	3,074	170
旧制大学予科	公立	4	1,068	986	82	96	93	3
	私立	83	7,686	6,057	1,629	2,464	2,224	240
	合計	22	1,526	1,246	280	573	541	32
	公立	13	582	582	0	303	268	35
	私立	48	5,578	4,526	1,052	1,588	1,415	173
専門学校	公立	9	1,262	995	267	627	552	75
	私立	7	1,138	872	266	551	479	72
	合計	2	124	123	1	76	73	3
	公立	72	6,161	3,898	2,263	1,737	1,022	715
	私立	1	169	116	53	37	29	8
盲学校	公立	68	5,897	3,724	2,173	1,673	979	694
	私立	3	95	58	37	27	14	13
	合計	76	13,345	7,154	6,191	2,420	1,074	1,346
	公立	1	218	126	92	52	32	20
	私立	73	12,864	6,886	5,978	2,326	1,023	1,303
ろう学校	公立	2	263	142	121	42	19	23
	私立	3	165	106	59	24	8	16
	合計	5	428	248	180	66	27	39
	公立	1	45	29	16	7	4	3
	私立	2	120	77	43	17	4	13
養護学校	公立	5,143	610,899	103,317	507,582	30,641	12,968	17,673
	私立	29	1,644	9	1,635	922	422	500
	合計	250	13,685	1,280	12,405	1,751	1,035	716
	公立	4,864	595,570	102,028	493,542	28,298	11,511	16,787
	私立	1	1	1	1	1	1	1

文部省調査及局統計課「文部統計連報」No.54より

註 (1) 高等学校には旧制の商船学校をふくむ。

(2) 旧制の大学、大学予科、専門学校、教員養成

学校には、新制大学に包括された学校をふくむ。

(3) 学校数に分校は含まれていない。

(4) 教員、生徒には外国人をふくむ。

(5) 前年度総数は1950.4.30現在。

第20表 学校種別の男女卒業

種別	学校種別	中 学 校			高 等 学 校		
		計	男	女	計	男	女
卒業者数		1,713,361	872,413	840,948	443,851	274,950	168,901
調査数		1,713,361 (100)	872,413 (100)	840,948 (100)	443,851 (100)	274,950 (100)	168,901 (100)
上級学校に入学した者		750,113 (43.8)	404,524 (46.4)	345,589 (41.1)	112,117 (25.3)	79,577 (28.9)	32,540 (19.3)
インターン		-	-	-	-	-	-
就業した者		792,668 (46.3)	407,380 (46.7)	385,288 (45.8)	205,597 (46.3)	142,265 (51.8)	63,332 (37.5)
農林業		395,182 (23.1)	200,435 (23.0)	194,747 (23.1)	41,298 (9.3)	27,935 (10.2)	13,363 (7.9)
非農林業		397,486 (23.2)	206,945 (23.7)	190,541 (22.7)	164,299 (37.0)	114,330 (41.6)	49,969 (29.6)
無業		146,057 (8.5)	49,047 (5.6)	97,010 (11.6)	107,160 (24.1)	41,389 (15.1)	65,771 (38.9)
死亡		385 (0.0)	172 (0.0)	213 (0.0)	101 (0.0)	71 (0.0)	30 (0.0)
不詳		24,138 (1.4)	11,290 (1.3)	12,848 (1.5)	18,876 (4.3)	11,648 (4.2)	7,228 (4.3)

文部省調査普及局統計課「文部統計通報」No. 56, 57-により労働省婦人少年局編

- 註 (1) 上記数字には、夜間生、日本人以外の学生をふくむ。
 (2) 高等専門諸学校(旧制)には大学予科、高等学校、専門学校、教員養成諸学校、各種学校をふくむ。
 (3) 高等専門諸学校(旧制)卒業生が入学した上級学校は、大学院または研究科、新制大学、旧制大学等である。
 (4) 短期大学卒業生が入学した上級学校は、新制大学その他である。
 (5) 新制大学卒業生が入学した上級学校は、大学院または研究科、新制大学、旧制大学等である。
 (6) 旧制大学卒業生が入学した上級学校は 同 上
 (7) 調査対象卒業生は本科生のみをとった。
 (8) ()内の数字は、調査数に対する百分比。
 (9) *印は0.1%に満たない数
 (10) 卒業者数と、卒業後の状況調査数が一致しないのは高専以上に一部調査未提出校があること及び提出された調査票中に不備があり照会中のものがあること等による。

者数及び卒業後の状況 (1951年度卒業生)

(1951年6月30日)

高等専門諸学校(旧制)			短 期 大 学			新 制 大 学			旧 制 大 学		
計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
67,757	53,855	13,902	1,175	742	433	19,374	16,705	2,669	24,359	24,099	260
59,524 (100)	47,569 (100)	11,955 (100)	838 (100)	513 (100)	325 (100)	18,997 (100)	16,395 (100)	2,602 (100)	22,986 (100)	22,770 (100)	216 (100)
9,598 (16.1)	8,619 (18.1)	979 (8.2)	128 (15.3)	97 (18.9)	31 (9.6)	1,413 (7.5)	1,327 (8.1)	86 (3.3)	1,518 (6.6)	1,479 (6.5)	39 (18.0)
3,409 (5.7)	2,611 (5.5)	798 (6.7)	-	-	-	-	-	-	1,816 (7.9)	1,815 (8.0)	1 (0.5)
33,257 (55.9)	27,684 (58.2)	5,573 (46.6)	497 (59.3)	340 (66.3)	157 (48.3)	14,368 (75.6)	12,140 (74.1)	2,228 (85.6)	14,777 (64.3)	14,703 (64.6)	74 (34.2)
541 (0.9)	484 (1.0)	57 (0.5)	12 (1.4)	11 (2.2)	1 (0.3)	88 (0.5)	88 (0.6)	-	157 (0.7)	157 (0.7)	-
32,716 (55.0)	27,200 (57.2)	5,516 (46.1)	485 (57.9)	329 (64.1)	156 (48.0)	14,280 (75.1)	12,052 (73.5)	2,228 (85.6)	14,620 (63.6)	14,546 (63.9)	74 (34.2)
5,937 (1.0)	2,388 (5.0)	3,549 (29.7)	178 (21.2)	46 (9.0)	132 (40.6)	1,045 (5.5)	824 (5.0)	221 (8.5)	878 (3.8)	861 (3.8)	17 (7.9)
15 (0.0)	11 (0.0)	4 (0.0)	-	-	-	2 (0.0)	2 (0.0)	-	3 (0.0)	3 (0.0)	-
7,508 (12.3)	6,256 (13.2)	1,052 (8.8)	35 (4.2)	30 (5.8)	5 (1.5)	2,169 (11.4)	2,102 (12.8)	67 (2.6)	3,994 (17.4)	3,909 (17.1)	85 (39.4)

(11) 中学校、高等学校卒業生の就職者のうち上級学校に入学した者は次の通りである。

中 学 校 卒 業			高 等 学 校 卒 業		
計	男	女	計	男	女
83,489 (100)	58,017 (69.5)	25,472 (30.5)	8,304 (100)	7,431 (89.5)	873 (10.5)

(就職の傍ら通学する者の総数を100とする。)

253228
 191107
 4 62171 (100) 11825 (100) 1104 (6.5)
 (57.6) 54527 (39.4) 2875 (4.8)

第21表 奨学生総数

学校種別	機関種別	日本育英会 1)	一般育英事業 2)		
			計	男	女
総数		157,457人	11,885人 (100)	9,508人 (80.0)	2,377人 (20.0)
中学校	数	該当なし	625	465	160
高等学校	数	52,763	5,965	4,249	1,716
大学	数	72,374	5,295	4,794	501
専門学校	数	70,693			
医学部	数	1,681			
その他	数	32,320	内	訳	不
教育奨学生(甲)	数	4,591			
教育奨学生(乙)	数	25,716			
特別奨学生	数	943			
大学院研究奨学生	数	1,070			

日本育英会調
註 1) 1952.3.31 現在
2) 1951.9.1 現在

第22表 日本育英会の男女別新規採用者数

学校種別	性別	1951年度			1952年度		
		計	男	女	計	男	女
総数	数	30,201人 (100)	23,923人 (79.2)	6,278人 (20.8)	71,381人 (100)	57,099人 (80.0)	14,282人 (20.0)
高等学校	数	14,821	10,150	4,671	31,986	21,826	10,160
大学	数	15,380	13,773	1,607	39,395	35,273	4,122

日本育英会調
註 以上のほか、教育奨学生、特別奨学生、大学院研究奨学生、通信教育奨学生の制度があるがこれに関する数字は有く。

第23表 男女の海外留学生数

国別	性別	計		
		男	女	合計
総数	数	1,640人 (100)	1,237人 (75.4)	403人 (24.6)
オーストラリア	数	2	2	4
ベルギー	数	4	3	7
ブラジル	数	2	2	4
カナダ	数	14	10	24
フランス	数	37	29	66
ドイツ	数	3	3	6
イギリス	数	9	7	16
イタリア	数	8	6	14
オランダ	数	1	0	1
スペイン	数	1	1	2
スウェーデン	数	1	1	2
アメリカ合衆国	数	6	4	10
その他	数	1,552	1,169	383

文部省大臣官房渉外課調査
註 本表の数字は、官費留学生、私費留学生の計である。

第24表 各都道府県の社会教育施設数

施設別	図書館	公民館	博物館並びに同種施設						
			計	博物館	動物園	植物園	動植物園	水族館	社寺 宝物殿
前年度総数	1) 1,550	2) 9,349	3) 238	3) 186	3) 15	3) 19	3) 6	3) 12	不明
総数	972	4) (199) 23,184	202	106	14	12	3	7	60
北海道	13	138	7	6	-	-	-	-	-
青森県	8	147	-	-	-	-	-	-	-
岩手県	103	301	5	1	1	1	-	-	-
宮城県	37	277	3	1	1	-	-	-	-
山形県	14	579	1	-	-	-	-	-	-
福島県	21	598	5	3	-	-	-	-	-
茨城県	8	1,298	1	1	-	-	-	-	-
栃木県	13	898	4	3	-	-	-	-	-
群馬県	7	367	3	2	-	-	-	-	-
埼玉県	7	121	-	-	-	-	-	-	-
千葉県	69	553	1	1	-	-	-	-	-
東京都	34	307	4	-	-	-	-	-	-
神奈川県	29	10	24	19	2	1	1	-	-
新潟県	41	169	7	5	-	-	-	-	-
富山県	10	1,152	6	5	-	-	-	-	-
石川県	44	287	-	-	-	-	-	-	-
福井県	102	650	1	-	-	-	-	-	-
山梨県	4	220	2	1	-	-	-	-	-
長野県	11	106	2	-	-	-	-	-	-
岐阜県	62	1,824	8	6	-	-	-	-	-
静岡県	5	253	1	1	-	-	-	-	-
愛知県	28	80	5	-	-	-	-	-	-
三重県	37	354	7	5	-	-	-	-	-
滋賀県	19	447	4	2	-	-	-	-	-
京都府	8	183	-	-	-	-	-	-	-
大阪府	14	278	29	8	-	-	-	-	-
兵庫県	10	85	6	4	-	-	-	-	-
奈良県	12	890	9	4	-	-	-	-	-
和歌山県	18	361	8	4	-	-	-	-	-
鳥取県	6	261	4	1	-	-	-	-	-
徳島県	8	519	-	-	-	-	-	-	-
高松県	20	118	3	2	-	-	-	-	-
愛媛県	9	816	3	3	-	-	-	-	-
高知県	5	126	3	1	-	-	-	-	-
福岡県	14	113	3	2	-	-	-	-	-
佐賀県	2	147	-	-	-	-	-	-	-
大分県	9	107	10	4	-	-	-	-	-
熊本県	10	595	2	-	-	-	-	-	-
鹿児島県	13	245	3	2	-	-	-	-	-
沖縄県	16	2,185	5	2	-	-	-	-	-
調査年月日	1950. 1. 1	1951. 5	1951. 1. 20						
調査官庁	文部省社会教育局社会教育施設課								
備考	(1) 1) は1950. 10調 (2) 本館分館並びに公立私立の計	(1) 2) は1950. 2調 (2) 4) は地区部落独立公民館の数(外数) (3) 本館分館の計	(1) 3) は1950. 10調 (2) 公立私立の計						

第25表 各都道府県の男女の別図書館利用状況（入館者数）

（1948年度）

都道府県別	性別	総数			成人		学生		生徒児童	
		計	男	女	男	女	男	女	男	女
総数		11,487,869	7,449,635	4,038,234	1,937,389	631,028	1,700,640	844,901	3,811,606	2,562,305
1 北海道	道	318,052	242,354	75,698	61,347	5,020	47,501	8,720	133,506	61,958
2 青森県	県	136,484	92,958	43,526	18,527	3,045	34,655	11,897	39,776	28,584
3 岩手県	県	207,790	122,010	85,780	33,760	13,858	11,332	6,711	76,918	65,211
4 宮城県	県	181,683	117,976	63,707	31,702	9,189	60,587	30,025	25,687	24,493
5 秋田県	県	367,234	244,258	122,966	101,242	37,218	62,018	35,096	80,998	50,652
6 山形県	県	154,199	101,027	53,172	30,190	15,102	20,300	7,094	50,537	30,976
7 福島県	県	260,364	181,630	78,734	88,663	17,316	28,781	14,455	64,186	46,963
8 茨城県	県	140,390	86,885	53,505	13,156	3,416	27,092	17,107	46,637	32,982
9 栃木県	県	114,300	69,705	44,595	10,570	2,495	19,827	19,112	39,308	22,988
10 群馬県	県	516,751	324,487	192,264	92,695	36,569	70,132	31,691	161,660	124,004
11 埼玉県	県	330,998	204,992	126,006	32,491	11,473	55,614	25,161	116,887	89,372
12 千葉県	県	378,111	214,748	163,363	28,464	21,388	101,504	62,049	84,780	79,926
13 東京都	都	585,022	363,820	221,202	116,336	55,613	141,792	86,479	105,692	79,110
14 神奈川県	県	410,708	259,977	154,731	89,637	24,920	39,703	30,098	126,637	99,713
15 新潟県	県	461,020	326,066	134,954	73,389	18,174	118,281	42,019	134,396	74,761
16 富山県	県	454,228	279,615	174,613	80,496	28,957	24,068	16,721	175,051	128,935
17 石川県	県	334,576	216,540	118,036	62,037	17,299	34,831	8,250	119,672	92,487
18 福井県	県	26,272	15,900	10,372	3,666	1,519	1,384	795	10,850	8,058
19 山梨県	県	122,872	60,379	62,493	3,584	1,396	3,594	1,116	53,201	59,981
20 長野県	県	471,555	296,510	175,045	67,425	41,338	47,555	25,615	181,530	108,092
21 岐阜県	県	147,801	84,621	63,180	21,688	13,226	28,049	22,166	34,884	27,788
22 静岡県	県	165,695	88,033	77,662	18,773	9,737	30,257	27,258	39,003	40,667
23 愛知県	県	391,209	249,105	142,104	67,571	24,945	97,712	58,794	83,822	58,365
24 三重県	県	167,449	96,611	70,838	15,429	2,502	14,077	9,604	67,105	58,732
25 滋賀県	県	77,821	49,214	28,607	7,172	1,483	21,254	8,131	20,788	18,993
26 京都府	府	253,894	180,414	73,480	49,408	6,341	37,348	8,165	93,658	58,974
27 大阪府	府	583,075	449,341	133,734	142,749	25,945	93,960	31,965	212,632	75,824
28 兵庫県	県	342,719	238,984	103,735	52,576	5,794	42,959	15,590	143,449	82,351
29 奈良県	県	64,203	38,884	25,324	9,136	3,127	7,862	5,315	21,886	16,882
30 和歌山県	県	172,436	103,106	69,330	31,297	15,065	13,848	7,313	57,961	46,952
31 鳥取県	県	110,421	75,089	35,332	16,044	5,001	6,268	1,555	52,777	28,776
32 島根県	県	107,118	67,075	40,043	18,371	7,358	2,583	1,550	46,121	31,155
33 岡山県	県	150,053	101,577	48,476	14,153	3,271	24,136	10,360	63,288	34,845
34 広島県	県	150,158	100,017	50,141	31,084	1,459	4,361	1,470	64,572	47,212
35 山口県	県	414,229	264,980	149,249	71,393	29,619	33,564	12,396	160,023	107,234
36 徳島県	県	73,449	42,637	30,812	9,849	3,870	16,552	13,534	16,236	13,408
37 香川県	県	252,125	162,280	89,845	24,321	5,164	27,200	18,290	110,759	66,381
38 愛媛県	県	154,067	96,404	57,663	22,138	7,407	8,719	3,377	65,547	46,879
39 高知県	県	170,853	110,301	60,552	28,534	6,203	41,992	24,147	39,775	30,202
40 福岡県	県	400,513	271,069	129,444	63,090	12,030	50,198	24,100	157,781	93,314
41 佐賀県	県	172,531	121,547	50,984	35,657	9,663	22,891	4,915	62,999	36,406
42 長門県	県	247,273	155,481	91,792	21,617	15,779	24,093	12,094	109,771	63,919
43 熊本県	県	115,695	79,435	36,260	8,701	2,689	38,912	13,157	31,822	20,414
44 大分県	県	223,914	140,374	83,540	52,532	28,839	28,078	13,936	59,764	40,765
45 宮崎県	県	100,894	72,838	28,056	13,462	2,149	8,835	3,715	50,541	22,192
46 鹿児島県	県	305,670	192,381	113,289	51,267	17,057	24,381	11,793	116,733	84,439

文部省社会教育局社会教育施設課調

第26表 各都道府県の婦人団体数と会員数

（1951年3月）

都道府県別	団体種類別	計		地域団体		文化団体	
		団体数	会員数	団体数	会員数	団体数	会員数
総数		11,830	5,524,752	11,143	5,368,612	687	156,140
北海道		917	64,190	899	63,790	18	400
青森県		未報	告				
岩手県		333	89,898	324	89,018	9	880
宮城県		未報	告				
秋田県		255	98,173	250	97,853	5	320
山形県		220	150,209	218	150,049	2	160
福島県		423	168,056	397	163,030	26	5,026
茨城県		360	179,290	357	179,100	3	190
栃木県		163	150,112	160	149,861	3	251
群馬県		未報	告				
埼玉県		272	122,349	265	122,009	7	340
千葉県		244	123,485	241	123,359	3	126
東京都		881	266,917	858	266,917	23	不明
神奈川県		287	264,149	233	214,140	54	50,009
新潟県		392	172,756	379	170,605	13	2,151
富山県		274	119,700	261	115,900	13	3,800
石川県		271	105,142	259	104,192	12	950
福井県		203	81,334	193	80,764	10	570
山梨県		139	106,524	129	105,724	10	800
長野県		386	461,212	376	460,719	10	493
岐阜県		378	210,433	369	204,085	9	6,348
静岡県		496	20,400	492	20,000	4	400
愛知県		未報	告				
三重県		409	158,428	398	157,854	11	574
滋賀県		226	90,691	216	80,622	10	10,069
京都府		379	136,300	358	135,930	21	370
大阪府		267	176,652	231	141,501	36	35,151
兵庫県		未報	告				
奈良県		178	71,070	171	65,770	7	5,300
和歌山県		162	47,237	157	47,135	5	102
鳥取県		196	60,876	191	60,876	5	
島根県		338	144,127	273	143,167	65	960
岡山県		506	184,867	466	181,534	40	3,333
広島県		未報	告				
山口県		255	163,975	246	163,535	9	440
徳島県		186	71,386	160	70,188	26	1,198
香川県		156	124,090	149	123,532	7	558
愛媛県		322	148,065	292	139,413	30	8,652
高知県		77	12,200	76	12,150	1	50
福岡県		449	416,325	436	412,825	13	3,500
佐賀県		145	103,900	134	103,400	11	500
長門県		未報	告				
熊本県		559	233,659	408	226,065	151	7,594
大分県		未報	告				
宮崎県		126	226,575	121	222,000	5	4,575
鹿児島県		未報	告				

文部省社会教育局社会教育課調

註 本数字は各都道府県社会教育課に出したものに就てである。

Y 厚生関係

第27表 年次別の人口動態

年次	人口	出生率 人口1000対	死亡率 人口1000対	乳児死亡率 出生1000対	新生児死亡率 出生1000対	妊産婦死亡率 出産1000対	死産率 出産1000対	自然増加率 人口1000対
明治								
1900 (33)	44,369,900	31.8	20.3	155.6	79.0	39.8	89.1	11.4
1905 (38)	47,160,400	30.6	21.1	152.4	71.2	38.8	89.7	9.4
1910 (43)	49,998,600	34.0	21.1	162.0	74.1	33.3	84.7	12.9
大正								
1915 (48)	53,902,300	33.2	20.1	161.0	69.7	33.2	73.2	13.1
1920 (53)	55,391,000	36.3	25.4	166.2	69.0	33.0	66.8	10.9
1925 (58)	59,179,000	35.0	20.3	142.8	58.1	28.5	56.6	14.7
昭和								
1930 (63)	63,872,000	32.4	18.2	124.5	49.9	25.8	53.8	14.2
1935 (68)	68,662,000	31.7	16.8	107.1	44.7	24.7	50.5	14.9
1940 (73)	71,540,000	29.4	16.4	90.4	38.7	22.9	46.3	12.9
1945 (78)	72,410,000	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明
1946 (79)	76,155,000	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
1947 (80)	78,101,473	34.3	14.6	76.7	32.3	16.0	44.2	19.7
1948 (81)	80,000,000	33.5	11.9	61.7	28.2	15.7	50.9	21.6
1949 (82)	81,800,000	33.0	11.6	62.5	27.6	15.9	66.7	21.4
1950 (83)	83,199,637	28.3	10.9	59.8	-	15.7	84.3	17.4
1951 (84)	84,300,000	25.6	10.0	57.1	27.1	15.5	91.6	15.6
1951 (84) 実数	84,300,000	2,157,414	842,898	123,293	53,569	3,685	217,477	約 1,100,000

厚生省統計調査部調

第28表 日本人の平均寿命(0才の余命)

(1)

調査回数	年 度	男	女
第1回	1891~98 (明治24~31)	42.8	44.3
第2回	1899~1903 (明治32~36)	43.97	44.85
第3回	1908~13 (明治41~大正2)	44.25	44.73
第4回	1921~25 (大正10~14)	42.06	43.20
第5回	1926~30 (昭和1~5)	44.82	46.54
第6回	1935.4~36.3 (昭和10~11)	46.92	49.63
第8回	1947.1月~12月 (昭和22)	50.06	53.96

第1回~第6回 内閣統計局

第8回 厚生省統計調査部調

(2)

調査回数	年 度	男	女
第1回	1947.4~48.3 (昭和22~23)	51.54	55.32
第2回	1948.4~49.3 (23~24)	55.74	59.33
第3回	1949.4~50.3 (24~25)	56.19	59.61
第4回	1950.4~51.3 (25~26)	57.91	61.09
第5回	1951.1~51.12 (26)	60.8	64.8

人口問題研究所算定

註 本表中の数字と(1)表の数字とは算定の方法が異なるので簡単に比較することはできない。

第29表 各都道府県の人口動態

(1951年1月~12月)

都道府県別	出生率 人口1000対	死亡率 人口1000対	乳児死亡率 出生1000対	妊産婦死亡率 出産1000対	死産率 出産1000対
前年実数	28.3 (2,356,856人)	10.9 (908,801人)	59.8 (141,011人)	15.7 (4,040人)	84.3 (216,382人)
全年度実数	25.6 (2,157,414人)	10.0 (842,898人)	57.1 (123,293人)	15.5 (3,685人)	91.6 (217,477人)
北海道	32.0	9.6	56.7	14.4	82.2
青森県	32.7	11.9	90.7	22.3	84.5
岩手県	31.1	12.3	90.7	18.9	97.1
宮城県	29.1	9.3	64.9	11.4	92.1
秋田県	28.7	11.6	82.4	22.8	87.7
山形県	26.2	11.2	71.5	13.4	98.4
福島県	29.9	10.9	64.2	13.2	87.3
茨城県	27.7	11.3	64.1	16.2	86.2
栃木県	27.6	10.7	54.4	16.5	81.8
群馬県	25.3	10.1	50.9	15.3	103.0
埼玉県	26.5	11.1	59.0	20.8	77.7
千葉県	25.3	11.2	63.4	14.4	70.7
東京都	21.9	7.8	42.9	15.0	84.1
神奈川県	24.1	8.4	40.4	13.5	82.9
新潟県	26.9	10.9	57.4	16.1	90.4
富山県	23.7	11.4	86.8	14.7	77.8
石川県	23.3	11.7	84.9	17.0	77.7
福井県	25.6	11.7	74.7	12.9	83.6
山梨県	24.9	9.2	43.7	13.0	95.6
長野県	21.8	9.6	44.9	15.6	114.2
岐阜県	24.5	10.4	59.3	13.0	91.1
静岡県	27.0	9.2	49.5	11.5	87.1
愛知県	23.3	9.5	56.9	15.7	100.9
三重県	22.8	10.0	62.8	13.1	89.0
滋賀県	22.8	10.6	63.5	16.3	87.6
京都府	20.0	9.0	49.2	16.2	110.4
大阪府	23.1	8.8	50.6	16.2	115.8
兵庫県	23.4	9.5	53.1	16.1	102.4
奈良県	23.2	10.4	63.1	18.8	72.7
和歌山県	22.8	9.6	51.2	18.7	92.3
鳥取県	25.1	10.5	58.3	15.2	146.9
島根県	25.3	11.1	56.9	17.5	102.8
岡山県	22.9	10.3	59.9	15.4	109.3
広島県	23.2	10.2	49.4	17.4	79.1
山口県	25.2	10.4	48.9	15.3	102.5
徳島県	26.8	11.0	60.8	16.8	82.2
香川県	23.9	10.7	68.3	10.8	97.5
高松県	27.3	10.4	53.9	11.9	84.7
愛媛県	23.0	10.6	52.9	16.8	86.7
高知県	29.0	10.1	49.8	13.2	97.9
佐賀県	29.9	11.4	60.6	12.0	86.5
長門県	31.9	11.3	53.0	16.8	93.3
大分県	28.8	11.1	48.0	12.2	83.9
熊本県	27.2	12.0	62.5	16.2	95.5
鹿児島県	31.1	10.9	55.3	18.8	114.0
沖縄県	29.9	11.0	51.1	13.3	73.0

厚生省統計調査部、児童局母子衛生課調

第80表 各都道府県の

都道府県別	施設別	保 育 所		母 子 寮		乳 児 院		助 産 施 設	
		施設数	定 員	施設数	定 員	施設数	定 員	施設数	定 員
前年度総数		1) 2,871	不明	1) 287	不明	2) 110	2) 2,843	2) 213	2) 1,933
	総 数	4,356	361,991	385	22,843	126	3,189	222	2,072
北海道	道庁	108	8,156	13	732	4	189	4	48
	道庁	30	2,069	3	169	1	30	3	33
	道庁	46	3,856	11	437	3	60	1	40
	道庁	42	3,644	6	371	2	70	1	40
山形県	道庁	29	3,453	7	248	1	20	-	-
	道庁	33	3,782	13	605	2	80	-	-
	道庁	53	4,704	11	639	2	40	-	-
	道庁	26	2,639	9	460	3	24	-	-
山形県	道庁	21	1,960	3	256	1	30	-	-
	道庁	53	6,426	6	338	1	9	3	49
	道庁	30	2,539	11	646	3	90	1	20
	道庁	83	8,612	4	146	2	20	1	12
山形県	道庁	234	19,848	31	2,432	14	455	138	785
	道庁	136	13,091	14	1,018	8	263	4	67
	道庁	142	14,204	10	497	3	48	1	40
	道庁	65	7,898	9	445	1	20	-	-
山形県	道庁	138	10,424	10	619	3	75	2	50
	道庁	40	3,158	5	203	1	20	1	20
	道庁	54	4,228	3	201	1	20	2	33
	道庁	115	10,418	10	325	2	38	7	72
山形県	道庁	116	12,178	6	343	2	45	2	40
	道庁	84	8,888	6	490	3	55	-	-
	道庁	270	20,988	19	1,889	4	115	1	20
	道庁	76	5,043	11	799	1	10	6	82
山形県	道庁	29	1,883	1	49	1	30	1	28
	道庁	143	10,880	10	737	3	54	1	11
	道庁	155	8,954	21	1,675	8	240	9	75
	道庁	237	16,641	11	953	4	70	1	30
山形県	道庁	50	3,528	4	124	1	30	1	9
	道庁	37	2,900	4	221	2	80	2	40
	道庁	47	4,510	7	268	1	15	4	43
	道庁	93	6,590	4	171	1	20	-	-
山形県	道庁	123	10,949	6	188	4	89	3	22
	道庁	195	17,052	13	962	1	25	1	20
	道庁	179	13,668	11	438	3	90	2	12
	道庁	58	3,523	5	167	-	-	1	20
山形県	道庁	89	6,966	5	173	1	18	-	-
	道庁	115	9,679	4	210	2	60	4	64
	道庁	202	16,312	5	262	1	10	2	25
	道庁	272	20,660	11	501	5	110	7	132
山形県	道庁	47	4,704	4	168	1	35	1	8
	道庁	58	3,838	4	269	5	116	-	-
	道庁	65	4,721	7	204	6	135	1	23
	道庁	66	4,901	6	297	2	55	-	-
山形県	道庁	24	2,530	4	175	3	54	1	20
	道庁	58	4,596	7	323	3	27	2	40
調査年月日		1951. 9				1952. 2. 20			
調査官庁		厚生省児童局保育課				厚生省児童局母子衛生課			

調査年月日

1951. 9

1952. 2. 20

調査官庁

厚生省児童局保育課

厚生省児童局母子衛生課

1) は1950年2月現在数

4) は1950年12月現在数

2) は1950年3月現在数

5) は転落した婦人の更生をはかるための施設で「特殊婦人寮」と

3) は1950年2月現在数

いいう。

社会施設数

虚 弱 児 施 設		肢 体 不 自 由 児 施 設		授 産 施 設		婦 人 福 祉 施 設		養 老 施 設	
施設数	定 員	施設数	定 員	施設数	定 員	施設数	定 員	施設数	定 員
3) 10	3) 455	3) 3	3) 110	3) 283	不明	不明	不明	4) 172	4) 9,183
14	725	7	380	320	13,697	18	1,000	304	17,611
1	100	1	50	22	877	-	-	14	1,095
-	-	-	-	3	75	-	-	3	167
-	-	-	-	1	275	-	-	2	135
-	-	-	-	5	275	1	50	2	220
-	-	-	-	1	45	-	-	5	162
-	-	-	-	5	224	-	-	5	248
-	-	-	-	4	120	-	-	5	100
-	-	-	-	3	145	-	-	3	133
-	-	-	-	5	110	-	-	12	120
-	-	-	-	3	125	-	-	5	300
-	-	-	-	15	627	-	-	2	225
-	-	-	-	1	-	-	-	4	135
-	-	-	-	80	32	-	-	10	1,977
-	-	-	-	40	338	5	240	5	650
-	-	-	-	12	460	4	190	7	295
-	-	-	-	5	273	-	-	3	235
-	-	-	-	8	241	-	-	3	540
-	-	-	-	6	285	-	-	6	250
-	-	-	-	18	600	-	-	3	125
-	-	-	-	17	627	-	-	11	501
-	-	-	-	3	110	-	-	9	425
-	-	-	-	6	316	-	-	8	270
-	-	-	-	13	848	1	50	10	604
-	-	-	-	25	660	-	-	7	275
-	-	-	-	10	313	-	-	4	375
-	-	-	-	5	325	-	-	3	435
-	-	-	-	3	100	2	80	9	867
-	-	-	-	2	115	2	150	14	765
-	-	-	-	4	150	2	150	4	231
-	-	-	-	1	30	-	-	7	247
-	-	-	-	13	409	-	-	6	200
-	-	-	-	9	375	-	-	4	198
-	-	-	-	13	698	-	-	11	550
-	-	-	-	17	583	-	-	11	523
-	-	-	-	14	675	-	-	11	386
-	-	-	-	9	397	-	-	3	190
-	-	-	-	6	361	-	-	2	120
-	-	-	-	10	519	-	-	9	347
-	-	-	-	3	110	2	90	2	192
-	-	-	-	11	508	-	-	4	152
-	-	-	-	5	175	-	-	10	387
-	-	-	-	2	60	-	-	13	493
-	-	-	-	4	151	-	-	9	340
-	-	-	-	3	230	-	-	9	343
-	-	-	-	-	-	-	-	5	190

1952. 2. 20

1952. 1. 1

1951. 12

1952. 1. 1

厚生省児童局母子衛生課

厚生省社会局施設課

厚生省社会局更生課

厚生省社会局施設課

第30表 各都道府県の社会施設数(続き)

都道府県別	施設別	国立療養所			国立病院				保健所	
		施設数	病床数	在所患者数	施設数	定員		一日平均患者数		施設数
						入院	外来	入院	外来	
前年度総数		6) 153	8) 45,025	6) 45,077	7) 110	7) 22,890	7) 22,750	7) 23,502	不明	8) 704
総数		180	69,760	64,099	95	24,300	25,000	24,287	23,375	724
北海道	道庁	12	2,950	2,910	5	820	670	741	622	39
	札幌市	6	1,840	1,587	1	280	320	283	329	9
	旭川市	3	920	886	1	200	160	187	146	14
	釧路市	4	1,865	1,793	2	550	560	522	521	14
青森県	道庁	2	630	579	1	140	220	135	218	10
	弘前市	4	580	349	1	195	270	176	237	10
	八戸市	2	840	789	2	345	310	352	300	17
	五戸市	1	760	734	2	600	760	626	755	16
山形県	道庁	3	1,170	1,142	2	590	600	584	571	11
	山形市	3	1,900	1,698	3	390	610	358	572	12
	鶴岡市	2	1,090	1,058	2	290	390	267	312	15
	酒田市	8	2,870	2,740	2	1,020	590	1,024	565	16
秋田県	道庁	6	5,300	4,875	6	2,170	2,955	2,107	2,970	46
	秋田市	5	2,290	2,127	3	1,430	1,110	1,357	1,057	21
	横手市	7	1,810	1,612	3	470	520	446	457	19
	大館市	2	1,020	1,019	1	130	80	92	78	10
岩手県	道庁	4	1,040	1,034	2	780	950	831	927	11
	盛岡市	3	820	704	1	140	160	143	129	10
	水沢市	1	200	199	1	150	300	144	283	8
	八戸市	6	1,470	1,456	2	380	630	393	528	17
宮城県	道庁	5	1,140	1,083	1	130	120	123	80	13
	仙台市	5	1,975	1,732	6	1,030	1,110	998	1,075	17
	大崎市	6	2,540	2,418	2	610	960	612	854	33
	気仙沼市	3	960	939	2	430	370	478	322	11
福島県	道庁	2	440	439	1	60	120	64	121	10
	福島市	2	1,310	1,231	3	920	960	928	889	22
	郡山市	5	3,490	3,454	1	870	760	846	707	39
	会津若松市	5	2,110	2,016	3	480	770	516	795	33
茨城県	道庁	2	320	263	1	110	255	125	259	8
	水戸市	1	220	188	3	185	300	167	260	9
	宇都宮市	4	470	316	1	160	150	167	132	6
	前橋市	2	680	573	2	360	280	369	248	9
栃木県	道庁	4	3,960	3,279	1	270	290	267	299	15
	宇都宮市	4	1,850	1,792	3	640	650	617	522	21
	足利市	5	1,350	1,263	3	840	600	833	506	14
	日光市	2	930	884	1	160	180	151	178	7
群馬県	道庁	3	1,160	980	1	390	300	411	321	8
	高崎市	2	1,090	1,016	1	130	200	113	222	15
	前橋市	1	920	157	1	180	130	167	117	7
	渋川市	8	2,980	2,667	5	1,890	1,240	1,996	1,145	29
埼玉県	道庁	3	1,160	1,202	2	620	570	676	507	8
	さいたま市	3	330	240	3	965	690	1,039	527	15
	熊谷市	5	3,050	2,737	1	440	600	469	444	13
	鴻巣市	4	750	639	2	920	840	936	871	13
千葉県	道庁	3	730	610	1	240	240	240	206	9
	千葉市	7	3,080	2,740	1	200	190	211	191	13
	市川市									
調査年月日		1951. 11			1951. 11				1951. 3	
調査官庁		厚生省医務局国立療養所課			厚生省医務局国立病院課				厚生省予防局保健所課	

注 6) は1950年2月現在数
7) は1950年11月現在数
8) は1950年3月現在数

第31表 各都道府県の生活保護法による要保護者の被保護状況

(1951年9月)

都道府県別	項目別	世帯数	被保護人員	保護率(千分比)	一人当り保護費
前年度総数		不明	2,041,186	24.5	798
総数		703,960	2,048,611	24.23	1,090
北海道	道庁	22,823	73,070	16.61	1,335
	道庁	9,702	33,794	25.82	933
	道庁	11,285	40,933	29.88	889
	道庁	17,118	61,845	36.57	787
青森県	道庁	13,314	49,036	37.10	810
	道庁	10,104	34,416	25.19	808
	道庁	18,025	61,818	29.68	772
	道庁	13,396	42,820	20.89	704
山形県	道庁	10,662	32,034	20.58	890
	道庁	12,530	38,565	23.98	790
秋田県	道庁	14,918	44,669	20.63	855
	道庁	16,815	45,530	21.18	856
	道庁	58,158	151,236	22.91	2,685
	道庁	19,734	58,288	22.81	1,394
岩手県	道庁	19,768	63,734	25.68	869
	道庁	9,824	28,353	27.87	1,127
	道庁	10,032	25,587	26.48	985
	道庁	6,544	17,564	23.08	1,010
宮城県	道庁	6,870	21,453	26.32	846
	道庁	15,235	48,968	23.70	979
福島県	道庁	10,949	32,507	20.87	923
	道庁	16,628	50,251	20.06	906
	道庁	24,884	69,939	20.25	1,019
	道庁	15,900	44,995	30.58	1,047
茨城県	道庁	8,946	27,274	31.60	768
	道庁	23,462	66,735	35.95	1,321
	道庁	26,300	63,686	15.99	1,595
	道庁	29,635	78,713	23.34	1,061
栃木県	道庁	7,906	21,418	27.98	916
	道庁	10,179	27,452	27.78	905
群馬県	道庁	6,168	16,948	28.01	719
	道庁	8,639	24,553	26.72	1,061
	道庁	18,906	50,911	30.44	904
	道庁	18,634	48,904	23.25	967
埼玉県	道庁	15,677	45,236	29.01	1,041
	道庁	12,590	35,470	40.03	822
	道庁	10,251	26,505	27.78	812
	道庁	16,416	45,528	29.52	901
千葉県	道庁	10,891	31,786	36.07	833
	道庁	13,662	36,569	10.12	1,135
東京都	道庁	7,246	20,076	21.04	912
	道庁	12,533	35,333	21.06	880
	道庁	15,952	45,234	24.47	723
	道庁	11,802	33,615	26.65	839
神奈川県	道庁	12,744	37,748	34.03	700
	道庁	20,202	57,462	31.50	766
調査官庁		厚生省社会局保護課			

注 (1) 前年度総数は1950.9現在
(2) 1951年度保護率は人口問題研究所推定による1951.10.1推定人口に対する割合、1950年度保護率は1950.10.1センサスの人口に対する割合。

第32表 扶助の種類別の保護状況

(1951年9月)

項目別	種別	総数	生活扶助	教育扶助	住宅扶助	医療扶助	出産扶助	生産扶助	葬祭扶助
人	員	3,885,826	1,858,023	720,438	1,001,508	296,226	1,399	4,137	4,095
%		100	47.8	18.6	25.8	7.6	0	0.1	0.1

厚生省社会局保護課調

注 1人で2種以上の扶助を受けている者があるので、総数は第31表の被保護人員の総数より多い。

第33表 社会保険の加入及び給付状況

項目別 種類	適用状況					給付状況			調査機関
	調査 年月	事業所数	被保険者数			調査 年度	件数	金額	
			総数	男	女				
国民健康保険	1950.12	4,770 ¹⁾	22,808,163 ^人			1950年度	22,245,740	11,498,533,736 ^円	
	1951.12	4,909 ¹⁾	23,477,048			1951年度	不明	13,313,941,000 ³⁾	
健康保険	1950.12	152,621	3,456,781	2,540,350 ^人	916,431 ^人	1950年度	19,989,852	14,640,719,000	厚生省 保険局
	1951.12	172,143	3,972,422	2,906,421	1,066,001	1951年度	24,793,097	18,516,208,265	
厚生年金保険	1950.12	162,285	5,979,074	(263,370) 4,229,246	1,486,458	1950年度	242,440	1,345,700,072	
	1951.12	182,355	6,569,235	(267,516) 4,622,801	1,678,918	1951年度	319,613	2,415,451,619	
失業保険	1950.12	162,951	5,812,326			1950年度	623,601 ²⁾	14,727,561,522	労働省職 業安定局
	1951.12	182,781	6,258,723			1951年度	507,930 ²⁾	12,525,086,539	
労働者災害補償 保 險	1950.12	301,893	7,001,767			1950年度	1,517,492	8,296,263,000	労働省労 働基準局
	1951.12	334,439	7,493,050			1951年度	1,546,753	10,761,468,763	

注 1) は保険者数

2) は初回受給者

3) は概数

() 内数字は坑内夫の外数

第34表 産児調節実行状況

(1950年・1951年)

1. 夫の教育程度別の実行状況

項目別	計	実行者数	不実行者及び其の他
総数	44,059 (100.0)	5,893 (13.4)	38,166 (86.6)
小学校	31,066 (100)	3,013 (9.7)	28,053 (90.3)
中学校	8,014 (100)	1,721 (21.5)	6,293 (70.5)
専門校以上	2,773 (100)	908 (32.7)	1,865 (67.3)
無記入	2,206 (100)	251 (11.4)	1,955 (88.6)

2. 夫の職業別の実行状況

項目別	計	実行者数	不実行者及び其の他
総数	44,059 (100)	5,893 (13.4)	38,166 (86.6)
植業者	3,150 (100)	156 (5.0)	2,994 (95.0)
農業者	20,755 (100)	1,981 (9.5)	18,774 (90.5)
商業者	3,278 (100)	553 (16.9)	2,725 (83.1)
工業者	1,267 (100)	236 (18.6)	1,031 (81.4)
労働者	4,393 (100)	429 (9.8)	3,964 (90.2)
勤人	7,990 (100)	2,051 (25.7)	5,939 (74.3)
其の他	1,734 (100)	341 (19.7)	1,393 (80.3)
無記入	1,492 (100)	146 (9.8)	1,346 (90.2)

3. 実行者の理由

項目別	実行者数	%
総数	5,893	100.0
経済上	1,632	27.7
身体の健康上	1,118	19.0
生活向上のため	742	12.6
其の他	272	4.6
以上の複合	1,449	24.6
無記入	680	11.5

4. 不実行者の理由

項目別	不実行者数	%
総数	38,166	100.0
全然考えた事なし	13,397	35.1
進んで実行の意なし	6,290	16.5
客観的に不可能	2,208	5.8
子供の生れる心配なし	737	1.9
子供を更に希望する	5,469	14.3
主観的嫌悪道徳的反対	1,124	3.0
其の他	651	1.7
無記入	8,290	21.7

厚生省人口問題研究所調

注 1950年及び1951年に17県(青森、岩手、宮城、秋田、山形、栃木、群馬、埼玉、石川、愛知、和歌山、岡山、香川、高知、佐賀、宮崎、鹿児島)にわたって行われた実態調査である。

第35表 各都道府県の優生保護法による人工妊娠中絶実施状況

(1951年1月～12月)

都道府県別	項目別	実施数	1) 12条による	2) 13条による	3) 経済的理由
総	数	638,350	179,593	458,757	(19,230)
北海道	道庁手続印	42,783	4,013	38,770	(862)
青森県		10,157	1,636	8,521	(256)
岩手県		10,945	1,277	9,668	(170)
秋田県		13,676	3,767	9,909	(498)
山形県	形島城木馬	10,703	5,994	4,709	(344)
福島県		13,997	1,911	12,086	(604)
茨城県		15,299	4,894	10,405	(238)
栃木県		8,903	3,352	5,551	(727)
群馬県	玉葉京川湯	9,269	630	8,639	(345)
埼玉県		7,310	455	6,855	(719)
千葉県		9,256	1,563	7,693	(401)
東京都		6,006	2,811	3,195	(4,347)
神奈川県		33,946	13,205	20,741	(833)
新潟県	山川井梨野	13,900	5,086	8,814	(464)
富山県		24,804	1,440	23,364	(434)
石川県		12,072	1,869	10,203	(23)
福井県		7,677	6,454	1,223	(87)
山梨県		5,292	1,058	4,234	(103)
長野県		3,652	1,777	1,875	(881)
岐阜県	阜岡知重賀	23,185	1,729	21,456	(281)
静岡県		10,554	1,938	8,616	(431)
愛知県		16,344	4,724	11,620	(507)
三重県		40,832	16,787	24,045	(133)
滋賀県		11,126	2,509	8,617	(309)
京都府	都阪庫良山	7,009	1,892	5,117	(1,125)
大阪府		19,731	9,338	10,393	(283)
兵庫県		35,948	16,128	19,820	(12)
奈良県		27,161	9,303	17,858	(195)
和歌山県		2,024	1,077	947	(369)
鳥取県		5,965	2,411	3,554	(267)
島根県		6,664	1,298	5,366	(78)
岡山県		7,153	2,092	5,061	(137)
広島県		14,904	5,076	9,828	(50)
徳島県		12,510	6,624	5,886	(354)
香川県		15,682	3,959	11,723	(483)
高松市		3,201	2,611	590	(341)
愛媛県		10,655	1,133	9,522	(518)
高知県		9,183	2,243	6,940	(77)
福岡県		3,707	1,784	1,923	(312)
佐賀県		37,917	3,438	34,479	(272)
大分県		5,992	1,240	4,752	(359)
熊本県		11,690	3,040	8,650	(15)
鹿児島県		12,049	6,801	5,248	
宮崎県		9,626	1,945	7,681	
沖縄県		10,875	2,328	8,547	
		7,016	2,953	4,063	

厚生省公衆衛生局庶務課調

- 註 1) 優生保護法12条のことで、遺伝性精神欠陥、身体疾患、畸形が産児に遺伝又は伝染するおそれがある胎、及び妊娠、分娩が母体の生命を危険にするおそれがある時、医師は、本人、配偶者の同意を得て、任意に優生手術を行うことが出来る。
- 2) 優生保護法13条のことで、本人又は配偶者が精神に異常がある時、妊娠、分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれがある時、産後により妊娠した時、医師は、本人、配偶者の同意を得て地区優生保護審査会に対し、人工妊娠中絶の適否の審査を申請することが出来る。
- 3) 優生保護法13条中「経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれがある時」の内数。

第36表 各都道府県の生活協同組合数及び組合員数

(1951年8月31日)

都道府県別	項目別	組合数	組合員数	家族数
前年度総数		1,118 (12)	2,213,092 (160)	不明
総数		1,251 (16)	2,590,221 (224)	6,346,634
北海道	道庁手続印	52	55,709	335,142
青森県		6	2,145	3,582
岩手県		12	9,078	18,955
秋田県		9	2,675	6,175
山形県	形島城木馬	9	18,190	59,754
福島県		8	13,213	56,376
茨城県		29 (1)	22,457 (12)	89,949
栃木県		11	4,265	14,692
群馬県	玉葉京川湯	21	74,592	116,952
埼玉県		19	15,634	56,756
千葉県		42	26,027	123,370
東京都		67 (1)	33,121 (25)	132,200
神奈川県		192	241,580	486,700
新潟県	山川井梨野	42 (1)	57,619 (21)	254,578
富山県		33	27,510	104,398
石川県		8	2,904	23,019
福井県		10	21,666	8,777
山梨県		10	34,456	113,596
長野県		13	4,092	13,965
岐阜県	阜岡知重賀	51	39,377	205,095
静岡県		25 (1)	24,386 (10)	112,293
愛知県		30 (1)	646,828 (10)	1,037,715
三重県		50 (1)	41,807 (15)	142,242
滋賀県		15	6,340	24,089
京都府	都阪庫良山	9	26,677	49,136
大阪府		31 (1)	23,540 (20)	199,815
兵庫県		30	18,596	67,555
奈良県		28 (1)	114,976 (7)	704,857
和歌山県		15	7,271	17,046
鳥取県		24	17,089	53,322
島根県		10	6,845	27,274
岡山県		18	7,754	34,130
広島県		32	28,222	98,322
徳島県		50 (1)	80,328 (17)	176,407
香川県		29 (1)	28,667 (19)	57,476
高松市		31 (1)	12,999 (7)	46,813
愛媛県		22	7,480	37,790
高知県		23 (1)	190,842 (18)	124,296
福岡県		15	7,414	26,358
佐賀県		49 (2)	208,361 (18)	817,245
大分県		9	31,046	95,621
熊本県		13	12,015	45,494
鹿児島県		24 (1)	316,379 (9)	60,930
宮崎県		13 (1)	7,795 (6)	29,600
沖縄県		7	8,441	31,672
		5	1,813	7,105

厚生省社会局生活課調

註 前年度総数は1950.12.31現在 1)は連合会数 2)は連合会加盟組合延数

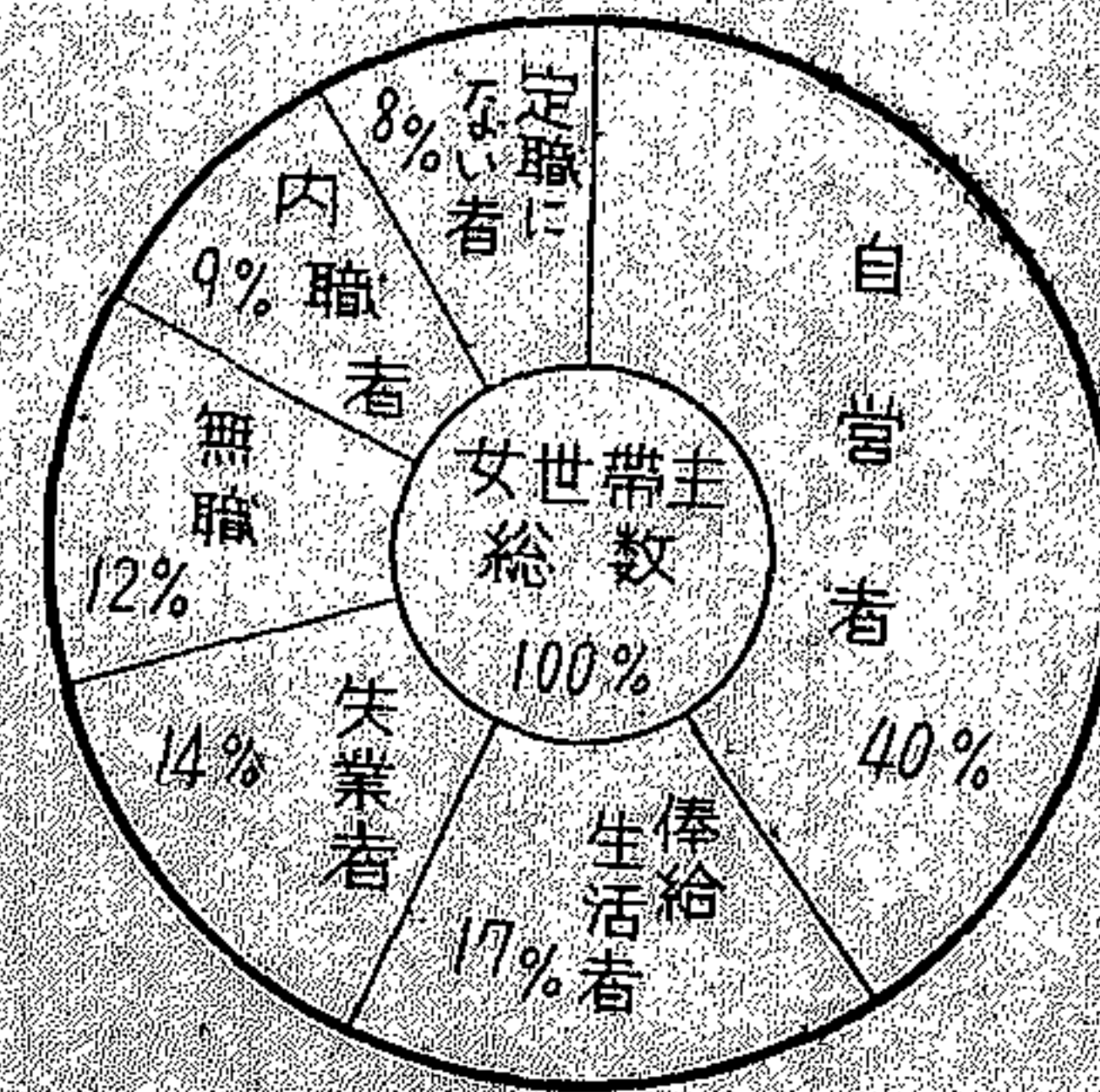
第37表 女世帯

1. 女世帯の種類

女世帯の種類別	項目別	全国推計数	%
既婚者	総数	1,940,000	100
	戦死	290,000	15
	戦災死	40,000	2
	病死、事故死、その他	1,130,000	58
	離婚	140,000	7
	未婚還	20,000	1
	仕事、住居、その他の都合	190,000	10
未婚者	未婚者	140,000	7

3. 女世帯主の就業状態

就業形態別	%
総数	100
俸給生活者	17
自営者	40
内職者	9
その他の定職にない者	8
失業者	14
無職	12



労働省婦人少年局「全国女世帯調査」より

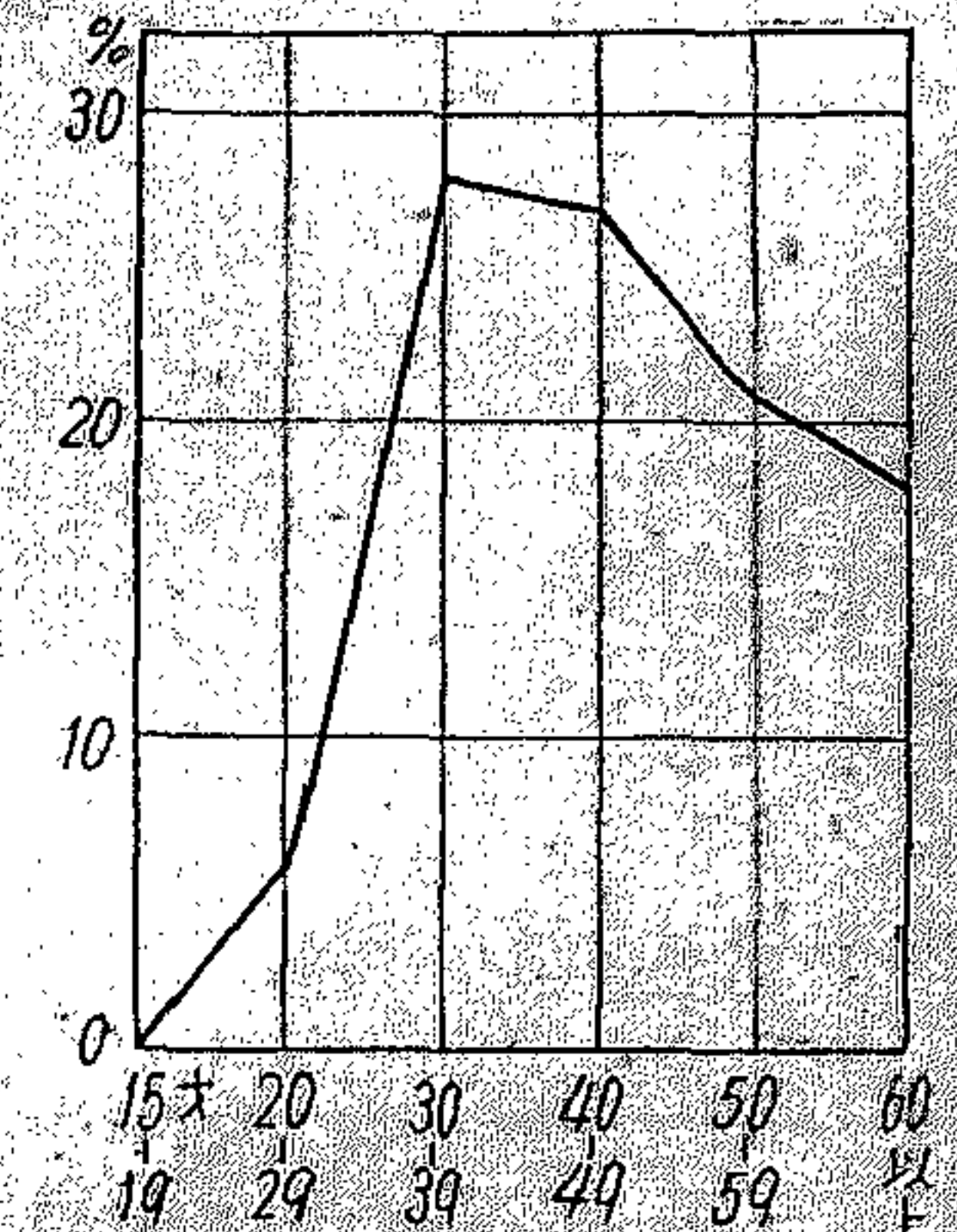
- 註 (1) 上記2,3,4表は仕事、住居の都合などのため夫又は父と別れている名義上の女世帯を除く。
 (2) 上記表は推計により各々算出したため、各項目の計は必ずしも総数と一致しない。
 (3) 0* = 1%未満

の 状 況

(1950年10月1日)

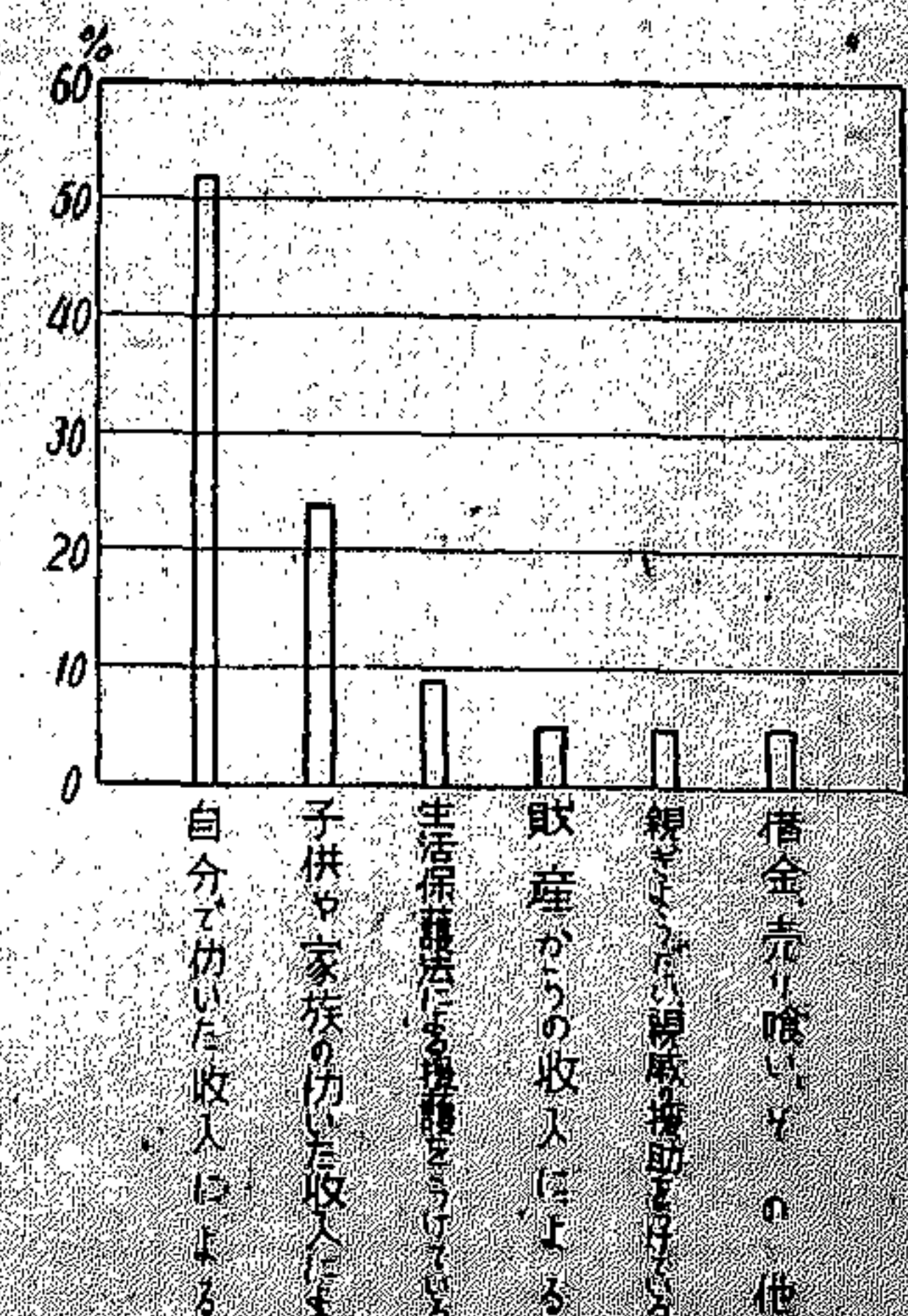
2. 女世帯主の年齢

女世帯主の年齢別	%
総数	100
15~19才	0*
20~29	6
30~39	28
40~49	27
50~59	21
60以上	18
不明	0*



4. 女世帯の生活手段 (生活手段の第1位)

生活の手段別	%
総数	100
財産からの収入による	5
自分で働いた収入による	52
子供や家族の働いた収入による	24
親、きょうだい、親戚の援助を受けている	5
生活保護法による援助を受けている	9
借金、売り喰い、その他	5



Ⅶ 司 法 関 係

第38表 家 事 調 停 事

事 件 別	項 目 別	受 理				
		総 計	旧 受	新 受		未 済
				計	男 女 別	
総 数		45,783	7,863	37,920	10,349	25,705
離 婚		15,399	2,613	(41,412)	(11,253)	(28,297)
婚姻予約不履行に基づく慰				12,746	2,789	9,907
養料		4,651	768	(13,557)		
家事審判法第二十三条に掲げる事項				3,883	496	3,363
家事審判法第二十三条に掲げる事項		3,556	563	(4,800)		
夫婦同居その他の夫婦間の協力扶助に関する処分				2,993	954	1,522
(乙一)		2,345	428	(2,733)		
扶養に関する処分(乙八)				1,917	607	1,294
遺産の分割に関する処分		2,224	443	(2,174)		
(乙一〇)		1,607	329	(1,953)		
離婚		1,467	222	1,781	506	1,130
財産の分与に関する処分				(1,953)		
(乙五)		1,007	233	1,278	460	648
そ の 他		13,567	2,264	(1,068)		
				1,245	483	411
				(1,295)		
				774	178	572
				(1,196)		
				11,303	3,876	6,858
				(12,636)		

最高裁判所家庭局第二課調

注 (1) 「家事審判法第二十三条に掲げる事項」とは婚姻養子縁組の無効又は取消、協議上の離婚もしくは離婚の無効又は取消、認知、認知の無効又は取消等をいう。

第39表 家 事 審 判 事

事 件 別	項 目 別	受 理				
		総 計	旧 受	新 受		未 済
				計	男 女 別	
総 数		355,577	16,159	339,418	117,502	188,595
相続の放棄の申述の受理(甲二六)		198,834	7,834	(323,390)	(108,820)	(177,901)
子の氏の変更についての許可(甲六)				191,000	62,692	128,263
養子をするについての許可(甲七)		43,691	1,259	(183,163)		
後見人保佐人又は後見監督人の選任(甲一四)				42,432	18,605	21,217
特別代理人の選任(甲一〇)		38,805	1,539	(39,787)		
戸籍法による名の変更についての許可				37,266	3,825	5,373
戸籍の訂正についての許可		18,988	998	(39,115)		
相続の承認又は放棄の期間の延長(甲二四)				17,990	12,006	5,930
失踪の宣告及びその取消(甲四)		16,706	455	(17,172)		
離婚をするについての許可(甲八)				16,251	2,303	13,487
親権者の指定又は変更(乙七)		10,518	573	(12,061)		
そ の 他		5,142	503	9,945	6,752	2,991
				(8,598)		
				4,639	2,574	1,729
				(4,107)		
				4,320	1,898	2,420
				(3,498)		
				1,186	710	475
				(1,174)		
				1,553	992	532
				(1,513)		
				1,289	373	897
				(1,046)		
				11,547	4,812	5,281

最高裁判所家庭局第二課調

注 (1) 新受のうちわけは判明せるもののみの数であるため、その合計は必ずしも新受計と一致しない。
(2) () 内数字は前年度の数

件 別 の 件 数

(1951年1月～12月)

双方から	既 済						未 済
	計	成 立	不 成 立 (取下を含む)	審 判	移 送	そ の 他	
1,847 (1,753)	38,911	19,247	15,587	2,050	332	1,695	6,872
50	13,103	7,020	5,636	15	123	309	2,256
24	4,043	2,409	1,458	7	28	141	608
517	2,980	1	563	1,992	31	394	576
16	1,970	893	998	—	21	58	375
145	1,860	1,075	707	—	17	61	364
170	1,235	832	366	—	7	30	372
351	1,265	686	565	—	4	10	202
24	846	448	366	—	12	20	161
550	11,609	5,884	4,928	36	89	672	1,958

(2) 新受のうちわけは判明せるもののみの数であるため、その合計は必ずしも新受計と一致しない。

(3) () 内数字は前年度の数。

件 別 の 件 数

(1951年1月～12月)

双方から	既			済			未 済
	計	麗 答	却 下	取 下	そ の 他 (移送を含む)		
32,782 (36,154)	340,834	324,568	2,297	9,549	4,420	14,743	
85	191,284	187,152	711	3,274	147	7,550	
2,610	42,712	42,009	103	567	33	979	
28,068	37,377	35,888	173	1,236	80	1,428	
54	18,221	17,456	79	642	44	767	
461	16,245	15,694	27	520	4	461	
202	9,992	8,291	727	945	29	526	
336	4,733	4,188	90	372	83	409	
2	4,388	4,163	44	181	—	184	
1	1,267	979	18	191	79	796	
29	1,574	1,466	21	74	13	83	
19	1,318	1,024	27	176	91	187	
915	11,723	6,258	277	1,371	3,817	1,373	

第40表 罪名別の男女受刑者数

(1951年12月31日)

罪名別	性別	計	男	女	総数に対する 女子の%
1944. 12. 31	総数	54,942	53,821	1,121	2.0
1945. 12. 31	"	36,824	35,773	1,051	2.8
1946. 12. 31	"	55,925	54,726	1,199	2.1
1947. 12. 31	"	64,663	63,336	1,327	2.0
1948. 12. 31	"	76,897	75,108	1,789	2.3
1949. 12. 31	"	79,692	78,139	1,553	1.9
1950. 12. 31	"	80,589	77,299	1,267	1.5
1951. 12. 31	"	78,441	77,121	1,320	1.6
刑 法 犯	窃盗	45,436	44,652	784	1.7
	強盗	13,342	13,307	35	0.2
	詐欺	6,014	5,851	163	2.7
	恐喝	1,745	1,739	6	0.3
	横領	2,070	2,035	35	1.6
	贓物	1,474	1,455	19	1.2
	賭博	192	192	-	0
	猥褻	726	726	-	0
	傷害	1,513	1,510	3	0.1
	殺人	2,352	2,255	97	4.1
	放火	396	352	44	11.3
	居住を侵害	446	442	4	0.8
	その他	929	913	16	1.7
	公職選挙法	4	4	-	0
特 別 法 犯	暴力行為等取締法	101	101	-	0
	爆発物取締罰則	12	12	-	0
	火薬類取締法	133	133	-	0
	外国為替管理法	4	4	-	0
	食糧管理法	144	136	8	5.5
	物価統制令	90	89	1	1.1
	輕犯罪法	7	7	-	0
	連合国占領軍財産等収受所持禁止令	44	44	-	0
	その他	1,010	917	93	9.2
	連合国軍事占領裁判	257	245	12	4.6

法務府矯正保護局総務課編

註 本数字は刑務所に入っているもののみについて調べたもので、執行給予、罰金刑などのものは含まれていない。

第41表 事件種類別の人権侵害事件数

(1950年10月～1951年9月)

事件種類別	受理件数	処 理 件 数									
		計	告 発	勸 告		示 談	不 問	移 送	中 止	非 該 当	その他
				処分勧告	一般勧告						
総 数	12,880	11,865	0	7	230	1,115	522	185	428	955	8,423
特別公務員によるもの	538	447	0	3	44	4	112	25	52	130	77
一般公務員によるもの	108	102	0	0	8	7	15	7	11	29	25
公権力行使によるもの	111	106	0	1	5	8	12	4	11	27	38
村 八 分	115	104	0	0	14	53	6	3	11	9	8
人 身 売 買	93	75	0	0	3	7	25	11	7	15	7
私 刑	15	14	0	0	1	1	7	0	3	1	1
不 法 監 禁	57	47	0	0	3	3	14	4	2	11	10
強 制 圧 迫	355	346	0	0	6	67	40	8	32	47	146
差 別 待 遇	88	80	0	0	5	13	8	3	8	11	32
参 政 権 侵 害	25	23	0	0	3	1	3	0	0	9	7
不 当 解 雇	138	135	0	0	3	19	8	4	17	13	71
暴 力 行 為	293	280	0	0	11	40	35	15	40	19	120
生 活 権 侵 害	541	526	0	2	16	92	28	13	25	39	311
居 住 権 侵 害	639	636	0	0	15	98	21	6	21	44	431
名誉、信用、業務等侵害	396	404	0	0	11	63	37	7	32	35	219
業務過失による侵害	70	66	0	0	2	13	1	1	11	11	27
そ の 他	9,298	8,474	0	1	80	626	150	74	145	505	6,899

法務府人権擁護局調

註 (1) 定義

告 発——刑事事件に関係ある場合などにとられる処置で、検察庁に申告するもの

不 問——侵害の程度が軽く加害者が充分反省している場合、或は所屬庁で既に適当な処置又は刑事処分が行われているような場合にとられる措置

中 止——他の機関で調査中のものや裁判に繫属中のもの、又事実を明かにする事が出来ない場合にとられる措置

移 送——他の機関において取扱うことがより適切なる場合にとられる措置

非該当——客観的・法律的には人権侵害の程度に至らぬものや、申告の事実を証明する証拠がない場合

(2) 本表中の「受理」は、本期間中に新に受付けた件数

(3) 本表中の「処理」は、本期間中に新受したものと及び前期間より繰越されたもの(旧受)の計の中、本期間中に処理した件数

第42表 売春婦の状況(検挙されたもの)

(1951年1月～12月)

1. 検挙の概況

項目別	検挙人員 総数	検挙度数		検挙場所	
		初犯	再犯以上	家屋内	屋外その他
人数	40,974	16,407	24,567	20,332	20,642
%	100 (100)	40.0 (40.9)	60.0 (59.1)	49.6 (35.9)	50.4 (64.1)

2. 健康診断状況

項目別	総数	健診をしたもの			健診をしないもの
		小計	罹病	非罹病	
人数	40,974	37,452	7,783	29,669	3,522
%	100 (100)	91.4 (82.9)	19.0 (23.1)	72.4 (59.8)	8.6 (17.1)

3. 売いん者の年令

項目別	年令別	総数	16才以下	17才～18才	19才～20才	21才～25才	26才～30才	31才～35才	36才～40才	41才以上
人数		40,974	210	3,662	12,449	16,286	5,492	1,558	964	353
%		100 (100)	0.5 (1.2)	8.9 (12.3)	30.4 (28.3)	39.7 (38.2)	13.4 (13.6)	3.8 (4.0)	2.4 (1.6)	0.9 (0.8)

4. 売いん者の職業

項目別	職業別	総数	無職 ¹⁾	有職	被扶養 ²⁾
人数		40,974	36,060	4,677	237
%		100 (100)	88.0 (89.5)	11.4 (9.2)	0.6 (1.3)

- 1) 無職とは一定の正業をもたず、賣いんだけで生活しているものをいう。
2) 被扶養とは獨立生活を営まず、誰かに扶養されているもので年少者が多い。

5. 売いん者の学歴

項目別	学歴別	総数	小学校卒以下	中学校卒以下	高校卒以下	大学卒以下
人数		40,974	23,834	11,630	5,374	136
%		100 (100)	58.2 (49.6)	28.4 (38.5)	13.1 (11.7)	0.3 (0.2)

6. 売いん者の家庭状況

項目別	種目別	総数	家族と同居	単独にて間借り及び之に準ずるもの	一定の住居無し
人数		40,974	9,255	28,964	2,755
%		100 (100)	22.6 (13.9)	70.7 (77.7)	6.7 (8.4)

7. 売いん仲介状況

性予防法27条違反検挙数		昭和22年勅令第9号(婦女に売いんをさせた者等の処罰に関する勅令)違反検挙数	
売いんのあつせん取持をしたもの	売いんの場所を提供した者	件数	人員
2,485人	2,080人	960件	997人

国家地方警察本部調

註 (1) 国警及び自警で検挙せるものの総合計数である。

(2) ()内の数字は前年度の%

(60)

Ⅶ 農村関係

第43表 各都道府県の専業及び兼業別の農家数

(1951年2月1日)

都道府県別	専業別	総農家数	専業農家	兼業農家	
				総数	農業を主とする兼業農家
前年度総数		6,131,560	2,770,600	3,360,960	1,950,360
総数		6,099,220	2,971,500	3,127,720	1,803,320
北海道		236,400	121,700	114,700	48,220
青森県		113,300	58,400	54,900	31,700
岩手県		122,080	47,200	74,880	51,600
宮城県		119,700	61,280	58,420	34,600
秋田県		110,800	53,600	57,200	38,960
山形県		112,300	61,040	51,260	32,840
福島県		165,180	92,100	73,080	47,720
茨城県		211,160	136,260	74,900	41,660
栃木県		124,380	68,520	55,860	33,880
群馬県		129,920	74,480	55,440	36,360
埼玉県		167,160	97,260	69,900	41,400
千葉県		182,100	114,100	68,000	39,800
東京都		60,880	26,840	34,040	14,920
神奈川県		84,080	36,060	48,020	22,940
新潟県		211,880	109,720	102,160	70,220
富山県		82,320	34,980	47,340	30,920
石川県		87,180	30,760	56,420	34,380
福井県		71,900	27,680	44,220	19,560
山梨県		85,120	35,960	49,160	29,300
長野県		228,480	101,760	126,720	80,460
岐阜県		144,480	57,920	86,560	55,720
静岡県		184,760	80,840	103,920	53,980
愛知県		209,860	98,080	111,780	64,360
三重県		138,220	63,740	74,480	37,660
滋賀県		98,940	46,640	52,300	26,100
京都府		86,300	40,520	45,780	26,520
大阪府		91,280	38,560	52,720	24,520
兵庫県		199,220	81,960	117,260	69,340
奈良県		69,540	28,860	40,680	22,960
和歌山県		82,980	33,180	49,800	19,240
鳥取県		61,560	29,140	32,420	20,900
島根県		105,180	39,120	66,060	41,820
岡山県		175,280	92,800	82,480	50,880
広島県		184,840	78,560	106,280	64,760
山口県		128,080	53,640	74,440	42,740
徳島県		81,080	42,240	38,840	22,780
香川県		92,260	45,600	46,660	25,840
愛媛県		144,160	72,380	71,780	41,560
高知県		89,420	41,020	48,400	26,920
福岡県		169,240	74,660	94,580	47,540
佐賀県		80,520	37,720	42,800	23,060
長門県		120,280	58,340	61,940	34,540
大分県		168,980	86,320	82,660	46,300
熊本県		133,980	64,640	69,340	34,180
鹿児島県		111,540	56,380	55,160	33,800
沖縄県		240,920	138,940	101,980	63,860

農林省統計調査部調

註 この数字は全農家の $\frac{1}{20}$ をランダムに抽出調査し、その結果を単純に20倍し推計したものである。

前年度総数は1950.2.1現在

(61)

第44表 各都道府県の経営農用

都道府県別	総数	3反未満	3反以上5反	5反以上1町	1町以上1.5町
前年度総数	6,131,560	1,212,100	970,760	1,916,180	1,041,880
総数	6,099,220 (100.00)	1,192,180 (19.55)	982,420 (16.11)	1,935,880 (31.74)	1,046,900 (17.16)
北海道	236,400	33,960	15,480	17,900	11,100
青森県	113,300	13,560	12,760	28,940	20,800
岩手県	122,080	10,720	13,240	27,880	23,040
宮城県	119,700	14,040	13,660	29,900	23,700
秋田県	110,800	* 9,720	10,880	27,560	22,560
山形県	112,300	10,060	11,520	29,680	23,900
福島県	165,180	15,800	19,340	46,600	38,760
茨城県	211,160	23,360	25,300	61,980	50,980
栃木県	124,380	12,800	14,620	32,280	26,580
群馬県	129,920	15,560	18,240	43,620	33,000
埼玉県	167,160	19,900	20,460	53,880	42,680
千葉県	182,100	18,740	22,760	56,760	46,920
東京都	60,880	17,460	10,660	18,220	* 9,580
神奈川県	84,080	19,700	13,500	27,720	16,640
新潟県	211,880	17,880	23,660	67,420	48,200
富山県	82,320	* 7,140	10,420	26,660	19,860
石川県	87,180	16,480	15,380	34,080	13,320
福井県	71,900	12,480	12,580	26,800	14,140
山梨県	85,120	20,920	19,840	32,400	* 9,280
長野県	228,480	40,320	36,820	81,840	45,340
岐阜県	144,480	28,860	23,960	51,720	25,140
静岡県	184,760	48,340	32,520	61,400	31,900
愛知県	209,860	44,860	33,800	79,680	39,920
三重県	138,220	33,260	23,340	46,860	24,480
滋賀県	98,940	16,780	19,400	37,120	20,540
京都府	86,300	19,060	20,140	36,000	10,020
大阪府	91,280	32,680	25,240	29,180	* 3,820
兵庫県	199,220	50,600	45,800	81,560	18,640
奈良県	69,540	19,180	15,960	27,580	* 6,260
和歌山県	82,980	28,340	* 18,420	27,620	* 7,280
鳥取県	61,560	10,760	8,300	21,860	14,240
島根県	105,180	23,800	13,820	32,600	19,620
岡山県	175,280	35,620	32,060	60,640	29,620
広島県	184,840	55,560	36,140	51,660	21,760
山口県	128,080	27,220	25,420	45,140	21,760
徳島県	81,080	19,800	14,680	28,040	12,200
香川県	92,260	25,020	19,100	38,440	* 8,960
愛媛県	144,160	46,600	32,700	48,800	13,220
高知県	89,420	26,360	16,660	28,800	12,320
福岡県	169,240	32,360	31,340	57,240	31,560
佐賀県	80,520	14,760	12,720	25,740	15,720
長門県	120,280	37,280	19,360	36,420	19,200
大分県	168,980	41,140	24,840	46,860	29,640
熊本県	133,980	34,440	26,740	48,160	18,400
鹿児島県	111,540	19,120	16,180	38,520	21,880
沖縄県	240,920	69,880	52,660	76,120	28,420

農林省統計調査部調

註 (1) この数字は全農家の1/20をランダムに抽出調査して、その結果を単純に20倍して推計したものである。

(2) *印のついた数字は誤差が大きいとみなされるので注意して利用されたい。

(3) 前年度総数は1950.2.1現在

地面積の広狭別の農家数

(1951年2月1日)

1.5町以上2町	2町以上3町	3町以上5町	5町以上10町	10町以上20町	20町以上	例外規定に該当するもの
469,980	301,560	117,580	61,940	27,760	7,260	4,560
458,920 (7.52)	285,040 (4.67)	110,700 (1.82)	54,220 (0.89)	23,660 (0.39)	* 6,180 (0.10)	* 3,120 (0.05)
12,040	27,120	46,920	43,560	21,940	* 5,740	* 640
14,560	15,240	* 5,900	* 940	* 160	* *	* 440
16,680	16,800	* 8,340	* 4,000	* 940	* 280	* 160
16,320	16,680	* 5,200	* 120	* *	* *	* 80
17,680	16,920	* 4,980	* 420	* 60	* *	* 20
16,200	12,620	* 7,140	* 960	* 100	* *	* 120
24,360	16,720	* 3,420	* 140	* *	* *	* 40
31,720	15,960	* 1,720	* 80	* *	* *	* 60
18,200	16,340	* 3,140	* 200	* 100	* *	* 120
14,060	* 4,920	* 400	* 40	* 20	* 20	* 40
21,380	* 8,340	* 500	* *	* *	* *	* 30
24,360	11,180	* 1,200	* 20	* 20	* *	* 140
* 3,400	* 1,360	* 180	* *	* *	* *	* *
* 5,360	* 1,100	* 40	* 20	* *	* *	* *
28,200	22,360	* 3,980	* *	* *	* *	* 180
12,300	* 5,660	* 240	* 20	* *	* *	* 20
* 4,780	* 2,960	* 160	* *	* *	* *	* 20
* 4,780	* 1,000	* 20	* *	* *	* *	* 100
* 1,980	* 580	* 100	* 20	* *	* *	* *
15,820	* 6,780	* 1,380	* 220	* *	* *	* 60
* 8,120	* 4,320	* 1,700	* 540	* *	* 20	* 20
* 7,880	* 2,300	* 240	* *	* *	* *	* 180
* 9,240	* 2,280	* 60	* *	* *	* *	* 20
* 8,020	* 2,140	* 40	* *	* *	* *	* 20
* 4,640	* 400	* 40	* *	* *	* *	* *
* 780	* 160	* 140	* *	* *	* *	* 40
* 320	* *	* *	* *	* *	* *	* 60
2,000	* 460	* 100	* *	* *	* *	* *
* 520	* 40	* *	* *	* *	* *	* *
* 1,140	* 180	* *	* *	* *	* *	* *
* 4,440	* 1,520	* 340	* 100	* *	* *	* *
* 8,300	* 4,380	* 2,120	* 440	* *	* *	* 20
10,460	* 4,760	* 1,520	* 380	* 120	* *	* *
* 9,220	* 6,560	* 2,980	* 920	* 40	* *	* *
* 6,240	* 1,960	* 180	* 40	* *	* *	* 120
* 4,400	* 1,620	* 320	* *	* *	* *	* 20
* 600	* 60	* 20	* *	* *	* *	* 60
2,100	* 640	* 80	* *	* *	* *	* *
* 3,580	* 1,180	* 380	* 120	* *	* *	* 60
12,140	* 4,120	* 380	* 40	* *	* *	* *
* 7,660	* 3,620	* 280	* 20	* *	* *	* *
* 5,860	* 2,020	* 140	* *	* *	* *	* *
14,080	* 9,080	* 2,720	* 580	* *	* *	* 40
* 4,200	* 1,660	* 320	* 60	* *	* *	* *
* 9,620	* 5,100	* 940	* 80	* *	* *	* 100
* 9,180	* 3,840	* 700	* 100	* *	* *	* 20

第45表 各都道府県の男女別農家

都道府県別	項目別	世帯員数			主として自家の農業に従事する人		
		総数	男	女	総数	男	女
前年度総数		37,810,936	不明	不明	不明	不明	不明
総数		37,561,860	18,312,200	19,249,660	14,149,880	7,160,300	6,989,580
北海道	道庁管内	1,575,380	785,880	789,500	589,940	286,500	303,440
	道庁管内	788,140	389,840	398,300	293,680	143,560	150,120
	道庁管内	845,620	413,140	432,480	327,360	162,700	164,660
	道庁管内	893,940	440,040	453,900	288,660	164,700	123,960
	道庁管内	777,960	385,000	392,960	267,780	149,100	118,680
山形県	形島域	788,220	385,060	403,160	292,500	157,860	134,640
	形島域	1,175,320	565,400	609,920	430,440	214,860	215,580
	形島域	1,327,580	641,560	686,020	545,140	265,080	280,060
	形島域	848,220	409,160	439,060	317,420	157,840	159,580
	形島域	851,580	415,360	436,220	310,680	173,300	132,380
静岡県	玉葉京川	1,106,340	540,460	565,880	402,200	216,500	185,700
	玉葉京川	1,140,320	546,960	593,360	451,320	220,620	230,700
	玉葉京川	400,060	197,860	202,200	121,080	78,680	42,400
	玉葉京川	580,540	279,040	281,500	173,320	101,500	71,820
	玉葉京川	1,416,260	687,000	729,260	547,420	263,060	279,360
富山県	山川	499,860	248,820	251,040	201,000	94,920	106,080
	山川	499,660	244,200	255,460	186,220	88,220	98,000
	山川	400,520	194,980	205,540	144,580	67,920	76,660
	山川	522,440	254,800	267,640	163,040	96,380	66,660
	山川	1,339,480	655,480	684,000	534,980	263,660	271,320
岐阜県	卓爾知重	855,800	425,340	430,460	313,060	171,100	141,960
	卓爾知重	1,222,620	599,640	622,980	426,000	223,000	203,000
	卓爾知重	1,254,740	611,980	642,760	474,280	233,520	240,760
	卓爾知重	787,800	381,960	405,840	295,160	145,660	149,500
	卓爾知重	521,120	252,720	268,400	220,560	104,900	115,660
東京都	都庁管内	474,020	229,360	244,660	188,360	96,460	91,900
	都庁管内	522,100	254,940	267,160	153,180	106,460	46,720
	都庁管内	1,141,940	556,260	585,680	434,620	225,860	208,760
	都庁管内	396,260	191,460	204,800	119,260	77,720	41,540
	都庁管内	449,320	220,620	228,700	169,020	88,440	80,580
島根県	取根山島	376,460	182,320	194,140	156,480	72,820	83,660
	取根山島	604,480	296,480	308,000	244,000	119,680	124,320
	取根山島	982,480	479,840	502,640	391,960	200,040	191,920
	取根山島	1,011,200	492,560	518,640	389,520	185,760	203,760
	取根山島	705,660	345,460	360,200	275,500	129,540	145,960
徳島県	島川	503,140	245,420	257,720	192,800	94,060	98,740
	島川	536,880	261,680	275,200	209,400	101,440	107,960
	島川	848,960	414,660	434,300	305,540	166,460	139,080
	島川	487,540	236,120	251,420	205,760	101,980	103,780
	島川	1,061,320	513,500	547,820	396,500	188,680	207,820
佐賀県	賀崎本分	511,200	246,600	264,600	195,880	92,320	103,560
	賀崎本分	747,020	360,300	386,720	276,520	132,700	143,820
	賀崎本分	1,056,260	508,160	548,100	409,240	198,920	210,320
	賀崎本分	789,660	380,920	408,740	310,840	150,640	160,200
	賀崎本分	671,380	324,800	346,580	270,820	129,900	140,920
鹿児島県	島	1,285,660	619,060	666,600	536,860	245,280	291,580

農林省統計調査部調

- 註 (1) この数字は全農家数の1/20をランダムに抽出調査し、その結果を単純に20倍して推計したものである
 (2) 1) 農家に住んでいるすべての者の数をいう
 (3) 前年度総数は1950.2.1現在

人口

(1951年2月1日)

都道府県別	項目別	自家の農業以外の仕事に従事して収入を得ている人		
		総数	男	女
前年度総数		不明	不明	不明
総数		4,110,260	3,392,320	717,940
北海道	道庁管内	167,540	142,160	25,380
	道庁管内	71,800	63,740	8,060
	道庁管内	105,600	90,380	15,220
	道庁管内	80,420	67,920	12,500
	道庁管内	75,600	65,580	10,020
山形県	形島域	68,480	56,380	12,100
	形島域	94,820	79,960	14,860
	形島域	93,880	78,680	15,200
	形島域	76,040	58,680	17,360
	形島域	72,380	57,960	14,420
静岡県	玉葉京川	91,360	73,560	17,800
	玉葉京川	92,280	71,320	20,960
	玉葉京川	48,260	38,460	9,800
	玉葉京川	64,800	53,640	11,160
	玉葉京川	132,340	108,980	23,360
富山県	山川	62,200	51,180	11,020
	山川	77,480	59,520	17,960
	山川	59,340	46,200	13,140
	山川	64,660	47,740	16,920
	山川	167,280	135,660	31,620
岐阜県	卓爾知重	118,720	96,140	22,580
	卓爾知重	147,720	118,240	29,480
	卓爾知重	150,940	119,080	31,860
	卓爾知重	101,060	82,660	18,400
	卓爾知重	67,180	56,000	11,180
東京都	都庁管内	57,700	47,620	10,080
	都庁管内	67,900	54,220	13,680
	都庁管内	148,900	127,680	21,220
	都庁管内	49,200	40,900	8,300
	都庁管内	65,020	56,440	8,580
島根県	取根山島	41,380	35,520	5,860
	取根山島	85,400	73,960	11,440
	取根山島	96,960	83,140	13,820
	取根山島	128,140	108,200	19,940
	取根山島	95,480	80,880	14,600
徳島県	島川	47,580	40,480	7,100
	島川	60,840	50,760	10,080
	島川	90,340	76,480	13,860
	島川	64,720	53,000	11,720
	島川	125,680	103,440	22,240
佐賀県	賀崎本分	58,140	46,720	11,420
	賀崎本分	84,080	70,580	13,500
	賀崎本分	109,540	90,020	19,520
	賀崎本分	88,340	74,640	13,700
	賀崎本分	70,920	57,120	13,800
鹿児島県	島	121,820	100,700	21,120

第46表 各都道府県の農業改良普及員数及び生活改良普及員数 (1951年12月)

都道府県別	普及員種別	農業改良普及員		生活改良普及員	
		総数	男	総数	男
前年度総数		8,545	5,833		
総数		10,638	8,166		
北海道	道庁管内	829	599		
	道庁管内	214	151		
	道庁管内	255	141		
	道庁管内	244	151		
	道庁管内	236	100		
山形県	形島域	226	141		
	形島域	312	241		
	形島域	293	211		
	形島域	189	161		
	形島域	209	181		
静岡県	玉葉京川	242	201		
	玉葉京川	230	231		
	玉葉京川	77	91		
	玉葉京川	113	161		
	玉葉京川	388	221		
富山県	山川	175	121		
	山川	141	131		
	山川	142	141		
	山川	115	191		
	山川	412	181		
岐阜県	卓爾知重	289	241		
	卓爾知重	297	121		
	卓爾知重	293	171		
	卓爾知重	216	381		
	卓爾知重	190	171		
東京都	都庁管内	142	121		
	都庁管内	115	61		
	都庁管内	399	301		
	都庁管内	103	51		
	都庁管内	150	191		
島根県	取根山島	127	91		
	取根山島	228	91		
	取根山島	280	271		
	取根山島	369	161		
	取根山島	214	141		
徳島県	島川	140	81		
	島川	152	161		
	島川	267	151		
	島川	154	181		
	島川	348	171		
佐賀県	賀崎本分	157	131		
	賀崎本分	144	81		
	賀崎本分	210	301		
	賀崎本分	204	151		
	賀崎本分	180	111		
鹿児島県	島	273	301		

農林省農業改良普及部調

註 前年度総数は1950.12.現在

第47表 各都道府県の農業協同組合数と男女の組合員数

都道府県別	項目別	単位農業協同組合			信用事業を営む組合		
		組合数	組合員数		組合数	正組合員数	
			正組合員	準組合員		男	女
前年度総数		33,744	7,935,802	462,541	不明	不明	不明
総数		34,126	7,995,833	491,607	10,447	4,922,386	470,564
北海道	道庁	1,220	221,497	12,113	211	126,631	11,448
	釧路	652	144,578	1,993	218	87,730	10,023
	十勝	1,057	176,799	4,713	283	115,940	8,137
	釧路	1,351	189,654	2,951	202	117,793	12,074
	十勝	705	174,749	3,780	236	113,430	15,863
山形県	山形	918	166,853	7,148	未報告	未報告	未報告
	天童	3,091	221,371	3,276	297	122,254	7,774
	天童	1,087	246,870	6,736	396	186,032	14,013
	天童	410	148,672	12,598	155	102,404	8,225
	天童	2,116	235,270	11,324	191	122,857	7,418
埼玉県	埼玉	1,685	268,541	4,512	372	174,725	9,977
	埼玉	1,053	258,656	9,643	327	174,994	12,691
	埼玉	241	73,021	10,335	未報告	未報告	未報告
	埼玉	426	98,603	5,850	173	75,479	3,383
	埼玉	637	247,508	15,472	443	220,678	19,798
東京都	東京	371	115,058	12,456	259	95,961	14,181
	東京	406	112,077	4,594	251	79,667	5,627
	東京	258	80,619	5,658	178	71,638	7,065
	東京	1,069	112,400	5,553	223	79,980	3,387
	東京	1,290	317,858	21,083	412	234,925	13,653
岐阜県	岐阜	1,530	195,017	19,707	347	140,757	6,465
	岐阜	539	221,703	19,746	337	179,503	19,348
	岐阜	841	259,632	19,738	359	186,926	13,024
	岐阜	970	191,600	18,100	361	124,118	11,058
	岐阜	298	108,473	10,447	187	94,983	7,038
静岡県	静岡	303	94,365	7,129	234	84,263	4,480
	静岡	436	98,937	14,550	191	73,746	5,175
	静岡	566	230,118	2,311	378	207,184	19,812
	静岡	233	77,705	15,186	118	52,855	3,808
	静岡	303	104,687	10,921	230	85,805	8,401
千葉県	千葉	266	78,497	4,407	182	59,702	6,116
	千葉	395	123,007	13,321	未報告	未報告	未報告
	千葉	532	193,223	9,850	未報告	未報告	未報告
	千葉	660	238,970	29,567	413	183,635	25,491
	千葉	374	183,489	14,777	237	120,564	14,781
徳島県	徳島	361	127,802	5,438	112	64,861	11,396
	徳島	299	133,255	8,169	171	97,688	15,359
	徳島	631	188,975	18,158	318	148,341	16,510
	徳島	462	141,946	8,169	160	68,925	4,958
	徳島	455	249,239	33,993	336	187,726	35,852
佐賀県	佐賀	294	122,210	11,029	132	84,842	14,952
	佐賀	432	144,839	6,162	218	114,726	10,779
	佐賀	1,427	241,540	7,073	325	136,996	15,580
	佐賀	758	175,742	5,803	274	121,122	15,444
	佐賀	289	156,849	7,657	未報告	未報告	未報告
大分県	大分	489	303,359	8,411	未報告	未報告	未報告
熊本県	熊本						
鹿児島県	鹿児島						
沖縄県	沖縄						
調査年月日		1951.3.31			1950.6.30		

農林省農政局農業協同組合課

注(1) 正組合員は農業を営んでいる組合員。準組合員は農業以外の職業人で組合員になっているもの

(2) 前年度総数は1950.9現在

1952年8月25日印刷

1952年8月30日発行

編集兼
発行人 東京都千代田区大手町一番地
労働省婦人少年局

印刷人 東京都新宿区花園町六十四番地
百瀬政雄

印刷所 東京都新宿区花園町六十四番地
信陽堂印刷株式会社